令和5年12月第430回定例福井県議会議案

福 井 県

目 次

第85号議案	令和5年度福井県一般会計補正予算(第4号)(1)
第86号議案	令和5年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算(第1号)(15)
第87号議案	令和5年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)(19)
第88号議案	令和5年度福井県病院事業会計補正予算(第2号)
第89号議案	令和5年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算(第1号)(23)
第90号議案	令和5年度福井県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
第91号議案	令和5年度福井県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)(27)
第92号議案	令和5年度福井県臨海下水道事業会計補正予算(第1号)(29)
第93号議案	福井県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について(31)
第94号議案	福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について
第95号議案	福井県国民健康保険条例の一部改正について(81)
第96号議案	福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部改正について(83)
第97号議案	指定管理者の指定について
第98号議案	指定管理者の指定について
第99号議案	指定管理者の指定について
第100号議案	指定管理者の指定について
第101号議案	指定管理者の指定について
第102号議案	指定管理者の指定について
第103号議案	指定管理者の指定について

第104号議案	指定管理者の指定について))
第105号議案	指定管理者の指定について(101	.)
第106号議案	中央児童相談所・婦人相談所 (仮称) 建築工事請負契約の変更について	3)
第107号議案	令和6年度当せん金付証票の発売について(105	;)
報告第26号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定および和解について)	')
報告第27号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定および和解について)	.)
報告第28号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定および和解について)	;)
報告第29号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定および和解について))
予算案説	明書	
一 般 会	計	
歳入歳出予	算事項別明細書(123	;)
特別	会 計(193	;)
福井県病隊	宅事業会計 ······(197	')
臨海工業用地等	ş造成事業会計 ······(216	;)
工業用水道	事業会計 (227	')
水道用水供	給事業会計(241	.)
臨海下水道	事業会計 (258	;)

第85号議案

令和5年度 福井県一般会計補正予算 (第4号)

令和5年度福井県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,651,965千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ574,689,314千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」 による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費 | による。

(債務負担行為の補正)

- 第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。
- 2 債務負担行為の変更は、「第4表の1債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和5年11月28日提出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地方交付税		130, 844, 722	3, 206, 508	134, 051, 230
	1 地方交付税	130, 844, 722	3, 206, 508	134, 051, 230
7 分担金および負担金		2, 018, 177	826, 370	2, 844, 547
	1 負担金	2, 018, 177	826, 370	2, 844, 547
9 国庫支出金		74, 353, 851	14, 530, 380	88, 884, 231
	1 国庫負担金	39, 655, 269	8, 534, 151	48, 189, 420
	2 国庫補助金	34, 100, 184	5, 996, 229	40, 096, 413
14 諸収入		49, 225, 497	12, 707	49, 238, 204
	7 雑入	3, 899, 784	12, 707	3, 912, 491
15 県債		66, 309, 000	15, 076, 000	81, 385, 000
	1 県債	66, 309, 000	15, 076, 000	81, 385, 000
補正されなか	った款に係る額	218, 286, 102		218, 286, 102
歳	合 計	541, 037, 349	33, 651, 965	574, 689, 314

	歳	出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		1, 046, 225	7, 307	1, 053, 532
	1 議会費	1, 046, 225	7, 307	1, 053, 532
2 総務費		50, 275, 332	283, 142	50, 558, 474
	1 総務管理費	12, 113, 379	117, 025	12, 230, 404
	2 企画費	26, 601, 372	163, 581	26, 764, 953
	5 選挙費	438, 783	339	439, 122
	8 人事委員会費	93, 000	1,001	94, 001
	9 監査委員費	129, 965	1, 196	131, 161
3 民生費		57, 659, 573	629, 943	58, 289, 516
	1 社会福祉費	35, 170, 069	599, 059	35, 769, 128
	2 児童福祉費	21, 572, 063	30, 884	21, 602, 947
4 衛生費		26, 600, 453	795, 951	27, 396, 404
	1 公衆衛生費	17, 384, 876	42, 612	17, 427, 488
	2 環境衛生費	1, 819, 300	72, 748	1, 892, 048
	3 保健所費	206, 040	445	206, 485
	4 医薬費	7, 190, 237	680, 146	7, 870, 383

5 労働費		1, 945, 950	94, 862	2, 040, 812
	1 労政費	1, 452, 871	91, 429	1, 544, 300
	2 職業訓練費	416, 436	2, 969	419, 405
	3 労働委員会費	76, 643	464	77, 107
6 農林水産費		32, 541, 518	5, 910, 735	38, 452, 253
	1 農業費	11, 358, 562	238, 914	11, 597, 476
	2 畜産業費	537, 728	64, 589	602, 317
	3 農地費	10, 016, 156	4, 214, 973	14, 231, 129
	4 林業費	9, 074, 332	1, 260, 982	10, 335, 314
	5 水産業費	1, 554, 740	131, 277	1, 686, 017
7 商工費		63, 221, 523	1, 875, 760	65, 097, 283
	1 商業費	49, 673, 460	1, 608, 200	51, 281, 660
	2 工鉱業費	11, 305, 283	243, 234	11, 548, 517
	4 観光費	2, 216, 142	24, 326	2, 240, 468
8 土木費		58, 049, 727	22, 588, 632	80, 638, 359
	1 土木管理費	7, 209, 900	71, 499	7, 281, 399
	2 道路橋りょう費	28, 867, 479	9, 204, 177	38, 071, 656
	3 河川海岸費	17, 488, 882	13, 004, 756	30, 493, 638
	4 港湾費	2, 764, 826	91,000	2, 855, 826

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 都市計画費	1, 245, 636	217, 200	1, 462, 836
9 警察費		23, 042, 540	329, 687	23, 372, 227
	1 警察管理費	20, 958, 935	329, 687	21, 288, 622
10 教育費		96, 660, 403	1, 135, 946	97, 796, 349
	1 教育総務費	16, 179, 287	99, 595	16, 278, 882
	2 小中学校費	39, 910, 222	526, 425	40, 436, 647
	3 高等学校費	18, 397, 910	286, 071	18, 683, 981
	4 特別支援学校費	8, 161, 318	164, 614	8, 325, 932
	5 大学費	3, 569, 808	19, 369	3, 589, 177
	6 社会教育費	8, 806, 542	35, 889	8, 842, 431
	7 保健体育費	1, 635, 316	3, 983	1, 639, 299
補正されなか・	った 款 に 係 る 額	129, 994, 105		129, 994, 105
歳出	合 計	541, 037, 349	33, 651, 965	574, 689, 314

第2表 継続費補正(追加)

(単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
災害復旧費	土木施設災害復旧費	河川等	災害復旧	事業費		1, 023, 239	令和	5年度		300	0,000
		一級河	川打波川 上打波地係				令和	6年度		200	0,000
		「落差工		J			令和	7年度		523	3, 239
災害復旧費	土木施設災害復旧費	河川等	災害復旧	事業費		419, 824	令和	5年度		150	0,000
		(木の勢) 大野市	上打波地係				令和6年度			100	0,000
		砂防堰	是工	J			令和	7年度		169), 824

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

			/ 3 F1	,					
	款				Ą	Į		事業名	金額
								県営かんがい排水事業費(公共)	400,000
								県営土地改良総合整備事業費 (公共)	2, 521, 000
				農	Į,	L.	串	県 営 一 般 農 道 整 備 事 業 費 (公共)	90, 000
				辰	坩	<u>n</u>	費	県 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費 (公共)	176, 000
								県 営 た め 池 等 整 備 事 業 費 (公共)	768, 525
農	林 水	産	費					湛 水 防 除 事 業 費 (公共)	225, 000
								造 林 事 業 費(公共)	750, 000
				林	当	É	費	団 体 営 林 道 事 業 費 (公共)	18, 000
								治 山 事 業 費 (公共)	249, 000
				水	産	業	費	沿岸漁業振興対策費	30, 475
				7,7)生	术	貝	漁 港 修 築 事 業 費 (公共)	90, 000
商	エ		費	エ	鉱	業	費	地場産業振興対策事業費	528, 891
								交 通 安 全 施 設 整 備 費 (公共)	645, 944
								道 路 災 害 防 除 費 (公共)	332, 100
土	木		費	道路	橋)	う費	県 単 道 路 補 修 費	400, 000
								道 路 改 良 費 (公共)	3, 722, 600
								県 単 道 路 改 良 費	200, 000

		直 轄 道 路 事 業 負 担 金	2, 692, 000
	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	橋 り ょ う 補 修 費(公共)	1, 080, 005
	道路橋りょう費	橋 りょう 整 備 費(公共)	409, 500
		雪寒道路整備費(公共)	300, 048
		基 幹 河 川 改 修 費(公共)	2, 402, 000
		堰 堤 改 良 費 (公共)	469, 000
		日 野 川 総 合 開 発 事 業 費 (公共)	2, 946, 100
		総 合 流 域 防 災 事 業 費 (公共)	1, 229, 000
		県 単 河 川 維 持 修 繕 費	28, 900
土木費		県 単 河 川 局 部 改 良 費	170, 000
	河 川 海 岸 費	県 単 河 川 開 発 費	80, 000
		直轄河川事業負担金	3, 946, 400
		通 常 砂 防 事 業 費(公共)	1, 830, 500
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 (公共)	507, 500
		砂 防 災 害 防 止 事 業 費	80, 000
		直轄砂防事業負担金	27,720
		海 岸 保 全 事 業 費(公共)	271, 500
	港湾費	港 湾 改 修 費 (公共)	168, 900
	如 士 弘 丽 連	重 要 幹 線 街 路 事 業 費 (公共)	156, 392
	都 市 計 画 費	都 市 公 園 整 備 事 業 費 (公共)	47, 398

第85号議案																										
		款								項						事	Ī		業	É		名			金	額
災	害	復	旧	費		土	木	施	設	災旨	害 彳	复旧	一費		河	Л	等	災	害	復	旧	費(公共)			1, 761, 70

第4表 債務負担行為補正(追加)

(単位 千円)

	事				項		期	間	限	度	額
土	地	改	良	事	業	費	令和6年度~	令和7年度			594, 000
農	地	防	災	事	業	費	令和6年度~	令和7年度		1	, 120, 000
治	Ц	Ц	事	**	É	費	令和 6	年度			243, 000

7,000 3	成米 下	11.0 1 /2	THATTAN	12211	1111	(7): - 0 /										12
第	4表(か 1	債	務負	担行	為補正	(変更)								(単位	千円)
	車				項		補	正		前		補	正		後	
事				垻		期	間	限	度	額	期	間	限	度	額	
河	Ш	改	良	事	業	費	令和 6 4	年度		509	000,	令和 6	年度		60	9, 000

第5表 地方債補正(変更)

(単位 千円)

	起	債	0)	目	的			補		正			前					補		正			後		
		貝	V)	Н	пу		限」	度 額	起債の方法	利	率	償	還	の	方 法	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	の	方 法
土	地	改	良災	事	業	費		362, 000 375, 000	または無券発行	7.0% ただしている ただしている ただしている 大では 大大 大大 大大 大大 大大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	利昔金を本つし直れ地機で、をて後 を本つし直がししい。 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいしいで、 はいで、 は				年以内 年以内)		2, 224 1, 038		普ま証券 資金、 政府資金、 での他	7.0% ただりない ただり 大だし 大き 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で す で す で す で す で す で	国本見の 車れ地機で、を ではないしい				F以内 年以内)
治	Д Д		事	ず		費		186, 000		,,,							2, 310		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,					
漁	港	· 建	設	事	業	費		355, 000		,,,								, 000	"	,,					
道	路	各	事	当	崔	費	9,	314, 000) II	"						1	1, 982	, 000	"	"					
国	直	轄	道路	事	業	費	7,	786, 000) II	"						1	0, 478	, 000	"	"					
河	JI	I	事	当	美	費	5,	500, 000) II	"							8, 791	, 000	"	"					
国	直	轄	河川	事	業	費	4,	759, 000)	"							8, 704	, 000	"	"					
砂	B	方	事	ヺ	美	費	1,)22, 000)	"							2, 124	, 000	"	"					
国	直	轄	砂防	事	業	費		125, 000)	"							152	, 000	"	"					
海	岸	保	全	事	業	費		90, 000) II	"							226	, 000	"	"					
港	湾	建	設	事	業	費		292, 000) II	"							352	, 000	"	"					
街	路	各	事	ヺ	美	費		163, 000) II	"							199	, 000	"	"					
公	遠	緑	地	事	業	費		244, 000) II	11							269	, 000	11	JJ.					

第85号議案 令和5年度福井県一般会計補正予算(第4号)

起債	の目的			補		正			前					補		正			1	发	
		限	度	額	起債の方法	利	率	償	還(のこ	方 法	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	0)	方
合	計	34	, 173	, 000								4	9, 24	9, 000							
															I						

第86号議案 令和5年度 福井県駐車場整備事業特別会計補正予算 (第1号)

令和5年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,708千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出

別表歳入歳出予算補	京正 歳	入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		106, 978	1, 277	108, 255
	1 一般会計繰入金	106, 978	1, 277	108, 255
補正されなかっ	った 款 に 係 る 額	66, 453		66, 453
歳	合 計	173, 431	1, 277	174, 708

	歳	出		(単位 千円)
	項	補正前の額	補 正 額	計
		173, 431	1, 277	174, 70
1 駐車場團		173, 431	1, 277	174, 70
出合	計	173, 431	1, 277	174, 70
- I	I	1 駐車場整備費	173, 431 1 駐車場整備費 173, 431	173,431 1,277 1 駐車場整備費 173,431 1,277

第87号議案 令和5年度 福井県港湾整備事業特別会計補正予算 (第3号)

令和5年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、次表「繰越明許費」による。

繰越明許費

	款			項		事	業	名	金	額
土	木	費	港	湾	費	港湾施設整備	事業費			千円 464,000

令和5年11月28日提出

第88号議案

令和5年度 福井県病院事業会計補正予算 (第2号)

(総 則)

第1条 令和5年度福井県病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出の補正)

第2条 令和5年度福井県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補 正する。

(科	目)		(補正前の額)	(補正額)	(計)
			収	入	
第1款 病 院 事	業収	益	26,696,934千円	25,730千円	26,722,664千円
第2項 医 業	外収	益	4,507,869千円	25,730千円	4,533,599千円
			支	出	
第1款 病 院 事	業費	用	25,540,014千円	150,022千円	25,690,036千円
第1項 医 業	費	用	24,904,396千円	150,022千円	25,054,418千円
(議会の議決を経なけ	れば流用す	ることのできない	怪費の補正)		
第3条 予算第8条に	定めた経費	の金額を次のとおり)補正する。		
(科	目)		(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員	給 与	費	10,807,246千円	150,022千円	10,957,268千円

令和5年11月28日提出

第89号議案 令和5年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的支出の補正)

第2条 令和5年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支 出額に対し不足する額「161,213千円」を「161,715千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

 (科 目)
 (補正前の額)
 (補正額)
 (計)

 支
 出

 第1款 資本的支出
 951,935千円
 502千円
 952,437千円

 第1項 福井臨海工業用地等 遺 成事業費
 951,935千円
 502千円
 952,437千円

 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

(成立) 成び と 性 な () 4 ((4 () 1) 1) る こ こ () く ご な () 社 員 () 情 正)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

 (科
 目)
 (補正前の額)
 (補正額)
 (計)

 (1) 職員給与費
 32,282千円
 502千円
 32,784千円

令和5年11月28日提出

第90号議案

令和5年度 福井県工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度福井県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和5年度福井県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (補正前の額) (補正額)

支出

第1款 工業用水道事業費用 718,130千円 1,254千円 719,384千円

第1項 営 業 費 用 676,543千円 1,254千円 677,797千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目) (補正前の額) (補正額) (計)

(1) 職 員 給 与 費 65,547千円 1,254千円 66,801千円

令和5年11月28日提出

福井県知事 杉 本 達 治

(計)

第91号議案

令和5年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度福井県水道用水供給事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和5年度福井県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正 する。

(科 (補正前の額) (補正額) (計) 目) 出 支 第1款 水 道 事 業 費 用 3,062,577千円 2.276千円 3,064,853千円 2,899,858千円 第1項 営 業 費 2.276千円 用 2,902,134千円 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)(補正前の額)(補正額)(計)(1) 職 員 給 与 費180,787千円2,276千円183,063千円

令和5年11月28日提出

第92号議案

令和5年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度福井県臨海下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和5年度福井県臨海下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正す る。

(科 目) (補正前の額)

(補正額) Ж

(計)

幸

1,216,145千円

772千円

1,216,917千円

第1項 営 業 費 用

第1款 下水道事業費用

1,193,957千円

772千円

1,194,729千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)

(補正前の額)

(補正額)

(計)

(1) 職 員 給 与 費

45.007千円

772千円

45.779千円

令和5年11月28日提出

福井県知事杉本 達 治

第九十三号議案

福井県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

福井県職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

和五年十一月二十八日提出

令

福

井県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第号

福井県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の三の規定に基づき、職員(市 町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条および第二条に規定する職員を含む。以下同じ。)の高齢者部分休 業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第二条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で人事委員会規則の定める時間

を上限とし、五分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、年齢五十年とする。

3 法第二十六条の三第一項の規定により職員が申請をする場合において、当該申請において示す日は、前項に規定する年齢に達した日の

属する年度の翌年度の四月一日以後の日でなければならない。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第三条 第二十四号)第十四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第十八条に規定す 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、 福井県一般職の職員等の給与に関する条例 (昭和二十九年福井県条例

(退職手当の取扱い)

る勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第四条 により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第七項中「前各項」とあるのは「前各項および福井県職員の高齢者部分 分休業に関する条例第四条」とする。 休業に関する条例(令和五年福井県条例第 号)第四条」と、同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項および福井県職員の高齢者部 の一に相当する期間を福井県職員等の退職手当に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十五号)第七条第一項から第六項までの規定 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分

(承認の取消しまたは休業時間の短縮)

第五条 縮することができる。 部分休業の承認を取り消し、または休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短 者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者 任命権者(市町村立学校職員給与負担法第一条および第二条に規定する職員については、市町教育委員会。以下同じ。)は、 高齢

(休業時間の延長)

第六条 は、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるとき

(人事委員会規則への委任)

則

附

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

案 理

提

由

職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令 和 Ŧî. 年 + 月二十 八 日 提 出

福

井 県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第 号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例 (昭和二十九年福井県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。	当、災害 十四条お	住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当(第十二条のつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、	勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬でき作りに、 きりどき エット 大阪できる	長条列第二号。以下「助务寺間条列」という。) 第八条第一頁こ見定するE見第二条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井	(給料)	改正後
)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、等派遣手当および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。	附則第十九項において同じ。)、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害三の規定による手当を含む。第十八条、第二十四条および第二十七条ならびに	住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当(第十二条のつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、	間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬でコーチール。 - 質別の - 質別の - でいまった - 質別の - でいまった - 質別の - でいまった - ではまった - でいまった - でいまた - でいま	- 長条列第二号。以下「勤务寺間条列」という。) 第八条第一頁こ見定けるE見第二条 - 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井	(給料)	改正前

第九十四号議案

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

退職手当を除いたものとする。管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および

(初任給、昇格および昇給の基準)

第四条 (略

2~12 (略)

間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第類は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げるり採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月り採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月13 地方公務員法第二十二条の四第一項または第二十二条の五第一項の規定によ

間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。料月額に、勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時給料月額は、第二項および第四項の規定にかかわらず、これらの規定による給一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条の規定により採用された職員の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条の規定により採用された職員の一般職の任期付職員の採用に関する法律第十八条第一項または地方公共団体の

(初任給調整手当)

第八条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定め第八条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定め第八条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定め第八条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定め

- 五百円 難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万九千 難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万九千 医療職給料表□の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困
- 規則で定めるもの 月額五万千百円 補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会二 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の

三•匹(略

2 3 (略

(期末手当)

退職手当を除いたものとする。管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および

(初任給、昇格および昇給の基準)

第四条 (略

12 (略)

。 務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする 例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤 げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条 料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲 り採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の基準給 地方公務員法第二十二条の四第一項または第二十二条の五第一項の規定によ

(初任給調整手当)

第八条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定め第八条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定めるごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

【写り 難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万八千 一 医療職給料表□の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困

規則で定めるもの 月額五万八百円 補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会二 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の

三·四 (略)

2・3 (略)

(期末手当)

第二十一条 (略)

財末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十
 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五(特定幹部)
 前におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めを考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にを考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にを考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にを考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にを考慮して得た額とする。

~匹 (略

、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。「百分の百二十」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とあるのは「百分の百二十五」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百二十五」と。

4~7 (略

(勤勉手当)

第二十二条 (略)

- 額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に
- 面の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤一前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の動一前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤而 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤而 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤
- 百分の五十(特定幹部職員にあつては、百分の六十)を乗じて得た額の総額特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五)、十二月に支給する場合には勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十七・五(二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間

3~5 (略)

第二十二条の三 災害派遣手当は、災害応急対策、災害復旧、大規模災害に(災害派遣手当)

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

第九十四号議案

第二十一条 (略)

2

に定める割合を乗じて得た額とする。 に定める割合を乗じて得た額とする。 に定める職員(第二十二条第二項および附則第二十項において「特定幹部職員で定める職員(第二十二条第二項および附則第二十項において「特定幹部職員ある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則ある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則ある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則ある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則ある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則

一~四 (略)

3

は「百分の五十七・五」とする。「百分の百二十」とあるのは「百分の下十七・五」と、「百分の百」とあるの定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中

4~7 (略)

二十二条 (略)

額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に

つては、百分の百二十)を乗じて得た額の総額 対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百(特定幹部職員にあ対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百(特定幹部職員にあた職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七た職員にあつては、退職し、または死亡し勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡し勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡し一)前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員(当該職員の勤

百分の五十七・五)を乗じて得た額の総額 勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五(特定幹部職員にあつては、二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間

3~5 (略)

(災害派遣手当)

| 災害派遣手当は、災害応急対策、災害復旧、大規模災害に係る | 第二十二条の三|| 災害派遣手当は、災害応急対策、災害復旧、大規模災害に係る

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

在することを要する場合に限り、支給する。対策の実施のため派遣された職員が住所または居所を離れた福井県の区域に滞事態措置の実施のため派復興計画の作成等、国民の保護のための措置または特定新型インフルエンザ等 復興計画の作成等、国民

2

(略)

2 (略)

別表第一から別表第五の二までを次のように改める。

に滞在することを要する場合に限り、支給する。
事態措置の実施のため派遣された職員が住所または居所を離れた福井県の区域復興計画の作成等、国民の保護のための措置または新型インフルエンザ等緊急

三八

別表第1 (第3条関係)

-	別表第	等1 (第	第3条関係	(5)							
日子美				行	政	職	給 料	表			
25	職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
計上	区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
+			円	円	円	円	円	円	円	円	円
・ことなり		1	162, 100	208, 000	240, 900	271,600	295, 400	305, 400	345, 200	410, 300	459, 900
		2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	307, 600	347, 800	412, 700	463, 000
)		3 4	164, 400 165, 500	211, 400 212, 900	243, 800 245, 200	274, 700 276, 300	299, 500 301, 400	309, 800 312, 100	350, 300 352, 900	415, 200 417, 600	466, 000 469, 000
114		4	105, 500	212, 900	240, 200	270, 300	301, 400	312, 100	332, 900	417,000	409,000
		5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	314, 300	355, 400	419, 500	472,000
うなみに見		6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	316, 500	358, 000	421,600	475,000
<i>r</i>		7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	318, 800	360, 400	423, 700	478, 000
		8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	321,000	363, 000	425, 900	481, 100
10 O		9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	323, 100	365, 500	427, 800	483, 800
1		10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312,000	325, 300	368, 100	429, 900	486, 900
刊		11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	327, 500	370, 500	432, 000	489, 900
)		12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	329, 500	372, 900	433, 900	493, 000
ß		13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	331, 500	374, 800	435, 600	495, 700
Z :: : : : :		14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	333, 500	377, 300	437, 400	498,000
-		15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	335, 400	379, 600	439, 300	500, 300
,		16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	337, 300	382, 100	441, 200	502, 600
		17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	339, 200	384, 500	443, 000	504, 600
		18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	341, 200	387, 100	444, 800	506, 000
		19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	343, 200	389, 700	446, 600	507, 500
		20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	345, 200	392, 300	448, 300	508, 900
		21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	347, 000	394, 600	450, 100	510, 100
		22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	349, 000	396, 900	451,600	511,500
		23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	350, 900	399, 100	453, 000	513,000
		24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	352, 800	401, 400	454, 500	514, 500
		25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	354, 500	403, 200	455, 900	515, 600
		26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342,600	356, 500	405, 100	457, 200	516, 700
		27 28	199, 400 200, 900	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	358, 300 360, 200	407, 000	458, 500	517, 900
		40	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	300, 200	408, 800	459, 700	519, 100
		29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	362, 100	410,600	460, 700	520, 100
		30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	364, 000	412, 400	461, 400	521,000
		31 32	205, 200 206, 600	250, 600 251, 500	283, 300 284, 800	324, 400 326, 400	351, 700 353, 500	365, 900 367, 800	414, 200 416, 000	462, 200 462, 900	521, 900 522, 800
		34	200, 000	231, 300	204, 000	320, 400	333, 300	307, 800	410,000	402, 300	322, 800
		33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	369, 700	417, 600	463, 600	523, 600
		34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	371, 600	419, 100	464, 400	524, 500
		35 36	210, 600 211, 900	254, 100 254, 900	289, 000 290, 500	331, 500 333, 500	358, 800 360, 500	373, 500 375, 400	420, 600 422, 100	465, 100 465, 700	525, 200 525, 700
		50	<i>2</i> 11, <i>J</i> 00	201, 300	250, 500	555, 500	500, 500	070, 100	122, 100	100, 700	020, 100
Ē		37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	376, 900	423, 600	466, 200	526, 400
u		38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	378, 700	424, 900	466, 800	527, 000
		39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	380, 500	426, 200	467, 400	527, 800
				1	l	l	l	l	I	l	

九十

-四号議

福

井

県

般

職の

職

員

等の

給与に関する条例等

 \dot{O}

部改正につ

e V

÷

ı											
笙		86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	409, 600			
カー										!	
子		87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	409, 900			
应		88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	410, 100			
号						'					
第九十四号議案		89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	410, 300			
条		90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	410,600			
墙		91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	410, 900			
倫 土		92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	411, 100			
福井県一		<i>-</i>	210, 100	200,000		001,	000,000	111, 100			
元		വാ	240 400	205 700	242 200	202 000	394, 000	411 200			
般		93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	411, 300			
般職		94		295, 900	343, 600	382, 500					
の		95		296, 200	344, 100	382, 900					
職		96	'	296, 600	344, 500	383, 300					
員						'					
等		97	'	296, 800	344, 700	383, 600					
() (A)		98	'	297, 100	345, 100	384, 100					
稻											
子		99	'	297, 500	345, 500	384, 500					
の職員等の給与に関する条例等		100	'	297, 900	345, 800	384, 900					
る						'					
る		101		298, 100	346, 100	385, 200					
条		102	'	298, 400	346, 500	385, 700					
例		103		298, 800	346, 900	386, 100					
等		104	'	299, 100	347, 300	386, 500					
の		104	'	233, 100	347,300	300, 300					
<u></u>		105	'	200 200	247 900	200 200					
歌		105		299, 300	347, 800	386, 800					
└		106		299, 600	348, 200	'					
部改正に		107		300,000	348, 600	'					
トつ		108	'	300, 300	349, 000	'					
いり					' '	'					
て		109		300, 500	349, 500	'					
`		110	'	300, 300	349, 900						
						'					
		111		301, 300	350, 200	'					
		112		301, 600	350, 500	'					
		I	'			'					
		113	'	301, 800	351,000	'					
		114		302,000		'					
		115	'	302, 300		'					
		116	'	302, 300		'					
		110	'	304, 700		'					
		115		222 222		'					
		117		302, 900		'					
		118		303, 100		'					
		119	'	303, 400		'					
		120	'	303, 700		'					
			'			'					
	l	121		304, 100			į l				
						'					
		122		304, 300		'					
		123		304, 600		'					
		124	'	304, 900		'					
		I	'			'					
		125	'	305, 200		'					
	± = 24				<u> </u>						
	定年前 再任用		基準給料月額								
	短時間	ŀ	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	勤務	I									
_	職員	I	188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200	442, 400
四											

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

	警	察	職	給	料	表
--	---	---	---	---	---	---

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
区 分	号 給	給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	Ρ.
	1	188, 100	204, 100	227, 900	265, 300	302, 500	326, 500	351, 800	384, 600	425, 00
	2 3	189, 900 191, 800	205, 800 207, 600	229, 900 231, 700	266, 800 268, 200	304, 300 306, 000	328, 600 330, 600	354, 000 356, 200	386, 800 388, 700	426, 80 428, 70
	4	193, 500	209, 400	233, 500	269, 600	307, 800	332, 600	358, 100	390, 600	430, 60
	5	194, 900	211, 300	235, 500	271, 100	309, 300	334, 600	360,000	392, 300	432,00
	6	196, 800	213, 400	237, 000	272, 400	311, 100	336, 100	362,000	394, 300	433, 60
	7 8	198, 600 200, 500	215, 700 217, 900	238, 500 240, 100	273, 600 274, 800	313, 000 314, 900	337, 600 339, 100	364, 000 365, 800	396, 100 397, 900	435, 20 436, 70
								367, 500		
	9 10	202, 100 203, 800	219, 800 221, 900	242, 000 243, 600	275, 800 277, 000	316, 500 318, 500	340, 600 342, 800	367, 500	399, 600 401, 500	438, 10 439, 80
	11	205, 500	224, 000	245, 300	278, 200	320, 500	345,000	371, 500	403, 500	441, 40
	12	207, 200	225, 800	246, 800	279, 300	322, 500	347, 000	373, 500	405, 500	442, 80
	13	208, 900	227, 600	248, 500	280, 400	324, 400	348, 800	375, 300	407, 100	443, 70
	14 15	210, 900 213, 000	229, 400 231, 100	250, 400 252, 200	281, 700 282, 700	326, 000 327, 500	350, 800 352, 700	377, 300 379, 300	409, 200 411, 200	445, 30 447, 10
	16	215, 000	232, 700	254, 000	283, 700	329, 000	354, 600	381, 300	413, 300	448, 90
	17	217, 100	234, 600	255, 300	284, 400	330, 500	356, 500	382, 900	415, 000	450, 40
	18	218, 900	236, 000	256, 800	285, 800	332, 700	358, 500	384, 900	416, 600	452, 20
	19 20	220, 800 222, 700	237, 400 238, 800	258, 300 259, 700	287, 100 288, 400	334, 800 336, 900	360, 400 362, 400	386, 800 388, 800	418, 200 419, 800	454, 00 455, 70
	21	224, 600	240, 400	261, 100	289, 400	338, 600	364, 100	390, 500	421, 300	457, 30
	22	226, 400	241, 900	261, 900	290, 400	340, 400	366, 000	392, 600	422, 900	459, 00
	23 24	228, 000 229, 500	243, 500 245, 100	262, 700 263, 600	291, 600 292, 700	342, 200 344, 000	367, 800 369, 700	394, 600 396, 600	424, 300 425, 700	460, 60 462, 40
	25 26	231, 400 232, 800	246, 700 248, 300	264, 500 265, 600	293, 600 295, 100	345, 900 347, 900	371, 400 373, 400	398, 100 400, 100	426, 800 428, 200	463, 90 465, 30
	27	234, 100	249, 900	266, 700	296, 700	349, 800	375, 400	402, 100	429, 700	466, 80
	28	235, 500	251, 400	267, 600	298, 200	351, 600	377, 400	404, 200	431, 200	468, 10
	29	237, 200	252, 400	268, 400	299, 800	353, 400	379, 200	405, 700	432, 500	469, 30
	30 31	238, 900 240, 500	253, 900 255, 400	269, 400 270, 500	301, 500 303, 200	355, 500 357, 300	381, 300 383, 300	407, 500 409, 100	434, 200 435, 800	470, 00 470, 70
	32	242,000	256, 800	271, 400	304, 900	359, 200	385, 300	410, 800	437, 400	471, 40
	33	243, 500	258, 000	271, 900	306, 200	360, 600	387, 100	412, 400	438, 800	471, 90
	34 35	245, 200 246, 800	259, 000 259, 900	273, 100 274, 100	307, 800 309, 500	362, 600 364, 500	389, 200 391, 200	413, 900 415, 400	440, 500 442, 200	472, 70 473, 40
	36	248, 400	260, 800	275, 100	311, 100	366, 500	393, 100	416, 800	443, 800	474, 00
	37	249, 400	261, 800	275, 700	312, 700	368, 400	394, 800	418, 000	445, 200	474, 30
	38	250, 900	263, 000	276, 600	314, 100	370, 500	396, 200	419, 500	445, 900	474, 90
	39 40	252, 400 253, 800	264, 100 264, 900	277, 400 278, 200	315, 600 317, 100	372, 400 374, 400	397, 500 398, 800	421, 000 422, 400	446, 600 447, 300	475, 40 475, 90
	41	255, 000	265, 800	279,000	318, 400	376, 300	399, 800	423, 900	447, 700	476, 40
	42	255, 900	266, 800	280,000	319, 900	378, 400	400, 900	425, 200	448, 300	476, 80
	43	256, 800	267, 800	280, 900	321, 400	380, 400	401, 900	426, 400	449,000	477, 20
	44	257, 600	268, 600	281, 700	322, 900	382, 400	402, 900	427, 600	449,600	477, 60

		I		1	 I	ı	l	1	ı	
	45	258, 400	269, 200	282, 500	324, 400	384, 100	404,000	428, 600	450, 400	477, 900
	46 47	259, 400 260, 300	270, 300 271, 200	283, 700 284, 900	326, 100 327, 800	385, 800 387, 400	405, 200 406, 300	429, 300 430, 100	451, 100 451, 600	
	48	260, 900	272, 300	286, 200	329, 400	389, 000	407, 400	430, 900	452, 100	
	49	261, 500	273, 000	287, 600	330, 800	390, 200	408, 600	431, 400	452, 600	
	50	262, 400	273, 000	289, 200	332, 200	390, 200	409, 400	431, 400	452, 900	
	51	263, 300	274, 800	290, 500	333, 600	392, 200	410, 200	432, 200	453, 200	
	52	264, 200	275, 600	291,800	335, 200	393, 200	410, 800	432, 500	453, 600	
	53	264, 700	276, 400	293, 200	336, 700	394, 300	411, 300	432, 800	454, 000	
	54 55	265, 900	277, 100	294, 700	338, 300	395, 400	412,000	433, 200	454, 200	
	55 56	266, 700 267, 800	277, 900 278, 700	296, 100 297, 500	339, 900 341, 500	396, 500 397, 600	412, 700 413, 300	433, 500 433, 800	454, 500 454, 700	
	57 58	268, 500 269, 300	279, 400 280, 700	298, 700 300, 300	342, 400 344, 100	398, 900 399, 700	414, 000 414, 400	434, 100 434, 400	455, 100 455, 300	
	59	270, 000	281, 900	301, 900	345, 700	400, 500	415, 000	434, 700	455, 500	
	60	270, 700	283, 200	303, 200	347, 300	401, 100	415, 600	435, 000	455, 700	
	61	271, 300	284, 500	304, 500	348, 900	401,600	416, 000	435, 300	456, 100	
	62	271, 900	285, 900	306,000	350, 600	402, 300	416,600	435, 600	,	
	63	272, 500	287, 100	307, 400	352, 200	403, 000	417, 100	435, 900		
	64	273, 100	288, 500	308, 700	353, 900	403, 700	417, 600	436, 200		
	65	273, 800	289, 800	310,000	355, 400	404, 000	418, 100	436, 500		
	66 67	274, 800 275, 800	290, 900 292, 000	311, 600 313, 000	357, 000 358, 500	404, 700 405, 400	418, 700 419, 100	436, 800 437, 100		
定年前	68	276, 600	293, 100	314, 400	360, 000	405, 900	419, 600	437, 400		
再任用	CO	277 500	204 500	215 700	261 200	100 200	490 000	427 600		
短時間	69 70	277, 500 278, 700	294, 500 295, 900	315, 700 317, 100	361, 200 362, 600	406, 300 406, 800	420, 000 420, 300	437, 600 437, 900		
勤務	71	279, 800	297, 200	318, 400	363, 900	407, 400	420,600	438, 200		
職員	72	281, 000	298, 300	319,800	365, 300	407, 900	420, 900	438, 400		
以外の職 員	73	282, 000	299, 400	320, 500	366, 400	408, 400	421, 200	438, 600		
概 貝	74	283, 000	300, 500	322,000	367, 600	408, 800	421, 500	438, 900		
	75 76	284, 000 285, 000	301, 600 302, 700	323, 500 325, 200	368, 800 370, 000	409, 300 409, 800	421, 800 422, 100	439, 200 439, 500		
	77 78	286, 000 287, 100	303, 600 305, 000	327, 000 328, 700	371, 300 372, 500	410, 300 410, 800	422, 300 422, 600	439, 700 440, 000		
	79	288, 100	306, 200	330, 300	372, 300	410, 800	422, 000	440, 300		
	80	288, 700	307, 500	331, 900	374, 800	411, 900	423, 100	440,600		
	81	289, 600	308, 700	333, 500	375, 900	412, 300	423, 300	440, 800		
	82	290, 600	310, 100	335, 100	377, 100	412, 900	423, 600	441, 100		
	83	291, 500	311, 200	336, 700	378, 200	413, 400	423, 900	441, 400		
	84	292, 300	312, 500	338, 300	379, 400	413, 600	424, 100	441, 700		
	85	293, 400	313, 400	339, 700	380, 500	413, 900	424, 300	441, 900		
	86 87	294, 500 295, 400	314, 700 316, 000	341, 200 342, 700	381, 100 381, 600	414, 400 414, 700	424, 600 424, 900			
	88	296, 400	317, 500	344, 100	382, 100	415, 000	424, 900			
	90	207 400	210 000	245 400	202 700	415 200	425 200			
	89 90	297, 400 298, 500	319, 000 320, 500	345, 400 346, 600	382, 700 383, 300	415, 300 415, 700	425, 300 425, 600			
	91	299, 600	321, 900	347, 800	383, 900	416, 100	425, 900			
	92	300, 700	323, 400	349, 100	384, 500	416, 500	426, 100			
	93	301, 200	324,600	350, 400	384, 800	416,800	426, 300			
	94	302, 300	325, 900	351, 900	385, 300	417, 200				
	95 96	303, 400 304, 700	327, 200 328, 500	353, 400 354, 800	385, 900 386, 400	417, 600 418, 000				
	50	001,700	020,000	001,000	000, 100	110,000				

	97 98	305, 800 307, 000	329, 700 331, 000	356, 100 357, 300	386, 800 387, 200	418, 300 418, 700				
	99 100	308, 200 309, 400	332, 200 333, 400	358, 400 359, 600	387, 800 388, 300	419, 100 419, 500				
	101 102	310, 500 311, 500	334, 800 335, 700	360, 700 361, 800	388, 700 389, 200	419, 800				
	103 104	312, 500 313, 500	336, 700 337, 800	362, 900 364, 000	389, 800 390, 300					
	105 106 107 108	314, 300 314, 900 315, 500 316, 100	338, 900 340, 000 341, 000 342, 000	365, 200 365, 700 366, 300 366, 900	390, 600 391, 000 391, 500 391, 800					
	109 110 111 112	316, 600 317, 100 317, 500 318, 000	343, 200 344, 200 345, 200 346, 100	367, 500 368, 000 368, 500 369, 000	392, 100 392, 600 393, 100 393, 600					
	113 114 115 116	318, 800 319, 500 320, 200 320, 800	347, 000 347, 900 348, 900 349, 900	369, 400 369, 800 370, 400 370, 900	393, 900 394, 400 394, 900 395, 400					
	117 118 119 120	321, 400 322, 200 322, 900 323, 700	350, 900 351, 300 351, 900 352, 500	371, 300 371, 800 372, 400 372, 900	395, 700 396, 200 396, 700 397, 200					
	121 122 123 124	324, 300 324, 600 325, 100 325, 600	352, 800 353, 200 353, 700 354, 100	373, 100 373, 600 374, 100 374, 500	397, 600 398, 100 398, 500 399, 000					
	125 126 127 128	325, 900	354, 500 354, 900 355, 400 355, 800	375, 000 375, 500 376, 000 376, 500	399, 400 399, 900 400, 300 400, 800					
	129 130 131 132		356, 200	376, 800 377, 300 377, 800 378, 300	401, 200					
	133 134 135 136			378, 600 379, 100 379, 500 379, 900						
	137 138 139 140			380, 200 380, 700 381, 200 381, 700						
	141			382,000						
定年前 再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間 勤 職 員		円 242, 500	円 254, 200	四 258, 300	四 289,600	306, 200	320, 300	円 343, 900	379, 200	円 410, 900
職員		, 500	,			220, 200	==0,000	2 - 3, 000	, 200	,

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

	10h 3h		イ	教育『	能 給	料 表 (-)	1	
職員の	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級
区分	号 給	給 料	月額	給 料	月額	給 料	月額	給 料	月額
			円		円		円		円
	1	177,			700		600	418,	
	2 3	178, 180,			400 900		600	420, 422,	
	4	181,		224,			600	423,	
	5	183,			100		600	425,	
	6 7	185, 187,		227, 228,	400 600		200 800	426, 428,	
	8	189,			900		300	430,	
	9	190,			600		800	432,	
	10 11	192, 194,			300 000		800	434, 435,	
	12	196,		236,			700	437,	
	13	198,			100		600	439,	
	14 15	200, 203,		240, 242,	100 000		500 300	441, 443,	
	16	205,			900		900	445,	
	17 18	207,			600		500	446,	
	19	209, 211,			000 400		300	448, 450,	
	20	213,	500	252,	800	371,	900	452,	100
	21 22	215, 217,			200 600		500	453,	
	23	217,		257,			100	455, 457,	
	24	220,	300	262,	100	378,	800	459,	000
	25 26	221,			300		100	460,	
	27	223, 224,		266, 268,	900		900	462, 463,	
	28	225,	500	271,	000	385,	600	465,	400
	29 30	226, 228,			300 600		400	466, 468,	
	31	229,			800		100	469,	
	32	231,	300	279,	900	393,	000	470,	800
	33 34	232, 234,			000 200		600 300	472, 472,	
	35	236,	200	286,	300		900	472,	
	36	237,	700	288,	200	399,	600	474,	100
	37 38	239, 240,			300 000		800	474, 475,	
	39	240,		293,	800	403,	600	476,	100
	40	243,	600	295,	500	405,	000	476,	800
	41 42	245, 246,		296,	800 800	406,	600	477, 478,	
	43	247,	500	300,	700	409,	300	478,	800
	44	248,	600	302,	700	410,	700	479,	500
	45	249,	700	304.	700	412.	100	480,	100

九十

-四号議

案

福井

県

般

職

の職

員等の給与に関する条例等

0

部改正につ

e V

ż

第		106	312, 500	401, 300		
九丨		107 108	313, 300	402, 200 403, 100		
十四号議案			314, 100			
号		109 110	314, 800 315, 200	403, 900 404, 800		
案		111	315, 600	405, 600		
温		112	316, 100	406, 400		
井		113 114	316, 600 317, 000	407, 000 407, 700		
		115	317, 500	408, 400		
設職		116	317, 900	409, 100		
		117 118	318, 400 318, 900	409, 700 410, 200		
の職員等		119	319, 300	410,600		
寺 の		120	319, 800	411, 000		
給 与		121 122	320, 300 320, 700	411, 300 411, 600		
こ 		123	321, 200	411, 900		
の給与に関する条例等		124	321, 700	412, 100		
る 条		125 126	322, 300 322, 600	412, 300 412, 600		
列室		127	322, 900	412, 900		
カ		128	323, 200	413, 100		
一 郭		129 130	323, 400 323, 700	413, 300 413, 600		
部炎正に		131	324, 000	413, 900		
		132	324, 300	414, 100		
0		133 134	324, 500 324, 700	414, 300 414, 600		
7		135	324, 900	414, 900		
		136	325, 200	415, 100		
		137 138	325, 500 325, 700	415, 300 415, 600		
		139	326, 000	415, 900		
		140	326, 300	416, 100		
		141 142	326, 500 326, 700	416, 300 416, 600		
		143	327, 000	416, 900		
		144	327, 200	417, 100		
		145 146	327, 500 327, 700	417, 300 417, 600		
		147	328, 000	417, 900		
		148	328, 300	418, 100		
		149 150	328, 500 328, 700	418, 300 418, 600		
		151	329, 000	418, 900		
		152	329, 300	419, 100		
		153	329, 500	419, 300		
	定年前 再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	短時間 勤務		円	円	円	円
	職員		235, 000	275, 300	332, 200	416, 600
邛【	備考					

備考

- 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、 養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

四八

口	教	育	職	給	料	表	()
---	---	---	---	---	---	---	----

は しの おり の お	数 1 級	2 級	3 級	4 級
分号系	合 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	177, 200	193, 400	303, 200	408, 500
2	178, 700	195, 500	305, 800	410,000
3	180, 300	197, 600	308, 600	411, 500
4	181, 800	199, 800	311,000	412, 900
5	183, 400	201, 900	313, 300	414, 200
6	185, 300	204, 000	315, 400	415, 600
7	187, 100	206, 100	317, 500	417,000
8	189, 000	208, 200	319, 600	418, 400
9	190, 700	210, 400	321, 600	419, 800
10	192, 800	212, 800	323, 800	421, 200
11	194, 800	215, 100	326, 100	422, 600
12	196, 800	217, 300	328, 400	423, 900
13	198, 800	219, 700	330, 600	425, 200
14	200, 900	221, 400	332, 400	426, 600
15	203, 000	222, 900	334, 200	428, 000
16	205, 100	224, 400	335, 900	429, 400
17	207, 300	226, 100	337, 600	430, 600
18	209, 400	227, 400	339, 600	431, 900
19	211,600	228, 600	341,600	433, 100
20	213, 500	229, 900	343, 600	434, 400
21	215, 700	231, 600	345, 600	435, 500
22	217, 300	233, 300	347, 200	436, 700
23	218, 800	235, 000	348, 800	438, 000
24	220, 300	236, 600	350, 300	439, 300
25	221, 800	238, 100	351, 800	440, 600
26	222, 900	240, 100	353, 600	441, 800
27	224,000	242, 000	355, 300	442, 800
28	225, 200	243, 900	357, 000	443, 900
29	226, 700	245, 600	358, 600	445, 100
30	228, 200	248, 000	360, 200	445, 900
31	229, 700	250, 400	361,800	446, 700
32	231, 200	252, 800	363, 300	447, 600
33	232, 500	255, 200	364, 600	448, 500
34	234, 100	257, 600	366, 100	449, 000
35	235, 800	259, 900	367, 600	449, 500
36	237, 200	262, 100	369, 300	450, 000
37	238, 500	264, 300	371,000	450, 500

给	38	239, 900	266, 500	372, 500	451,000
九	39	241, 300	268, 900	373, 800	451, 500
士	40	242, 700	271, 000	375, 200	452, 000
第九十四号議案		,		3.0, 200	
議	41	244,000	273, 300	376, 300	452, 500
案	42	245, 300	275, 600	377, 700	453, 000
妇	43	246, 500	277, 800	379, 100	453, 500
抽井	44	247, 800	279, 900	380, 600	454, 000
県					
加	45	249, 100	282,000	382,000	454, 500
職	46	250, 400	284, 200	383, 600	455, 000
0	47	251,600	286, 300	385, 100	455, 500
職	48	252, 700	288, 200	386, 600	456, 000
兵 築					
の	49	253, 800	290, 300	387, 900	456, 500
給后	50	255, 100	292, 000	389, 400	
よに	51	256, 400	293, 800	390, 800	
関	52	257, 400	295, 500	392, 100	
する					
条	53	258, 500	296, 800	393, 300	
例	54	259, 900	298, 800	394, 600	
等の	55	260, 900	300, 700	395, 700	
福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正につ	56	261, 900	302, 700	396, 800	
部			224 - 22		
改正	57	262, 900	304, 700	398, 000	
に	58	263, 900	306, 800	399, 200	
つ	59	264, 900	309,000	400, 400	
いて	60	265, 900	311, 200	401, 600	
	61	266, 800	313, 300	402, 700	
	62	267, 500	315, 600	402, 700	
	63	268, 200	317, 800	405, 700	
	64	268, 800	319, 900	406, 200	
	04	200, 000	313, 300	400, 200	
	65	269, 500	322, 000	407, 400	
	66	270, 700	323, 500	408, 500	
	67	271, 800	325, 000	409, 600	
	68	272, 900	326, 500	410, 700	
		, , , , , , ,			
	69	274, 200	328, 200	411, 700	
	70	275,600	330, 200	412, 900	
	71	276,800	332, 200	414, 100	
	72	278,000	334, 100	415, 300	
	73	278, 800	335, 900	415, 900	
	74	279, 700	337, 900	416, 700	
	75	280, 700	339, 800	417, 400	
	76	281, 700	341, 700	417, 900	
	77	282, 600	343, 400	418, 200	
	78	283, 600	345, 200	418, 600	
t-e	79	284, 700	346, 900	419,000	
四九	80	285, 500	348, 600	419, 400	
76		000.000	0.70 400	410 =00	
	81	286, 300	350, 400	419, 700	
	82	287, 100	352, 100	420, 100	

[100		207 400		
第	128		397, 400		
九					
二	129		398, 100		
띨▮	130		398, 700		
第九十四号議案	131		399, 200		
哦 室					
^	132		399, 700		
福					
井	133		400,000		
県	134		400, 300		
<u>фт</u>	135		400, 600		
版 脚	136		400, 900		
敗 					
職	127		401 200		
員┃	137		401, 200		
等	138		401, 500		
の	139		401, 800		
給	140		402, 100		
子					
福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の	141		402, 400		
プ	142		402, 700		
á l	143		403, 000		
条					
例	144		403, 300		
寺					
	145		403, 500		
一部改正に	146		403, 800		
改	147		404, 100		
正	148		404, 300		
つり	149		404, 500		
て	150		404, 800		
`					
	151		405, 100		
	152		405, 300		
	153		405, 500		
	154		405, 800		
	155		406, 100		
	156		406, 300		
	100		100,000		
	157		406, 500		
	158		406, 800		
	159		407, 100		
	160		407, 300		
	161		407, 500		
	162		407, 800		
	163		408, 100		
	164		408, 300		
	104		100, 300		
	165		408, 500		
	定年前 再任用問務 短勤 職	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	短時間	円	円	円	円
	勤務	226, 200	272, 100	325, 500	406, 600
_	職 貝			320,000	100,000
Ŧi.	備考				

備考

- 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

五二

別表第4	(第3条関係)

			研 究 職	給 料	表	
職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給 料 月 額	給料月額	給 料 月 額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162, 500	210, 100	291, 600	338, 900	406, 100
	2	163, 600	213, 200	294, 000	341,000	408, 700
	3	164, 800	215, 900	296, 300	342, 900	411, 500
	4	165, 900	218, 400	298, 600	344, 600	414, 100
	5	167, 000	220, 900	300, 700	346, 300	417,000
	6	168, 300	222, 600	302, 600	347, 800	419, 500
	7	169, 600	224, 300	304, 400	349, 200	422, 300
	8	170, 900	226, 200	306, 100	350, 400	424, 900
	9	171, 900	228, 100	307, 800	351, 900	427, 300
	10	173, 600	230, 300	310, 100	353, 800	430,000
	11	175, 200	232, 700	312, 300	355, 800	432,600
	12	176, 900	234, 700	314, 700	357, 500	435, 200
	13	178, 300	236, 700	316, 500	359, 300	437, 600
	14	180, 200	239, 100	318, 800	361, 100	440, 200
	15	182, 100	241, 600	321, 200	362, 700	442, 800
	16	184, 100	243, 900	323, 500	364, 200	445, 300
	17	185, 800	246, 100	325, 700	365, 700	447, 600
	18	187, 900	248, 500	327, 900	367, 600	450,000
	19	190, 100	251, 100	329, 800	369, 300	452, 500
	20	192, 100	253, 600	331, 700	371, 200	455, 000
	21	194, 100	256, 000	333, 700	372, 700	456, 900
	22	196, 100	258, 300	335, 100	374, 600	459,000
	23	198, 100	260, 500	336, 300	376, 300	461, 100
	24	199, 900	262, 700	337, 700	378, 000	463, 100
	25	201, 700	265, 000	339, 300	379, 400	465, 000
	26	203, 900	267, 300	341, 000	381, 100	466, 900
	27	206, 000	269, 500	342, 800	383, 000	468, 900
	28	208, 100	271, 600	344, 400	384, 900	470, 900
	29	210, 200	273, 900	346, 000	386, 600	472,700
	30	211, 300	276, 000	347, 600	388, 400	474, 600
	31	212,600	277, 900	349, 000	390, 300	476, 600
	32	213, 900	279, 700	350, 300	392, 100	478, 600
	33	215, 600	281, 400	351, 500	393, 600	480, 300
	34	217, 300	283, 400	352, 900	395, 400	481, 900
	35	219, 100	285, 400	354, 200	397, 000	483, 500
	36	220, 700	287, 200	355, 500	398, 700	485, 200
	37	222, 200	288, 900	356, 700	399, 900	486, 700
	38	224, 100	290, 000	357, 900	401, 300	487, 800

第九十四号議案
福井県一
般職の職員等の給与に関する条例等の
2一部改正について

É	39	226, 000	291, 100	359, 100	402, 700	489, 100
. 	40	227, 700	292, 200	360, 300	404, 100	490, 300
	41	229, 400	293, 200	361,000	405, 400	491, 200
\$ \$	42	231, 000	293, 900	362, 100	406, 700	492, 100
	43 44	232, 700 234, 200	294, 400 294, 900	363, 300 364, 400	408, 200 409, 700	493, 100 494, 100
	11	231, 200	231, 300	301, 100	103,700	434, 100
	45	235, 700	295, 400	365, 500	410, 900	494, 900
L Z	46	237, 200	296, 300	366, 700	412, 100	495, 700
	47	238, 700	297, 300	367, 900	413, 700	496, 500
) }	48	240, 100	298, 200	369, 000	415, 200	497, 300
	49	241, 500	299, 200	370, 000	416, 500	497, 900
ř)	50	243, 200	300, 200	370,000	417, 900	437, 300
į	51	244, 800	301, 100	372, 600	419, 300	
	52	246, 200	302,000	373, 800	420, 700	
Ī						
	53	247, 400	303, 000	374, 500	422, 100	
í l	54	249, 000	303, 900	375, 500	423, 500	
	55 56	250, 600	304, 700	376, 400	424, 900	
	56	252, 000	305, 500	377, 200	426, 300	
- K	57	253, 200	305, 900	377, 900	427, 400	
及 定年前 再任用		254, 400	306, 600	378, 600	428, 700	
再任用	EΟ	255, 300	307, 500	379, 300	430, 100	
- 短時間	60	256, 200	308, 200	380, 000	431, 400	
勤務		0.5.5.100	000 000	000 000	400.000	
. ∥職 員	61	257, 100	308, 900	380, 600	432, 200	
以外の	62 63	257, 900 258, 700	309, 900 310, 800	381, 300 382, 100	433, 100 434, 100	
職員		259, 500	311, 700	382, 900	435, 000	
			, , , , , ,	, , , , , ,		
	65	260, 300	312, 500	383, 500	435, 900	
	66	261, 100	313, 400	384, 300	436, 700	
	67	261, 800	314, 300	385, 000	437, 300	
	68	262, 400	315, 200	385, 700	438, 100	
	69	263, 000	316, 100	386, 300	438, 500	
	70	264, 000	317, 100	387, 000	439, 100	
	71	265, 200	318, 100	387, 700	439, 600	
	72	266, 200	319, 100	388, 400	440, 100	
		0.5-	04.5	255.11	,	
	73	267, 400	319, 600	389, 100	440,600	
	74 75	268, 600 269, 600	320, 600 321, 700	389, 700 390, 300	441, 200 441, 700	
	76	270, 600	322, 700	390, 300	442, 200	
		2.0,000	022, 100	001,000	112, 200	
	77	271,600	323, 800	391, 700	442,700	
	78	272, 600	324, 800	392, 300	443, 300	
	79	273, 600	325, 700	392, 900	443, 800	
.	80	274, 500	326, 600	393, 500	444, 300	
	Q1	275, 500	327 500	304 100	444, 800	
·	81 82	276, 600	327, 500 328, 300	394, 100 394, 700	444, 800	
	83	277, 700	329, 000	395, 300	445, 900	
	1	·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 	

		1	1	1	I	I
	84	278, 600	329, 600	395, 900	446, 400	
	85	279, 500	330, 100	396, 400	446, 900	
	86	280, 400	330, 600	396, 900	447, 500	
	87	281, 300	331, 100	397, 400	448, 000	
	88	282, 000	331, 500	398, 100	448, 500	
		, , , , , ,	, , , , , , ,		,,,,,,,	
	89	282, 800	331, 800	398, 500	449,000	
	90	283, 900	332, 300			
	91	284, 900	332, 800			
	92	285, 900	333, 200			
	93	286, 800	333, 500			
	94	287, 700	333, 900			
	95	288, 700	334, 300			
	96	289, 600	334, 700			
	00	200, 000	001,700			
	97	289, 900	335, 200			
	98	290, 800	335, 700			
	99	291, 500	336, 200			
	100	292, 400	336, 700			
	101	293, 300	337, 200			
	102	293, 900	337, 700			
	103	294, 600	338, 200			
	104	295, 300	338, 700			
			·			
	105	295, 800	339, 100			
	106	296, 300	339, 500			
	107	296, 800	340,000			
	108	297, 200	340, 400			
	109	297, 400	340, 900			
	110	297, 800	341, 300			
	111	298, 100	341, 800			
	112	298, 300	342, 200			
		,	,			
	113	298, 600	342, 700			
	114	298, 900	343, 100			
	115	299, 200	343, 600			
	116	299, 500	344, 000			
	117	299, 800	344, 500			
	118	300, 100	344, 900			
	119	300, 300	345, 300			
	120	300, 600	345, 700			
	*	, . , .	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
	121	300, 900	346, 100			
定年前 再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間		円	円	円	円	円
勤 務 韻		218, 500	259, 700	284, 500	327, 000	381, 500
M M						

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事 する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

	16社 3分		' 医療 職 給	料 表 (-) 	
職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区 分	号 給	給料月額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	$\frac{1}{2}$	264, 700 267, 200	346, 600 349, 600	406, 900 409, 600	474, 700 477, 000
	3	269,600	352, 400	412, 100	479, 200
	4	272, 000	355, 300	414, 700	481, 500
	5 6	274, 100 277, 600	357, 800 360, 800	417, 100 419, 100	483, 700 485, 800
	7	281, 100	363, 800	420, 900	488,000
	8	284, 500	366, 600	422, 800	490, 000
	9 10	288, 100 291, 600	368, 700 371, 200	424, 600 427, 300	491, 900 494, 000
	11	295, 200	373, 900	429, 800	496, 100
	12	298, 700	376, 400	432, 200	498, 200
	13 14	302, 200 306, 100	379, 100 382, 500	434, 400 436, 900	500, 300 502, 200
	15	310,000	385, 500	438, 900	504, 300
	16	313, 600	388, 800	441, 000	506, 400
	17 18	317, 200 320, 700	391, 800 394, 400	443, 000 445, 200	508, 300 510, 300
	19 20	324, 200	396, 800	447, 400	512, 300
		327, 700	399, 300	449, 500	514, 100
	21 22	331, 300 335, 000	401, 900 403, 900	450, 900 453, 300	515, 900 517, 700
	23 24	338, 400 341, 700	405, 500 407, 100	455, 600 457, 800	519, 500 521, 300
	25	345, 000	408, 800	459, 800	522, 900
	26	347,500	411,000	462, 100	524, 700
	27 28	350, 000 352, 300	413, 100 415, 100	464, 300 466, 600	526, 500 528, 300
	29	354, 400	417, 200	468, 700	529, 900
	30	356, 100	419, 300	470, 900	531, 700
	31 32	357, 800 359, 600	420, 900 422, 600	473, 200 475, 300	533, 500 535, 300
	33	361, 500	424, 500	477, 100	536, 900
	34 35	363, 700 365, 800	426, 000 427, 800	479, 200 481, 300	538, 700 540, 400
	36	367, 800	427, 800	483, 300	542, 100
	37	369, 700	431, 500	485, 400	543, 700
	38 39	371, 900 374, 000	433, 500 435, 300	487, 100 488, 900	545, 300 546, 700
	40	376, 000	437, 200	490, 700	548, 300
	41	378, 000	439, 000	492, 300	549, 800
	42 43	378, 700 379, 300	440, 700 442, 400	494, 100 495, 900	551, 200 552, 600
	44	380, 000	444, 200	497, 500	553, 900
	45	380, 900	446, 000	498, 900	555, 100
	46 47	382, 200 383, 500	447, 800 449, 500	500, 600 502, 400	556, 100 557, 100

定年前 再任用 短時間	49 50 51 52	385, 600 386, 400 387, 200 387, 700	452, 800 454, 500 456, 200 457, 900	505, 600 506, 900 508, 200 509, 500	559, 100 560, 000 560, 900 561, 800
勤 職 員 以外の 職 員	53 54 55 56	388, 500 389, 300 390, 000 390, 700	459, 800 461, 000 462, 200 463, 400	510, 500 511, 800 513, 100 514, 400	562, 600 563, 500 564, 400 565, 300
	57 58 59 60	391, 400 392, 300 393, 000 393, 600	464, 400 465, 400 466, 300 467, 100	515, 400 516, 200 517, 000 517, 800	566, 200 567, 100 568, 000 568, 700
	61 62 63 64	394, 100 394, 600 395, 000 395, 400	467, 900 468, 600 469, 300 469, 900	518, 700 519, 500 520, 400 521, 200	569, 600 570, 500 571, 400 572, 300
	65 66 67 68	395, 700	470, 600 471, 300 471, 900 472, 500	522, 100 523, 000 523, 700 524, 600	573, 200 574, 100 575, 000 575, 900
	69 70 71 72		472, 800 473, 400 474, 100 474, 800	525, 500 526, 300 527, 200 528, 100	576, 800 577, 700 578, 600 579, 500
	73 74 75 76		475, 200 475, 800 476, 500 477, 200	528, 900 529, 800 530, 700 531, 400	580, 400 581, 300 582, 200 583, 100
	77 78 79 80		477, 600 478, 200 478, 800 479, 300	532, 200 533, 100 534, 000 534, 900	584, 000 584, 900 585, 800 586, 700
	81 82 83 84		479, 900 480, 400 480, 900 481, 400	535, 700 536, 600 537, 500 538, 400	587, 600 588, 500 589, 400 590, 300
	85 86 87 88		481, 800 482, 400 482, 800 483, 300	539, 200 540, 100 541, 000 541, 900	591, 200 592, 100 593, 000 593, 900
	89 90 91 92		483, 800 484, 400 485, 000 485, 400	542, 700	594, 800
	93 94 95 96		485, 900 486, 500 487, 100 487, 600		
占先光	97	11.30-1-1-1	488, 100	H. N. A.	II. No. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10
定年前 再任用 短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
勤務 員		円 297, 300	円 339, 700	円 394, 300	円 467, 400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口医療職給料表

議案	融ロへ	職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
温	職員の 区 分	\ の級 号 給	給料月額						
井県		· J /TLI	円	円	円	円	円	円	円
_		1	167, 200	202, 800	236, 100	258, 800	287, 400	330, 400	373, 400
設職		2	168, 600	204, 400	237, 400	259, 900	289, 200	332, 400	376, 000
		3	170, 000	205, 900	238, 700	261, 100	291, 200	334, 300	378, 600
の職員等の給与に関する条例等		4	171, 400	207, 300	239, 900	262, 200	293, 100	336, 200	381, 200
等の		5	172, 700	208, 800	241, 100	263, 400	294, 900	338, 000	383, 500
給片		5 6	172, 700	210, 000	241, 100	264, 600	294, 900	340, 000	386, 200
ナに		7	174, 300	211, 200	243, 400	265, 700	298, 700	342, 000	388, 800
関		8	177, 800	212, 400	244, 500	266, 700	300, 600	344, 000	391, 500
9 る			,		, , , , ,			,	00-7,000
条河		9	179, 400	213, 800	245, 400	267, 800	302, 400	345, 800	393, 600
外 等		10	181, 100	215, 300	246, 500	268, 500	304,000	347, 900	395, 800
か		11	182, 700	216, 800	247, 800	269, 200	305, 500	349, 900	398, 000
部		12	184, 600	218, 300	248, 900	270, 000	307, 100	351, 900	400, 200
部攻正につ		13	186, 000	219, 700	250, 200	271,000	308, 800	353, 400	402, 200
2		13	187, 800	219, 700	250, 200	271,000	310, 700	355, 400	402, 200
را ا		15	189, 800	221, 200	251, 400	272,000	312, 700	357, 300	404, 200
7		16	191, 600	224, 200	252, 800	274, 100	314, 500	359, 300	408, 200
		10	131,000	221, 200	200, 000	271,100	311, 000	000, 000	100, 200
		17	193, 500	225, 500	254,600	275, 300	316, 300	361, 100	410,000
		18	194, 700	226, 800	255, 800	276, 800	318, 200	363, 100	411, 900
		19	196, 200	228, 200	256, 900	278, 400	320, 100	365, 100	413, 800
		20	197, 600	229, 500	258, 000	280, 000	321, 900	367, 000	415, 600
		21	198, 800	230, 600	259, 200	281, 500	323, 700	368, 700	417, 400
		22	200, 300	231, 700	260,000	283, 100	325, 600	370, 700	419,000
		23	201, 700	232, 800	260, 800	284, 700	327, 400	372, 700	420,600
		24	203, 000	233, 900	261, 600	286, 300	329, 300	374, 700	422, 100
		25	204, 600	235, 000	262, 500	287, 900	331,000	376, 100	423, 600
		26	205, 600	236, 200	263, 500	289, 400	332, 900	377, 900	424, 900
		27	206, 700	237, 400	264, 500	290, 900	334, 800	379, 700	426, 200
		28	207, 800	238, 500	265, 500	292, 500	336, 600	381, 400	427, 500
		20	200 000	220 500	266 700	202 200	227 000	202 100	490 000
		29 30	209, 000 210, 100	239, 500 240, 800	266, 700 268, 200	293, 800 295, 300	337, 900 339, 700	383, 100 384, 600	428, 800 430, 000
		31	210, 100	240, 800	269, 700	295, 300	341, 400	386, 100	430, 000
		32	211, 200	242, 200	271, 000	298, 300	341, 400	387, 600	431, 200
		<i>3</i> 2	414, 300	210, 100	211,000	230, 300	JIJ, 400	307, 000	704, JUU
_{F.}		33	213, 700	244, 400	272, 200	299, 800	344, 900	388, 900	433, 500
丘七		34	215, 000	245, 700	273, 800	301, 400	346, 700	390, 200	434, 700
		35	216, 300	246, 600	275, 300	303, 000	348, 500	391, 500	435, 900
		36	217, 500	247, 800	276, 800	304, 600	350, 300	392, 600	437, 100
			1						

37									
38									
39 220.500 251,100 280,800 309,000 355,200 339,900 433,600 440,200 221,500 252,100 282,100 310,500 356,800 337,000 440,300 441 222,400 253,000 284,600 313,700 359,100 398,600 441,200 241,600 254,600 286,600 315,300 360,300 399,400 441,000 444 224,900 255,400 287,300 316,800 361,500 400,200 442,000 442,200 255,400 287,300 316,800 361,500 400,200 442,400 46 226,700 257,400 290,200 319,100 363,300 401,200 442,800 47 227,600 258,600 291,700 320,600 364,300 401,700 443,200 48 228,500 259,700 293,100 322,200 365,400 402,100 443,800 50 230,100 262,300 293,100 322,200 366,400 402,500 444,200 51 231,000 263,400 294,300 324,900 367,400 402,800 444,200 52 231,800 266,500 299,900 324,300 366,400 403,100 444,500 52 231,800 266,500 301,300 327,300 369,300 403,400 444,800 52 233,500 266,500 301,300 327,300 369,300 404,000 324,300 327,300 369,300 404,000 324,300 370,900 404,000 324,300 370,900 404,000 324,300 370,900 404,000 324,300 370,900 404,000 328,300 370,900 406,000 328,300 370,900 406,000 328,300 370,900 406,000 328,300 370,900 406,000 328,300 370,900 406,000 328,300 370,900 406,000 328,300 370,900 406,000 328,3		37	218, 500	249, 000	278, 100	305, 900	351, 900	393, 700	438, 400
40 221,500 252,100 282,100 310,500 356,800 397,000 440,300 41 222,400 253,000 283,200 312,100 358,000 397,800 440,800 42 223,200 253,800 284,600 313,700 359,100 398,600 441,200 43 224,000 255,400 286,000 315,300 360,300 399,400 441,600 44 224,900 255,400 287,300 316,800 361,500 400,200 442,000 45 225,800 256,200 288,600 317,700 362,500 400,600 442,800 46 225,700 257,400 290,200 319,100 363,300 401,200 442,800 47 227,600 258,600 291,700 320,600 361,300 401,700 443,200 48 228,500 259,700 293,100 322,200 365,400 402,100 443,500 49 229,200 261,000 294,300 323,600 366,400 402,100 444,200 50 233,100 263,400 297,100 326,100 366,400 402,800 444,200 52 231,800 256,400 299,800 328,300 370,900 404,400 52 231,800 266,500 301,300 329,300 370,900 404,000 53 232,200 266,500 302,700 330,300 371,800 404,300 \$34,300 246,300 299,900 328,300 370,900 404,000 \$54 232,900 266,500 301,300 329,300 370,900 404,000 \$54 232,900 266,500 301,300 329,300 370,900 404,000 \$54 232,900 266,500 301,300 329,300 370,900 404,000 \$54 232,900 266,500 302,700 333,300 371,800 404,300 \$37,400 273,300 306,200 331,200 373,100 405,500 \$38 57 234,800 276,500 306,200 333,400 374,700 405,500 \$38 58 235,400 276,500 306,200 333,400 374,700 405,500 \$49 239,500 274,300 311,300 335,300 376,600 406,400 \$62 237,500 274,300 311,300 335,300 376,600 406,400 \$64 238,600 276,500 315,800 337,000 378,800 407,200 \$66 239,600 274,300 311,300 335,300 376,600 406,800 \$67 240,200 278,800 315,800 337,000 378,300 407,200 \$66 239,600 277,900 315,800 337,000 380,600 408,800 \$70 241,700 281,600 318,500 337,000		38	219, 500	250, 100	279, 500	307, 500	353, 600	394, 800	439, 200
41		39	220, 500	251, 100	280, 800	309, 000	355, 200	395, 900	439, 600
42		40	221, 500	252, 100	282, 100	310, 500	356, 800	397, 000	440, 300
42									
43		41	222, 400	253, 000	283, 200	312, 100	358, 000	397, 800	440, 800
44 224,900 255,400 287,300 316,800 361,500 400,200 442,000 465,200 255,400 290,200 319,100 363,300 401,200 442,400 466 226,700 257,400 290,200 319,100 363,300 401,200 442,800 488 228,500 259,700 293,100 322,200 365,400 402,100 443,500 448 228,500 259,700 294,300 322,200 365,400 402,500 443,500 50 230,100 262,300 295,800 324,900 367,400 402,800 444,500 51 231,000 263,400 297,100 326,100 368,400 403,100 444,500 52 231,800 264,400 298,600 327,300 369,300 403,400 444,800 444,800 544,800 555 233,500 266,500 301,300 329,300 370,900 404,000 268,400 268,700 304,000 331,200 372,600 404,600 209,400 367,400 402,800 444,800		42	223, 200	253, 800	284, 600	313, 700	359, 100	398, 600	441, 200
45 225.800 256.200 288.600 317.700 362.500 400.600 442.400 466 226.700 257.400 299.200 319.100 362.500 401.200 442.800 447 227.600 258.600 291.700 320.600 364.300 401.700 443.200 488 228.500 259.700 293.100 322.200 365.400 402.100 443.500 448. 228.500 259.700 293.100 322.200 365.400 402.100 443.800 50 230.100 262.300 295.800 324.900 367.400 402.800 444.200 51 231.000 263.400 297.100 326.100 368.400 403.100 444.500 52 231.800 264.400 298.600 327.300 369.300 403.400 444.800 52 231.800 266.500 301.300 329.300 370.100 403.700 444.800 52 231.800 266.500 301.300 329.300 370.100 403.700 445.100 54 232.900 266.500 301.300 329.300 371.800 404.300 444.800 55 234.200 268.700 304.000 331.200 372.600 404.600 極月 58 234.200 268.700 304.000 331.200 372.600 404.600 極月 58 234.200 270.500 306.200 331.00 372.600 405.500 板月 58 235.800 271.600 307.400 333.400 374.700 405.500 板月 58 235.800 271.600 307.400 333.400 374.700 405.500 板月 60 236.400 270.500 306.200 332.600 373.900 405.200 从月 59 235.900 271.600 307.400 333.400 374.700 405.500 板月 60 236.400 272.500 308.800 334.300 375.900 406.000 62 237.500 274.300 311.300 335.800 375.900 406.000 62 237.500 274.300 311.300 335.800 375.900 406.000 66 238.600 276.500 312.500 335.800 375.900 406.000 66 238.600 276.100 313.700 335.800 377.300 406.700 66 239.900 276.800 315.800 337.900 388.200 407.800 66 240.200 278.800 316.500 338.400 379.600 407.800 66 241.200 278.800 315.800 337.900 388.200 407.800 66 241.200 278.800 315.800 337.900 388.200 407.800 66 241.200 278.800 315.800 337.900 388.200 407.800 66 241.200 278.800 315.800 337.900 380.200 408.100 407.800 66 241.200 288.600 318.800 339.000 381.100 408.600 71 242.100 282.700 319.800 341.400 382.100 409.200 77 242.200 288.700 319.800 341.400 382.100 409.200 77 242.200 288.700 319.800 341.400 382.100 409.200 77 242.200 288.700 319.800 341.400 382.100 409.200 77 242.200 288.700 319.800 341.400 382.000 409.900 77 242.200 288.700 319.800 341.400 382.000 409.900 77 242.200 288.700 319.800 341.400 382.000 409.900 77 242.200 288.700 319.800 341.400 3		43	224, 000	254, 600	286, 000	315, 300	360, 300	399, 400	441,600
46		44	224, 900	255, 400	287, 300	316, 800	361, 500	400, 200	442,000
46									
47		45	225, 800	256, 200	288, 600	317, 700	362, 500	400, 600	442, 400
48		46	226,700	257, 400	290, 200	319, 100	363, 300	401, 200	442, 800
49		47	227,600	258, 600	291, 700	320, 600	364, 300	401,700	443, 200
50		48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400	402, 100	443, 500
50									
51		49	229, 200	261,000	294, 300	323, 600	366, 400	402, 500	443, 800
52 231,800 264,400 298,600 327,300 369,300 403,400 444,800 53 232,100 265,400 299,900 328,300 370,100 403,700 445,100 54 232,900 266,500 301,300 329,300 370,900 404,000 55 233,500 267,600 302,700 330,300 371,800 404,300 再任用 56 234,200 268,700 304,000 331,200 372,600 404,600 短時間 動 務 57 234,800 269,400 305,000 331,700 373,100 404,900 頭 損 58 235,400 270,500 306,200 332,600 373,900 405,200 以外の 59 235,900 271,600 307,400 333,400 374,700 405,500 順 損 60 236,400 272,500 308,800 334,300 375,500 405,900 61 237,000 273,300 310,100 335,000 375,500 406,400 62 237,500 274,300 311,300 335,000 377,300 406,400 63 238,000 275,200 312,500 335,800 377,300 406,700 64 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 65 239,100 276,900 315,800 337,000 378,300 407,200 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,200 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700 409,400 74 243,600 284,300 320,400 341,700 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 342,800 383,400 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300		50	230, 100	262, 300	295, 800	324, 900	367, 400	402, 800	444, 200
53		51	231,000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400	403, 100	444, 500
元年前 54		52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400	444, 800
定年前 54 232、900 266、500 301、300 329、300 370、900 404、000 東任用 56 234、200 268、700 304、000 331、200 372、600 404、600 短時間 動 務 57 234、800 269、400 305、000 331、700 373、100 404、900 職員 58 235、400 270、500 306、200 332、600 373、900 405、200 以外の 59 235、900 271、600 307、400 333、400 374、700 405、500 職員 60 236、400 272、500 308、800 334、300 375、500 405、900 61 237、000 273、300 310、100 335、000 375、900 406、400 62 237、500 274、300 311、300 335、300 375、900 406、700 64 238、600 276、100 313、700 336、400 377、900 406、700 64 238、600 276、900 315、000 337、000 377、900 407、000 65 239、100 276、900 315、800 337、700 378、900 407、500 66 239、600 277、900 315、800 337、700 378、900 407、500 67 240、200 278、800 316、500 337、700 378、900 407、800 68 240、700 279、700 317、200 339、900 380、600 407、800 68 241、700 281、600 317、800 339、700 380、600 408、800 70 241、700 281、600 318、500 340、200 381、100 408、600 71 242、100 282、700 319、200 340、800 381、600 408、900 72 242、600 283、700 319、800 341、400 382、700 409、409、700 73 243、100 284、800 320、600 341、700 382、700 409、409、900 74 243、600 284、800 320、600 341、700 382 700 409、900 75 244、100 285、300 321、100 342、800 383、800 410,000 76 244、600 286、100 321、600 343、300 384、400 410,000 76 244、600 286、100 321、600 343、300 384 400 410,000 76 244、600 286、100 321、600 343、300 384 400 410,000 76 244、600 286、100 321、600 343、300 384 400 410,000									
定年前 55		53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700	445, 100
再任用 56		54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000	
短時間 動 務 57 234,800 269,400 305,000 331,700 373,100 404,900 職員 58 235,400 270,500 306,200 332,600 373,900 405,200 以外の 59 235,900 271,600 307,400 333,400 374,700 405,500 職員 60 236,400 272,500 308,800 334,300 375,500 405,900 61 237,500 274,300 311,300 335,000 375,500 406,400 62 237,500 274,300 311,300 335,300 376,600 406,400 63 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 64 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 65 239,600 277,900 315,800 337,000 378,300 407,200 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,200 408,100 68 241,200 280,600 317,800 339,000 380,200 408,100 69 241,200 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,700 409,200 73 243,100 284,800 320,600 342,300 383,200 409,200 74 243,600 284,800 320,600 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300	定年前	55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371,800	404, 300	
勝 務 57 234,800 269,400 305,000 331,700 373,100 404,900 以外の 59 235,900 271,600 307,400 333,400 374,700 405,500 職員 60 236,400 272,500 308,800 334,300 375,500 405,900	再任用	56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372,600	404, 600	
職員 58 235,400 270,500 306,200 332,600 373,900 405,200 財外の 59 235,900 271,600 307,400 333,400 374,700 405,500 職員 60 236,400 272,500 308,800 334,300 375,500 405,900 61 237,000 273,300 310,100 335,000 375,900 406,100 62 237,500 274,300 311,300 335,300 376,600 406,400 63 238,000 275,200 312,500 335,800 377,300 406,700 64 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 65 239,100 276,900 315,800 337,700 378,900 407,500 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,200 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,100 69 241,200 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 70 241,700 281,600 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,800 410,000 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300	短時間								
以外の 59 235,900 271,600 307,400 333,400 374,700 405,500 405,900 職 員 60 236,400 272,500 308,800 334,300 375,500 405,900 61 237,000 273,300 310,100 335,000 375,900 406,100 406,400 62 237,500 274,300 311,300 335,300 376,600 406,400 63 238,000 275,200 312,500 335,800 377,300 406,700 64 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 65 239,100 276,900 315,800 337,700 378,300 407,200 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,200 408,100 69 241,200 280,600 317,200 339,000 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,400 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300	勤務	57	234,800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900	
職員 60 236,400 272,500 308,800 334,300 375,500 405,900 61 237,000 273,300 310,100 335,000 375,900 406,100 62 237,500 274,300 311,300 335,300 376,600 406,400 63 238,000 275,200 312,500 335,800 377,300 406,700 64 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 65 239,600 277,900 315,800 337,000 378,300 407,200 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,200 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300	職員	58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200	
61 237,000 273,300 310,100 335,000 375,900 406,100 62 237,500 274,300 311,300 335,300 376,600 406,400 63 238,000 275,200 312,500 335,800 377,300 406,700 64 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 65 239,100 276,900 315,800 337,000 378,300 407,200 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,200 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,800 320,400 341,400 382,100 409,200 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300	以外の	59	235, 900	271,600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500	
62 237,500 274,300 311,300 335,300 376,600 406,400 63 238,000 275,200 312,500 335,800 377,300 406,700 64 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 65 239,100 276,900 315,000 337,000 378,300 407,200 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,600 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700	職員	60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900	
62 237,500 274,300 311,300 335,300 376,600 406,400 63 238,000 275,200 312,500 335,800 377,300 406,700 64 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 65 239,100 276,900 315,000 337,000 378,300 407,200 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,600 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700									
63 238,000 275,200 312,500 335,800 377,300 406,700 64 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 65 239,100 276,900 315,000 337,000 378,300 407,200 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,800 339,700 380,600 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200		61	237,000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100	
64 238,600 276,100 313,700 336,400 377,900 407,000 65 239,100 276,900 315,000 337,000 378,300 407,200 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,600 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,600 343,300 384,400		62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400	
65 239,100 276,900 315,000 337,000 378,300 407,200 66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,200 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400		63	238,000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700	
66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,200 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300		64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000	
66 239,600 277,900 315,800 337,700 378,900 407,500 67 240,200 278,800 316,500 338,400 379,600 407,800 68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,200 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300									
67 240, 200 278, 800 316, 500 338, 400 379, 600 407, 800 68 240, 700 279, 700 317, 200 339, 000 380, 200 408, 100 69 241, 200 280, 600 317, 800 339, 700 380, 600 408, 300 70 241, 700 281, 600 318, 500 340, 200 381, 100 408, 600 71 242, 100 282, 700 319, 200 340, 800 381, 600 408, 900 72 242, 600 283, 700 319, 800 341, 400 382, 100 409, 200 73 243, 100 284, 300 320, 400 341, 700 382, 700 409, 400 74 243, 600 284, 800 320, 600 342, 300 383, 200 409, 700 75 244, 100 285, 300 321, 100 342, 800 383, 800 410, 000 76 244, 600 286, 100 321, 600 343, 300 384, 400 410, 300		65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000		407, 200	
68 240,700 279,700 317,200 339,000 380,200 408,100 69 241,200 280,600 317,800 339,700 380,600 408,300 70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300		66	239, 600	277, 900				407, 500	
69 241, 200 280, 600 317, 800 339, 700 380, 600 408, 300 70 241, 700 281, 600 318, 500 340, 200 381, 100 408, 600 71 242, 100 282, 700 319, 200 340, 800 381, 600 408, 900 72 242, 600 283, 700 319, 800 341, 400 382, 100 409, 200 73 243, 100 284, 300 320, 400 341, 700 382, 700 409, 400 74 243, 600 284, 800 320, 600 342, 300 383, 200 409, 700 75 244, 100 285, 300 321, 100 342, 800 383, 800 410, 000 76 244, 600 286, 100 321, 600 343, 300 384, 400 410, 300		67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600	407, 800	
70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300		68	240,700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200	408, 100	
70 241,700 281,600 318,500 340,200 381,100 408,600 71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300									
71 242,100 282,700 319,200 340,800 381,600 408,900 72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300						1			
72 242,600 283,700 319,800 341,400 382,100 409,200 73 243,100 284,300 320,400 341,700 382,700 409,400 74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300		70	241,700	281, 600	318, 500	340, 200		408, 600	
73 243, 100 284, 300 320, 400 341, 700 382, 700 409, 400 74 243, 600 284, 800 320, 600 342, 300 383, 200 409, 700 75 244, 100 285, 300 321, 100 342, 800 383, 800 410, 000 76 244, 600 286, 100 321, 600 343, 300 384, 400 410, 300		71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600	408, 900	
74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300		72	242,600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100	409, 200	
74 243,600 284,800 320,600 342,300 383,200 409,700 75 244,100 285,300 321,100 342,800 383,800 410,000 76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300									
75 244, 100 285, 300 321, 100 342, 800 383, 800 410, 000 76 244, 600 286, 100 321, 600 343, 300 384, 400 410, 300									
76 244,600 286,100 321,600 343,300 384,400 410,300									
								410, 000	
77 244, 900 286, 900 322, 200 343, 800 384, 900 410, 500		76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400	410, 300	
77 244, 900 286, 900 322, 200 343, 800 384, 900 410, 500									
		77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900	410, 500	

牟									
第九十四号議案		78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400		
十		79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900		
四 是		80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400		
議						,			
案		81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700		
福		82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200		
井		83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600		
福井県一		84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000		
般			.,	,	,	,			
般職		85	246, 900	290, 500	326, 100	347,000	388, 400		
船		86		290, 700	326, 500	347, 300			
員		87		290, 900	326, 700	347,600			
等		88		291, 100	327, 000	347, 900			
給									
与		89		291, 500	327, 400	348, 300			
に関		90		291, 700	327, 800	348,600			
す		91		291, 900	328, 200	349,000			
る		92		292, 100	328, 600	349, 300			
の職員等の給与に関する条例等									
等		93		292, 500	328, 900	349, 700			
の 一		94		292, 700	329, 100	350,000			
部		95		292, 900	329, 500	350, 300			
改		96		293, 200	329, 800	350, 600			
一部改正につ									
		97		293, 500	330,000	350, 900			
いて		98		293, 700	330, 300	351, 300			
		99		293, 900	330, 600	351,700			
		100		294, 200	330, 900	352, 100			
		101		294, 500	331, 100	352, 600			
		102		294, 700	331, 400	353, 000			
		103		294, 900	331, 800	353, 400			
		104		295, 200	332, 000	353, 800			
		105		295, 500	332, 200	354, 300			
		106			332, 400				
		107			332, 800				
		108			333, 000				
		100			222 200				
		109			333, 200				
		110			333, 600				
		111 112			334, 000 334, 400				
		114			JJ4, 400				
		113			334, 600				
	定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	再任用 短時間		円	円	円	円	円	円	円
	勤務		189, 700	216, 300	244, 500	257, 900	283, 100	323, 900	366, 200
五九	職員		, . • •	-, - • •	-, - • •	,		,	
74	備考	この表は	、病院、保健原	所、家畜保健律	5生所等に勤務	する獣医師、剪	薬剤師、診療放	射線技師、栄	養士その他

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他 の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職 給料表 (三)

	戦員の	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級
	区 分	号 給	給 料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給 料	月額	給料	月額
Г				円		円		円		円		円		円		円
ı		1	183,	500	211,	000	253,	600	272,	400	293	, 800	332,	800	376,	, 100
ı		2	184,	900	212,	900	255,	000	273,	300	295	, 300	334,	800	378,	, 700
ı		3	186,		214,			500	274,		I	, 900		800		, 400
		4	187,	800	216,	800	257,	900	274,	900	298	, 500	338,	800	384,	, 000
ı		5	189,	300	218,	800	259,	100	275,	400	299	, 800		800		, 200
ı		6	190,		220,			900	276,		1	, 500		900		, 400
ı		7	192,		222,			700	277,			, 100		900		, 700
		8	193,	800	224,	100	261,	400	277,	900	304	, 700	346,	900	393,	, 000
ı		9	195,	000	225,	800	262,	100	278,		306	, 300	348,	400	394,	, 900
ı		10	196,		l	200		800	279,			, 700		400		, 000
ı		11	198,		228,			600	280,			, 900		300		, 200
		12	199,	800	229,	400	264,	300	281,	200	310	, 200	354,	300	401,	, 400
ı		13	201,	200	230,	800	265,	100	282,	100	311	, 400	356,	200	403,	, 300
ı		14	203,	200	231,	800	266,	000	283,	000	313	, 000	358,	200	405,	, 300
ı		15	205,		232,			800	283,			, 600		200	1	, 400
		16	207,	300	233,	700	267,	700	284,	800	316	, 200	362,	200	409,	, 400
ı		17	209,	300	234,	800	268,	200	285,	800	317	, 700	364,	100	411,	, 400
ı		18	211,	300	236,	200	269,	000	286,	800	319	, 200	366,	100	413,	, 600
ı		19	213,	400	237,	600	269,	800	287,	800	320	, 700	368,	200	415.	, 800
		20	215,	400	238,	700	270,	600	288,	900	322	, 100	370,	200	417.	, 900
ı		21	217,	300	239,	800	271,	300	290,	200	323	, 500	371,	900	419,	, 800
ı		22	219,	000	241,	400	272,	000	291,	600	324	, 900	374,	000	421,	, 700
ı		23	220,	700	243,	100	272,	700	292,	800	326	, 400	376,	100	423,	, 500
		24	222,	400	244,	500	273,	500	294,	000	327	, 800	378,	100	425,	, 400
ı		25	223,	700	245,	700	274,	300	295,	100	329	, 200	380,	000	427.	, 100
ı		26	225,	000	247,	000	275,	000	296,	500	330	, 600	381,	600	428,	, 700
ı		27	226,	100	248,	400		800	297,	900	332	, 000		400	430,	, 400
		28	227,	100	249,	700	276,	600	299,	300	333	, 400	385,	200	432,	, 000
		29	228,	200	251,	100	277,	600	300,	300	334	, 500	386,	900	433,	, 300
		30	229,	000		100		700	301,	600		, 000		600		, 600
ı		31	229,	800	252,	900	280,	100	302,	900	337	, 400	390,	500	436,	, 200
		32	230,	500	253,	600	281,	300	304,	100	338	, 900	392,	200	437,	, 700
		33	231,	600	254,	400	282,	500	305,	300	340	, 400	393,	900	439,	, 400
		34	232,			300		800	306,		I	, 900		600		, 000
		35	233,			200		900	308,		1	, 400		400		, 400
		36	234,	900	256,	900	286,	100	309,	500	344	, 900	399,	100	443,	, 800
		37	235,	900	257,	600	287,	500	310,	800	346	, 500	400,	700	444.	, 900
		38	237,			500		600	312,		I	, 100		400		, 200
L																

1								
第	39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349,600	404, 200	447, 500
五	40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100	406, 000	448, 900
第九十四号議案	10	200, 100	200,000	200,100	011, 000	551, 100	100,000	110, 000
<u> </u>	41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300	407, 500	449, 900
なる議	42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800	409, 000	450, 600
案	43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300	410, 500	451, 400
	44	242, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700	410, 300	452, 000
福井県一	11	2 10, 000	200,000	200,000	050,000	330, 100	111,000	102,000
県	45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100	412, 900	452, 900
<u>→</u>	46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100	414, 000	453, 600
般	47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500	415, 100	454, 400
職の	48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800	416, 300	455, 200
職	10	_ 11, _ 0 0	200,000	000,200	020,000	001,000	110,000	100, 200
員	49	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100	417, 600	455, 900
等しの	50	248, 900	267, 300	302, 500	328, 000	364, 500	418, 700	456, 600
給	51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800	419, 900	457, 300
与	52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100	421, 000	458, 100
に			_ , , , , , ,				,	,
関 よ	53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600	422, 200	458, 900
る	54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800	423, 200	459, 700
条	55	253, 000	272,000	309, 000	334, 500	370, 900	424, 300	460, 400
職員等の給与に関する条例等	56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100	425, 400	461, 100
す の		,					,	,
	57	254, 500	274, 400	311,000	336, 700	373, 200	426, 500	461, 900
部	58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100	427, 000	
以上	59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100	427, 600	
部改正に	60	256, 800	278, 400	314, 800	340,500	376,000	428, 000	
つ								
いて	61	257, 500	279,600	315, 900	341,500	376,600	428, 600	
	62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400	429, 100	
	63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200	429, 500	
	64	259, 600	283, 000	319,600	344, 700	379,000	430, 000	
	65	260, 200	284,000	320, 800	345,800	379, 700	430, 500	
	66	260, 900	285, 200	322, 100	347,000	380, 400	430, 900	
	67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200	431, 200	
	68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900	431, 500	
	69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900	
	70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100	432, 300	
	71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800	432, 600	
	72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400	432, 900	
		0.000	202 255	000 455	0 = 1 0 = -	00= 1	100.000	
	73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100	433, 300	
	74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600	433, 700	
	75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200	434, 000	
	76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700	434, 300	
		0.70 100	000 000	000 400	050 100	0.07 100	404 500	
	77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100	434, 700	
	78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700		
	79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200		
	80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500		
,	01	272 600	202 400	227 000	261 000	200 000		
六一	81	273, 600	302, 400	337, 900	361, 000 361, 500	388, 800		
	82	274, 500	303, 600	339, 000	361, 500	389, 300		
	83	275, 400 276, 000	304, 700	340, 000	362, 100 362, 600	389, 700		
	84	410,000	305, 800	341, 100	304, 000	390, 000		

									1
定年前	85	276, 700	306, 900	342,000	363, 200	390, 300			l
再任用	86	277, 400	308, 100	343, 000	363, 700	390, 800			l
	87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300			l
短時間	88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700			l
勤務	00	270,000	310, 400	311, 300	304,000	331,700			l
職員	89	279,600	311, 500	345, 800	365, 200	392,000			l
以外の									l
職員	90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400			l
, ,	91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900			l
	92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300			l
	00	000 000	015 000	0.40, 0.00	267 000	200 700			l
	93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700			l
	94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500				l
	95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900				l
	96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200				l
									l
	97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800				l
	98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300				l
	99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800				l
	100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300				l
									ı
	101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900				l
	102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400				l
	103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900				l
	104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300				l
									l
	105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900				l
	106	292,600	322, 800	355, 000	373, 400				l
	107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900				l
	108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400				l
									l
	109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000				l
	110	294,000	324,600	356, 700	375, 400				l
	111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900				l
	112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400				l
									l
	113	294,800	325, 500	358, 200	377, 000				l
	114	295,000	325, 900	358, 700					l
	115	295, 300	326, 300	359, 200					l
	116	295, 500	326,600	359, 600					l
									l
	117	295, 800	326, 800	360, 000					l
	118	296, 100	327, 100	360, 400					ı
	119	296, 400	327, 500	360, 900					ı
	120	296, 700	327, 700	361, 400					
				,					
	121	297,000	327, 900	361, 800					l
	122	297, 400	328, 200	362, 300					ı
	123	297, 700	328, 500	362, 800					ı
	124	298, 100	328, 800	363, 300					l
	_			-, -, -, -,					
	125	298, 300	329, 000	363, 600					ı
	126	298, 500	329, 300						
	127	298, 800	329, 700						
	128	299, 200	329, 900						
		.,	.,						
	129	299, 400	330, 100						
	130	299, 700	330, 300						l
		1	1	I	I	I	I	I	ı

第		131	300, 100	330, 700					
九		132	300, 500	330, 900					
第九十四号議案			ĺ	, ,					
변 불		133	300, 700	331, 200					
議		134	301,000	331,600					
案		135	301, 400	332,000					
絙		136	301, 700	332, 400					
#				·					
福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正につ		137	301, 900	332, 700					
		138	302, 200	333, 100					
加		139	302, 600	333, 500					
0		140	302, 900	333, 900					
職									
貝 垒		141	303, 100	334, 200					
の		142	303, 500	334, 600					
給		143	303, 900	334, 900					
与		144	304, 200	335, 300					
関									
す		145	304, 400	335, 600					
るタ		146	304, 600	336, 000					
州例		147	304, 900	336, 400					
等		148	305, 300	336, 800					
0		1.40	205 500	007 100					
部		149	305, 500	337, 100					
改		150	305, 700	337, 500					
正		151 152	306, 000 306, 300	337, 900 338, 300					
りつ		132	300, 300	330, 300					
11		153	306, 700	338, 600					
て		154	306, 700	330, 000					
		155	307, 100						
		156	307, 400						
			,						
		157	307, 700						
		158	308, 000						
		159	308, 300						
		160	308, 600						
		161	309, 000						
		162	309, 300						
		163	309, 600						
		164	309, 900						
		1.05	010 000						
		165	310, 300						
		166 167	310, 600 310, 900						
		168	310, 900						
		100	311, 200						
		169	311,600						
	定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	再短動物		円	円	円	円	円	円	円
	勤 務 職 員		236, 100	256, 400	263, 600	273, 800	290, 100	327, 300	371, 800
<u></u>	194 只								

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則 で定めるものに適用する。

第九十四号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

六四

別表第5の2	(第3条関係)					
	1	福	祉	職	給	料

			福	祉	職	給	料	表				
職員の	職務の級	1 3	級 2	級	3	級	4	級	5	級	6	級
区分	号 給	給料月	額 給料	月額	給料	月額	給 料	月額	給 料	月額	給 料	月額
		円		円		円		円		円		円
	1 2 3 4	176, 900 178, 100 179, 300 180, 500	225 226	3, 400 5, 100 6, 900 8, 600	265, 267,	, 400 , 900 , 300 , 700	286, 287,	900 300 800 100		300	365, 368, 370, 372,	100 500
	5 6 7 8	181, 400 182, 900 184, 300 185, 700	232 233	0, 300 2, 000 3, 700 5, 000	270, 272,	, 600 , 800 , 100 , 400	292, 294,	500 200 000 800	333, 335,		374, 377, 379, 382,	300 600
	9 10 11 12	186, 800 188, 200 189, 600 191, 000	238 239	5, 700 5, 200 0, 500 0, 700	275, 276,	, 400 , 500 , 700 , 600	299 301	500 400 400 200		200	384, 387, 389, 392,	100 700
	13 14 15 16	192, 400 193, 700 195, 100 196, 400	243 244	3, 000 3, 300 4, 600 5, 800	279, 281,	, 500 , 700 , 000 , 300	306, 308,	400 500 500 400	349, 350,	000 000 900 800	394, 396, 399, 401,	900 100
	17 18 19 20	197, 800 199, 100 200, 400 201, 500	248 249	7, 000 6, 200 9, 300 9, 300	285, 286,	, 600 , 200 , 800 , 200	314, 315,	300 000 600 300	358,	500 500 300 200	403, 405, 407, 408,	100 000
	21 22 23 24	202, 500 204, 100 205, 700 207, 100	252 253	, 000 2, 100 3, 300 4, 400	291, 292,	, 400 , 100 , 400 , 900	321, 323,	100 100 100 900	364, 365,	100 000 900 800	410, 412, 414, 416,	$\begin{array}{c} 400 \\ 200 \end{array}$
	25 26 27 28	208, 700 210, 100 211, 500 212, 900	257 258	5, 600 7, 200 8, 700 9, 200	296, 298,	, 600 , 900 , 400 , 900	328, 330,	800 700 500 300	373,	700 600 500 400	417, 419, 420, 422,	100 600
	29 30 31 32	214, 600 215, 800 217, 200 218, 300	262 263	, 600 8, 800 8, 900 6, 200	302, 303,	, 900 , 100 , 500 , 700	336, 338,	100 100 000 900	378, 380,	900 700 500 100	423, 424, 426, 427,	900 200
	33 34 35 36	219, 400 220, 700 221, 900 222, 900	267 268	5, 300 7, 300 8, 500 9, 500	307, 308,	, 900 , 400 , 700 , 100	343, 345,	500 400 100 800	386,	800 200 600 000	428, 429, 431, 432,	900 200
	37 38 39 40	223, 900 225, 000 226, 100 227, 100	271 272), 500 , 700 3, 700 8, 800	313, 314,	, 600 , 000 , 400 , 900	349, 351,	900 800 600	389, 390, 391, 392,	600	433, 434, 435, 436,	$\begin{array}{c} 400 \\ 200 \end{array}$
	41 42 43 44	228, 000 228, 700 229, 500 230, 300	276 277	5, 900 6, 200 7, 700 9, 000	318, 320,	, 200 , 700 , 200 , 500	357, 359,	500 300 000 700	396,	900 100 200 300	436, 437, 438, 438,	300 000
	45 46 47 48	231, 000 231, 800 232, 700 233, 400	281 283	, 400 , 800 8, 200 a, 600	323, 324,	, 500 , 700 , 900 , 100	363, 365,	400 800 200 600	398, 398, 399, 400,	400	439, 440, 440, 441,	300 700

第九十四号議案		49 50 51 52	234, 000 234, 900 235, 900 236, 600	286, 000 287, 200 288, 400 289, 700	327, 100 328, 100 328, 900 329, 900	367, 600 368, 700 369, 700 370, 800	400, 700 401, 300 401, 800 402, 200	441, 900 442, 300 442, 700 443, 100
議案 福井県		53 54 55 56	237, 000 238, 000 238, 600 239, 200	290, 700 291, 800 292, 900 293, 900	330, 600 331, 300 332, 000 332, 800	371, 500 372, 100 372, 800 373, 600	402, 600 402, 900 403, 200 403, 500	443, 500 443, 900 444, 300 444, 600
一般職の		57 58 59 60	239, 900 240, 600 241, 300 241, 900	295, 100 296, 400 297, 700 299, 000	333, 400 333, 900 334, 500 335, 000	374, 400 375, 200 376, 000 376, 700	403, 800 404, 100 404, 400 404, 700	444, 900 445, 300 445, 600 445, 900
職員等の給与		61 62 63 64	242, 500 243, 000 243, 500 244, 000	300, 100 301, 500 302, 700 304, 100	335, 400 335, 600 336, 100 336, 600	377, 500 378, 200 378, 900 379, 500	405, 000 405, 300 405, 600 405, 900	446, 200
の給与に関する条例等		65 66 67 68	244, 600 245, 400 246, 300 247, 000	305, 200 306, 400 307, 500 308, 600	336, 900 337, 300 337, 800 338, 200	379, 800 380, 400 381, 000 381, 700	406, 200 406, 500 406, 800 407, 100	
<i>の</i>		69 70 71 72	247, 900 248, 800 249, 600 250, 200	309, 300 310, 400 311, 600 312, 800	338, 700 339, 200 339, 600 340, 100	382, 100 382, 800 383, 400 384, 000	407, 300 407, 600 407, 900 408, 100	
部改正につい	定年前 再任用 短時間	73 74 75 76	250, 800 251, 700 252, 500 253, 200	314, 100 314, 800 315, 400 316, 000	340, 300 340, 800 341, 300 341, 700	384, 400 385, 000 385, 600 386, 200	408, 300 408, 600 408, 900 409, 100	
て	勤 務 員 以外の 員	77 78 79 80	253, 900 254, 800 255, 700 256, 300	316, 700 317, 400 318, 000 318, 600	342, 000 342, 400 342, 900 343, 300	386, 600 387, 100 387, 600 388, 200	409, 300	
		81 82 83 84	257, 000 257, 500 258, 100 258, 700	318, 900 319, 200 319, 800 320, 100	343, 500 343, 800 344, 300 344, 700	388, 700 389, 100 389, 500 389, 900		
		85 86 87 88	259, 300 260, 100 260, 800 261, 500	320, 400 320, 700 321, 000 321, 300	345, 000 345, 300 345, 800 346, 200	390, 100 390, 300 390, 600 390, 900		
		89 90 91 92	262, 000 262, 800 263, 600 264, 300	321, 700 322, 100 322, 400 322, 600	346, 500 346, 900 347, 300 347, 500	391, 100 391, 400 391, 700 391, 900		
		93 94 95 96	264, 700 265, 200 265, 700 266, 400	323, 100 323, 500 323, 700 324, 100	347, 800	392, 100 392, 400 392, 700 392, 900		
		97 98 99 100	267, 100 267, 800 268, 500 269, 200	324, 500 324, 900 325, 300 325, 600		393, 100 393, 400 393, 700 393, 900		
六五		101 102 103 104	269, 600 270, 100 270, 500 270, 900	325, 800 326, 100 326, 400 326, 700		394, 100		

	105 106 107 108	271, 100 271, 300 271, 600 271, 900	327, 100 327, 300 327, 600 328, 000				
	109 110 111 112	272, 200 272, 500 272, 800 273, 000	328, 400 328, 700 329, 100 329, 400				
	113 114 115 116	273, 300 273, 600 273, 900 274, 300	329, 700 330, 100 330, 400 330, 600				
	117 118 119 120	274, 600 274, 900 275, 300 275, 700	330, 800 331, 100 331, 500 331, 900				
	121 122 123 124	275, 900 276, 100 276, 500 276, 800	332, 100				
	125 126 127 128	277, 000 277, 300 277, 700 278, 100					
	129 130 131 132	278, 300 278, 700 279, 100 279, 400					
	133 134 135 136	279, 600 279, 900 280, 300 280, 600					
	137 138 139 140	280, 800 281, 100 281, 400 281, 700					
	141 142 143 144	281, 900 282, 100 282, 300 282, 600					
	145 146 147 148	283, 000 283, 200 283, 500 283, 800					
	149 150 151 152	284, 100 284, 300 284, 600 284, 800					
	153	285, 100					
定年前 再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用 短畸 職 聞 聞 和 和		円 202, 500	円 242, 000	円 256, 300	円 289, 400	円 316, 200	円 358, 000

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、 介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第二条 当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教 含む。以下同じ。)、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手 当(武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を 手当(第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条、第二十四条および第 住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務 の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であ 県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第八条第一項に規定する正規 員特別手当および退職手当を除いたものとする。 二十七条ならびに附則第十九項において同じ。)、特殊勤務手当、災害派遣手 つて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井 改正後 第二条 給料は、 退職手当を除いたものとする。 管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および 等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。 附則第十九項において同じ。)、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害 住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当(第十二条の の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であ 県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第八条第一項に規定する正規 三の規定による手当を含む。第十八条、第二十四条および第二十七条ならびに つて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、 、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井 改正前

(通勤手当)

第十一条

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。

一 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間に は、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減 たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)にあつて 手当を支給される職員および定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当 つき、それぞれ次に定める額(第十一条の三第一項の規定により在宅勤務等 じた額)

イ~ワ

(略)

号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居(当該住居に相当 となつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号または第三 する公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずること 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異に

(通勤手当)

第十一条 (略)

2 通勤手当の額は、 とする。 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額

(略)

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間に 位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては つき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、 その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じ 支給単

イ~ワ

(略)

4 号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居(当該住居に相当 となつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号または第三 する公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずること 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異に

掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
場が道等」という。)でその利用に係る運賃等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹期事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利期に係る事別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基期をなる運賃等に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利期に係る事別料金等(その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹計のとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新するものとして人事委員会規則で定める額とする。

位期間の月数を乗じて得た額)

新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間の通勤に要する特別料金等の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定位期間の月数を乗じて得た額)

一 (略

5 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員またはその業務が県の事等当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものをして人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められるものを利用し、して通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、して通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、して通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、して通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等をその利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等をその利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等をその利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員となった。

6~9 (略)

(単身赴任手当)

第十一条の二 (略)

(在宅勤務等手当)

で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則第十一条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所

当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

からの通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る連賃料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃料金等(以下「特別急行列車等」と別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」と別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)からの通勤のため、特別を行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」と

支給単位期間の月数を乗じて得た額)

支給単位期間の月数を乗じて得た額)

支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該等の額の二分の一に相当する額(その者が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じを超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じを超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じを超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)が二万円を超えるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金定約を表

一 (略)

6~9 (略)

(単身赴任手当)

第十一条の二 (略)

第二十一条 2 • 第二十条 第十二条 、第十九条の二および第二十二条の三から第二十二条の五までの規定は、第二 号会計年度任用職員には適用しない。 宅勤務等手当を支給する。 間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には 八事委員会規則で定める。 第八条、第九条、第十条、第十条の五、第十一条の二から第十二条の三まで (特定職員についての適用除外) (寒冷地手当) (期末手当) 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。 前二項に規定するもののほか、 (略) 在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、 在

2 職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額 会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の百 地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員 二・五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五(管理または監督の

(略)

3 五」とあるのは「百分の五十八・七五」とする。 「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中 |百分の百|

4 7 (略)

(勤勉手当)

第二十二条 (略)

2 する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総 従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

第九十四号議案

(寒冷地手当)

第十二条 (略)

(特定職員についての適用除外)

第二十条

2 •

4 規定は、第二号会計年度任用職員には適用しない。 第八条、第九条、第十条、第十条の五、第十一条の二から第十二条の三まで 第十九条の二、第二十二条および第二十二条の三から第二十二条の五までの

(期末手当)

第二十一条

間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め 職員にあつては、百分の百五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期 あつては、百分の百)、十二月に支給する場合には百分の百二十五(特定幹部 を考慮して人事委員会規則で定める職員(以下「特定幹部職員」という。)に る割合を乗じて得た額とする。 (管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十

(略)

3 あるのは「百分の七十」と、 「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中 「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。 一百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と |百分の百二十五]|と

4 7

(勤勉手当)

第二十二条

2 従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給 する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤

七〇

員にあつては、百分の百二十二・五)を乗じて得た額の総額 項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡し 対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五(特定幹部職 た職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七

勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 百分の五十八・七五)を乗じて得た額の総額 (特定幹部職員にあつては当該定年前再任用短時間

3 5 略)

3 5

6 用職員が同一会計年度内において任用され、その任用期間が通算して六月以上 号会計年度任用職員とみなす。 任用期間が六月未満である第二号会計年度任用職員には、 い。ただし、任用期間が六月に満たない場合であつても、 当該会計年度内において、 任用期間が六月以上である第一 勤勉手当は支給し 第二号会計年度任

第二十六条の六 手当とする。 第一号会計年度任用職員の給与は、 報酬、期末手当および勤勉

2 6 (略)

算定した額とする。 を受ける職員の例により期末手当および勤勉手当を支給する。この場合におい るものに限る。) には、この条例の規定により期末手当および勤勉手当の支給 て、期末手当および勤勉手当基礎額は、人事委員会規則で定めるところにより 任用期間が六月以上である第一号会計年度任用職員(人事委員会規則で定め

8

9 および第二十一条の三の規定を、 の規定を準用する。 第一号会計年度任用職員に対する期末手当の支給については第二十一条の二 勤勉手当の支給については第二十二条第五項

10

(技能労務職員の給与の種類および基準)

勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当、特殊勤第二十七条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通 務手当、超過勤務手当、 および退職手当とする。 休日給、 夜勤手当、 宿日直手当、期末手当、勤勉手当

百分の五十(特定幹部職員にあつては、百分の六十)を乗じて得た額の総額 特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五) 勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十七・五一 分の百(特定幹部職員にあつては、百分の百二十) 対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百 項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに た職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第十七 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡し には百分の百五(特定幹部職員にあつては、百分の百二十五)を乗じて得た 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間 十二月に支給する場合には 、十二月に支給する場合

第二十六条の六 第一号会計年度任用職員の給与は、報酬および期末手当とする

2 6

7 員会規則で定めるところにより算定した額とする。 例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、 るものに限る。)には、この条例の規定により期末手当の支給を受ける職員の 任用期間が六月以上である第一号会計年度任用職員(人事委員会規則で定め 人事委

9 8 二および第二十一条の三の規定を準用する。 第一号会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、第二十一条の

10

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第二十七条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通 する。 手当、休日給、 勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当、 夜勤手当、 宿日直手当、 期末手当、 勤勉手当および退職手当と 特殊勤務手当、超過勤務

2 { 4

(略)

(福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第三条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例(平成十四年福井県条例第四号)の一部を次

のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	402, 000
2	461,000
3	522, 000
4	603, 000
5	701, 000
6	800, 000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	336, 000
2	371, 000
3	398, 000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。	第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の	3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条	2 (略)	第六条(略)	(給与条例の適用除外等)	改正後
百六十五」とする。	第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の	3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条	2 (略)	第六条 (略)	(給与条例の適用除外等)	改正前

第四条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第六条 (略)	第六条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条	3 第一号任期付研究員および第二号任期付研究員に対する給与条例第二十一条
第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「	第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の
百分の百七十」とする。	百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

(福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正)

第五条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十五年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	380, 000
2	427, 000
3	477, 000
4	539, 000
5	615, 000
6	718, 000
7	839, 000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除
第八条 (略)	第八条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第十条の三、第十九条の二第一項および第	2 特定任期付職員
二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第十条の三中「医療職給料	二十一条第二項の
表円の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表円の適用を受ける職員お	表一の適用を受ける
よび福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十	よび福井県一般職の任
五年福井県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規	五年福井県条例第一号。

□ とする。□ 公下る。□ 公下る。</li

あるのは「百分の百六十五」とする。以下「特定管理職員」」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」と以下「特定管理職員」」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」と期付職員条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」」とあるのは「任と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」」とあるのは「任定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」

第六条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第八条 (略)	第八条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第十条の三、第十九条の二第一項および第	2 特定任期付職員に対する給与条例第十条の三、第十九条の二第一項および第
二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第十条の三中「医療職給料	二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第十条の三中「医療職給料
表口の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表口の適用を受ける職員お	表川の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表川の適用を受ける職員お
よび福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十	よび福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十
五年福井県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規	五年福井県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規
定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」	定により任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する職員に限る。)」
と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」」とあるのは「任	と、給与条例第十九条の二第一項中「以下「特定管理職員」」とあるのは「任
期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。	期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。
以下「特定管理職員」」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・	以下「特定管理職員」」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」と
五」とあるのは「百分の百七十」とする。	五」とする。 五」とする。

(福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第七条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例 (昭和二十九年福井県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

は、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあつて)。	第二条の二 (略)	(期末手当)	改正後
は、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあつて	第二条の二 (略)	(期末手当)	改正前

」とする。 るのは「百分の百六十五」 額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じ て得た額とする。ただし、 給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあ 「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五

3 (略)

(知事等の給与および旅費)

第三条 (略)

2 • 3 (略)

十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百 知事等の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、 般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二

5 6

二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

3 (略)

(知事等の給与および旅費)

るのは「百分の百六十五」とする。

て得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあ 額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じ

第三条

4

2 • (略) (略)

十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」とする。 知事等の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、 般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二

5 6 略)

第八条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第二条の二 (略)	第二条の二 (略)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあつて	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する議員にあつて
は、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月	は、退職し、または死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月
額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じ	額に百分の百四十五を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じ
て得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五	て得た額とする。ただし、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあ
」とあるのは「百分の百七十」とする。	るのは「百分の百六十五」、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五
	」とする。
3 (略)	3 (略)
(知事等の給与および旅費)	(知事等の給与および旅費)
第三条 (略)	第三条 (略)
2・3 (略)	2 • 3 (略)
4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、	4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、
一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二	一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第二
十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。	十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、「百分の百
	二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。
5・6 (略)	5 • 6 (略)

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第九条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和四十六年福井県条例第六十七号)の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

3 (略) 「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」とする。	与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給	。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一井界一船職の職員等の終与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号	: 前項	第三条 (略)	(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)	改正後
3 (略) する。	与条例第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」と般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給	。以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一井県一般職の職員等の終与に関する条例(峄和二十九年福井県条例第二十四号	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第三条 (略)	(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)	改正前

第十条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

」とする。 「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」 与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」 与条例第二十一	一十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」		員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給 般職員」に	以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一 。以下この	般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号 井県一般贈	項の期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、福 2 前項の期末	(略) 第三条 (政	末手当、通勤手当および寒冷地手当) (期末手+	改正後	
	百分の百二十五 とあるのは「百分の百七十五 とする。	二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」、	般職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給	以下この項において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一	般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号	期末手当の額は、給料の月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、福 ┃	(略)	当、通勤手当および寒冷地手当)	改正前	

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

3

2 第

第十一条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和四十一年福井県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

以下同じ。)の介護をするため、管理者が、要介護者の各々が当該介護を必要り管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢によ母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢によ母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢によ母、子、配偶者の父母その他管理者が、要介護者の各々が当該介護を必要と、職員が育児部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を第十九条(略)	第八条 (略) (特殊勤務手当)	期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に対して支給する 第七条の三 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者がる場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定体の二 (略)	(給与の種類) (給与の種類) (給与の種類) (給与の種類) (給与の種類) (給与の種類は、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、地域手当、住居手当、企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法(昭和二十五年法第二条企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法(昭和二十五年法第二条企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法(昭和二十五年法第二条企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法(昭和二十五年法第二条企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法(昭和二十五年法第二条企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法(昭和二十五年法第二条企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法(昭和二十五年法第二条企業、企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法(昭和二十五年法第二条企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企	改正後
同じ。)の介護をするため、管理者が、要介護者の各々が当該介護を必要とす理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育第十九条 (略)	第八条 (略) (特殊勤務手当)	第七条の二 (略)	(給与の種類)	改正前

務しない一時間につき、一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えなとする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えなとする一の継続する状態ごとに、連続する条例(昭和五十九年福井県条例第四十号)第二条に規定する定年退職目をする条例(昭和五十九年福井県条例第四十号)第二条に規定する定年退職目をする条例(昭和五十九年福井県条例第四十号)第二条に規定する定年退職目をする条例(昭和五十九年福井県条例第四十号)第二条に規定する定年退職目をする条例(昭和五十九年福井県条例第四十号)第二条に規定する定年退職目をする条例(昭和五十九年福井県条例第四十号)第二条に規定する定年・当該職員が、高年齢として管理者が定める年齢に達した日以後の日で当該職員が、高年齢として管理者が定める年齢に達した日以後の日で当該職員が、高年齢として管理者が定める年齢に達した日以後の日で当該職員が、高年齢として管理者が定める年齢に達した日以後の日で当該職員のの継続する状態ごとに、連続する。とする一の継続する規則であると認められると認められると認められるとい範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められるといる。

(非常勤職員の給与)

(特定職員についての適用除外) 給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。 の職員等の給与に関する条例第一条の福井県一般職の職員の例により、職員の第二十一条 非常勤職員(短時間勤務職員を除く。) については、福井県一般職

しない。 第五条、第六条、第六条の三、第九条、第十条および第十八条の二 第五条、第六条、第六条の三、第九条、第十条および第十八条

(非常勤職員の給与)

の給与額を減額して給与を支給する。

には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、一時間当たりあると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合る三年の期間内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当でめ、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続すにおける休暇をいう。)または介護時間(当該職員が要介護者の介護をするた囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合囲内で指定する規則内において勤務しないことが相当であると認められる場合の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範

第二十一条

(特定職員についての適用除外)

職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)については、

規定により採用された職員には適用しない。の規定は、地方公務員法第二十二条の四第一項または第二十二条の五第一項の第二十一条の二 第五条、第六条、第六条の三、第九条、第十条および第十八条

2 (略)

(福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

(略)

第十二条 附則第十五条第一項中「第二条第一項」を「第二十一条の二第一項」に改める。 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年福井県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

則

附

(施行期日等)

1 この条例は、 公布の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 基準に関する条例第二条第一項、 第二条 (次号に掲げる改正規定を除く。)、第四条、 第二十一条および第二十一条の二の改正規定を除く。)の改正規定 第六条、 第八条、第十条および第十一条(福井県企業職員の給与の種類および 令和六年四月一日
- 二 第二条中福井県一般職の職員等の給与に関する条例第十一条第四項および第五項の改正規定 公布の日から起算して四月を超えない

範囲内において規則で定める日

- 2 与条例」という。)の規定および第九条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 による改正後の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定 は、令和五年四月一日から、第七条の規定による改正後の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給 究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定および第五条の規定 般職の職員等の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第三条の規定による改正後の福井県一般職の任期付研 「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和五年十二月一日から適用する。 第一条 (福井県一般職の職員等の給与に関する条例第二条および第二十二条の三の改正規定を除く。)の規定による改正後の福井県一 (以 下
- 3 るものとする。 十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項各号に掲げる職員にあっては、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める者に限 前項に規定する改正後の給与条例の規定(別表第一から別表第五の二までの規定に限る。)の適用については、地方公務員法 (昭和二

(給与の内払)

4 三条の規定による改正前の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の規定に基づいて支給さ 規定を適用する場合には、 与、第七条の規定による改正前の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第九条の規 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、 第五条の規定による改正前の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給 第一条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第 改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例または改正後の教育長給与条例の

給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の特別職 定による改正前の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の

給与条例の規定による給与または改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

案 理 由

提

令和五年十月二日付けの人事委員会勧告を受けて、職員の給与改定等を行いたいので、この案を提出する。

福井県国民健康保険条例の一部改正について

第九十五号議案

福井県国民健康保険条例の一部改正について

福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和 五. 年 + 月二十八 日 提 出

令

福

井 県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第 号

福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例

福井県国民健康保険条例(平成二十九年福井県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町より県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定	健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町より県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定
下同じ。)の三分の一に相当する額および法第七十二条の五第二項の規定に	下同じ。)の三分の一に相当する額および法第七十二条の五第二項の規定に
費用額(令第四条の六第三項の規定による特定健康診査等費用額をいう。以	費用額(令第四条の七第三項の規定による特定健康診査等費用額をいう。以
四 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等	四 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等
- < 三 (略)	一~三 (略)
により、市町に対して交付する。	により、市町に対して交付する。
3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところ	3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところ
2 (略)	2 (略)
第八条 (略)	第八条 (略)
(交付金の種類)	(交付金の種類)
改正前	改正後

第九十五号議案 福井県国民健康保険条例の一部改正について

この条例は、令和六年一月一日から施行する。 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。 の特定健康診査等費用額に応じて交付する額 提 附 案 理 由 則 の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

第九十六号議案

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部改正について

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和 Ŧi. 年 + 月二十 八 日 提 出

令

福 井 県 知 事 杉 本

達

治

福井県条例第 号

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例(平成十六年福井県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表福井駅西口地下駐車場の部福井駅西口地下駐車場駐車券により駐車させる場合の款中「特急利用者」を「新幹線等利用者」に改め、

同表備考第四号を次のように改める。

賀駅を経由して新幹線鉄道もしくは並行在来線の列車に乗車し、 外駅で下車する者または県外駅から新幹線鉄道の列車に乗車し、福井駅で下車する者もしくは県外駅から特別急行列車に乗車し、敦 車に乗車し、福井県外に所在する鉄道駅 会社から経営が分離される鉄道事業に係る路線をいう。以下同じ。)の列車に乗車し、敦賀駅を経由して特別急行列車に乗車し、県 「新幹線等利用者」とは、福井駅西口地下駐車場に自動車を駐車させる者のうち、駐車時間内において福井駅から新幹線鉄道の列 (全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条に規定する新幹線鉄道の路線の開業に伴い、西日本旅客鉄道株式 (以下「県外駅」という。)で下車する者もしくは福井駅から新幹線鉄道もしくは並行在来 福井駅で下車する者をいう。

別表備考第十一号中「特急利用者」を「新幹線等利用者」に改める。

附

則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に福井駅西口地下駐車場に自動車を入場させ、施行日以後に自動車を出場させる者 から徴収する駐車料金については、なお従前の例による。

案 理

提

由

北陸新幹線福井・敦賀開業および敦賀駅以東の特別急行列車の廃止に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第九十七号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令 和 五年 十 一月二十八 日 提 出

福 井 県

知

事

杉

本

達

治

指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県立音楽堂

指定管理者となる団体の所在地および名称

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$

福井市今市町四十号一番地一

公益財団法人福井県文化振興事業団

指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

 \equiv

提 案 理 由

福井県立音楽堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

第九十八号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令 和 五年 十一月二十八日 提 出

福 井 県

知

事

杉

本

達

治

指定管理者に管理を行わせる施設の名称

指定管理者となる団体の所在地および名称

福井県社会福祉センター

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$

福井市光陽二丁目三番二十二号

社会福祉法人福井県社会福祉協議会

指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

 \equiv

提 案 理 由

福井県社会福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

第九十九号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県

知

事

杉

本

達

治

指定管理者に管理を行わせる施設の名称

指定管理者となる団体の所在地および名称

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$

坂井市丸岡町小黒七十号六番地一

株式会社グリーンシェルター

三 指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

提 案 理 由

ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を

提出する。

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令 和 五年 十 一月二十八 日 提 出

福 井 県

知

事

杉

本

達

治

ふくい健康の森(県民健康センター)

指定管理者に管理を行わせる施設の名称

指定管理者となる団体の所在地および名称

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$

福井市真栗町四十七号四十八番地

公益財団法人福井県健康管理協会

指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

 \equiv

案 理 由

提

ふくい健康の森(県民健康センター)の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提

出する。

第百一号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日提出

福井県

知

事

杉

本

達

治

指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県児童科学館

- 富井市急寺町第六十七号三4指定管理者となる団体の所在地および名称

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$

福井市島寺町第六十七号三十番地

ふくい福祉事業団・丹青社 福井県児童科学館運営共同事業体

指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

 \equiv

提 案 理 由

福井県児童科学館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令 和 五年 十一月二十八日 提 出

福 井 県

知

事

杉

本

達

治

指定管理者に管理を行わせる施設の名称

指定管理者となる団体の所在地および名称 福井県産業振興施設

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$

福井市下六条町百三番地

般財団法人福井県産業会館

指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

 \equiv

提 案 理 由

福井県産業振興施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令 和 五年 十 一月二十八 日 提

出

福 井 県

知

事

杉

本

達

治

指定管理者に管理を行わせる施設の名称

越前陶芸公園

指定管理者となる団体の所在地および名称

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$

坂井市丸岡町小黒七十号六番地一

EPPコンソーシアム

指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

 \equiv

提 案 理 由

越前陶芸公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項および福井県都市公園条例第十七条の規定により、

この案を提出する。

第百四号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令 和 五年 十 月二十八 日 提 出

福

井 県

知

事

杉

本

達

治

指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井市宝永三丁目一番一号

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$

指定管理者となる団体の所在地および名称

福井県国際交流会館

公益財団法人福井県国際交流協会

指定の期間 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

 \equiv

提 案 理 由

福井県国際交流会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

九九

第百四号議案 指定管理者の指定について

第百五号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令 和 五年 十 一月二十八 日 提

出

福 井 県

知

事

杉

本

達

治

指定管理者に管理を行わせる施設の名称

指定管理者となる団体の所在地および名称 テクノポート福井総合公園

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$

坂井市丸岡町小黒七十号六番地一

株式会社グリーンシェルター

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

 \equiv

指定の期間

理

提 案 由

テクノポート福井総合公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、この案を提出する。

中央児童相談所・婦人相談所(仮称) 建築工事請負契約の変更について

中央児童相談所・婦人相談所 (仮称)建築工事請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令 和 Ŧī. 年 + 月 二 十 八 日 提 出

福

井 県

知

事

杉

本

達

治

工事 場 所 福井市木田三丁目地係

 \equiv

工事名

称

中央児童相談所·婦人相談所

(仮称) 建築工事

 \equiv

契

約

者

(株)見谷組、サカイ建設不動産(株)、中央児童相談所・婦人相談所(仮称)建築工事特定建設工事共同企業体

代表者 福井市丸山一丁目千百十八番地

株式会社見谷組

代表取 締 役 見 谷 頼

貞

福井市花堂北二丁目二十三番二十二号

サカイ建設不動産株式会社

代表取

締役

齊

藤

英

毅

変更前 金 五八七、二二四、〇〇〇円

変更後 金 六一二、六九五、六〇〇円

Ŧī. 変更を必要とする理由

兀

変更の内容

契約金額

資材および労務単価の変動等に伴い、新単価を適用して契約金額を変更する必要が生じた。

案 理 由

提

地方自治法第九十六条第一項第五号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、こ

の案を提出する。

第百七号議案

令和六年度当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)により令和六年度において当せん金付証票を次のとおり発売することができる。

令 和 Ŧī. 年 + 月二十 八 日 提 出

福 井 県

知 事

本

杉 達

治

提 案 理 由 本県発売額

七、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以内

当せん金付証票法第四条の規定に基づき令和六年度に共同発売する宝くじの発売額について議会の議決を必要とするので、この案を提出

する。

報告第二十六号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条第一

項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年十一月二十八 日 提出

福 井 県 知 事

杉

本

専決第十一号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令 和 五 年 十 月十二日

井 県 知 事

杉

本

達

治

福

小浜市 個人

損害を賠償し和解をする相手方

損害賠償の額 一一二、〇〇〇円

 \equiv

事故の態様

 \equiv

令和五年五月十八日午後四時四分頃、嶺南振興局農村整備部の県有自動車が、小浜市相生第十八号二十六番地において、相手方が所有

する屋外水道施設に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

兀 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または

争訟等は行わない。

報告第二十七号

専決処分の報告について

法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。 県有施設において草刈り作業を行った際に、自動車に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治

令 和 五年十一月二十八日提出

井 県 知 事

杉

福

本

達 治

専決第十四号

損害賠償額の決定および和解について

地方自治法 次のとおり県有施設において草刈り作業を行った際に、自動車に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、 (昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年十月二十日

福井県知事杉本

達

治

損害を賠償し和解をする相手方

敦賀市 個人

損害賠償の額ニーー、九四八円

 \equiv

三 事故の態様

令和五年九月二十一日午前八時五十分頃、敦賀市松葉町の敦賀高等学校グラウンド付近において、草刈り作業を行った際に石が飛散

し、相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または

争訟等は行わない。

報告第二十八号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条第一

項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年十一月二十八 日 提 出

福 井 県

知

事

杉

本

達 治

専決第十二号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令 和 五年 十月十二日

福 井 県 知 事

達

杉

本

治

兀 和解の内容

相手方に傷害を与えたものである。

令和五年五月三十一日午後二時十分頃、人身安全・少年課の県有自動車が、福井市順化二丁目二十二番十九号先県道交差点において、

 \equiv

損害賠償の額

三二、八七八円

坂井市 個人

損害を賠償し和解をする相手方

 \equiv

事故の態様

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または

争訟等は行わない。

報告第二十九号

専決処分の報告について

交通取締りを行った際に、自動車に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法(昭和二十二年

法律第六十七号)第百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年十一月二十八日提出

事 杉 本 達

治

福井県

知

専決第十三号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり交通取締りを行った際に、自動車に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法(昭和

二十二年法律第六十七号)第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年十月十二日

福 井 県 知 事 杉 本 達

治

損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

損害賠償の額 二三一、四〇三円

 \equiv

三 事故の態様

令和五年六月十六日午前九時五十八分頃、坂井市三国町中央一丁目六番二号先市道交差点において、坂井西警察署員が交通取締りを

行った際に、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または

争訟等は行わない。

予 算 案 説 明 書

歳入歳出予算事項別明細書

(注)	歳入歳出予算事項別明細書の記載につ	117
(イナ)		V - (

「3歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

- (負) とあるのは………分担金および負担金
- (使) とあるのは………使用料および手数料
- (財) とあるのは………財 産 収 入
- (寄) とあるのは………寄 附 金
- (繰入) とあるのは………繰 入 金
- (繰越) とあるのは………繰 越 金
- (諸) とあるのは………諸 収 入
- (証) とあるのは…………証 紙 収 フ

を示す。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

	款			補 正 前 の 額	補	正額	計
1 県	Į,		税	132, 160, 640			132, 160, 640
2 地			金	39, 882, 467			39, 882, 467
3 地			税	15, 570, 941			15, 570, 941
4 地	方 特 例	交 付	金	496, 000			496, 000
5 地	方 交	付	税	130, 844, 722		3, 206, 508	134, 051, 230
6 交	ぎ通安全対策	特別交付	金	200, 000			200, 000
7 分	分担金およ	び 負 担	金	2, 018, 177		826, 370	2, 844, 547
8 使	恵用料およ	び 手 数	料	5, 701, 499			5, 701, 499
9 国	庫 支	出	金	74, 353, 851		14, 530, 380	88, 884, 231
10 財	産	収	入	1, 278, 410			1, 278, 410
11 寄	附		金	522, 796			522, 796
12 繰	入		金	13, 775, 670			13, 775, 670
13 繰	越		金	8, 697, 679			8, 697, 679
14 諸	省 収		入	49, 225, 497		12, 707	49, 238, 204
15 県	Ļ		債	66, 309, 000		15, 076, 000	81, 385, 000
歳	入	合 計		541, 037, 349		33, 651, 965	574, 689, 314

総 括

総 括

(京	支	出)										(.	単位 千円)
										補	正額の	財 源 内	訳
			;	款			補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
										国支出金	地方債	その他	加文 火1 亿尔
	_	\r.				-44-							
1				会		費	1, 046, 225	7, 307	1, 053, 532			15	7, 292
2	糸	総		務		費	50, 275, 332	283, 142	50, 558, 474	122, 912		388	159, 842
3	E	民		生		費	57, 659, 573	629, 943	58, 289, 516	531, 107		225	98, 611
4	徝	靬		生		費	26, 600, 453	795, 951	27, 396, 404	749, 429		1,038	45, 484
5	Š	芳		働		費	1, 945, 950	94, 862	2, 040, 812			56	94, 806
6	Ē	農	林	水	産	費	32, 541, 518	5, 910, 735	38, 452, 253	3, 378, 949	1, 194, 000	613, 603	724, 183
7	P	笛		エ		費	63, 221, 523	1, 875, 760	65, 097, 283	1, 357, 615		151	517, 994
8	Ξ	Ŀ		木		費	58, 049, 727	22, 588, 632	80, 638, 359	8, 349, 651	13, 882, 000	213, 511	143, 470
9	誓	汝		察		費	23, 042, 540	329, 687	23, 372, 227			2, 063	327, 624
10	孝			育		費	96, 660, 403	1, 135, 946	97, 796, 349	40, 717		8, 027	1, 087, 202
11	5	泛	害	復	旧	費	13, 935, 064		13, 935, 064				
12	1	公		債		費	63, 046, 336		63, 046, 336				
13	i	者	支		出	金	52, 212, 705		52, 212, 705				
14	=	予		備		費	800,000		800,000				
	歳	ŧ	出	É	à	計	541, 037, 349	33, 651, 965	574, 689, 314	14, 530, 380	15, 076, 000	839, 077	3, 206, 508

2 歳 入

(款) 5 地方交付税

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補正額	計	備	
(款)						
5 地方交付税		130, 844, 722	3, 206, 508	134, 051, 230		
(項)		100, 011, 122	0, 200, 000	101, 001, 200		
1 地方交付税		130, 844, 722	3, 206, 508	134, 051, 230		
- 12/0/2/10/02			-,,	,,		

入(款) 5 地方交付税

125

1 (卦) 5 地土大丹稻 (西) 1 地土大丹稻

(款) 5	地方交付税	(項) 1	地方交付税				(単位 千円)
目	補正前の額	油 正 姫	칼	節		説	
H	棚上削り額	補 正 額	計	区 分	金額	市 允	明
地方交付税	130, 844, 722	3, 206, 508	134, 051, 230	地方交付税	3, 206, 508		

(款) 7 分担金および負担金

(単位 千円)

						(中四 111)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備	考
(款)						
7 分担金および負担金		2, 018, 177	826, 370	2, 844, 547		
(項)						
1 負 担 金		2, 018, 177	826, 370	2, 844, 547		

入(款) 7 分担金および負担金

入(款) 7 分担金および負	入(款) 7 分担金および負担金 (項) 1 負 担 金									
(款) 7 分担金および負担金 (項) 1 負 担 金										
目	補正前の額	補正額	計	節			明			
				区 分	金 額					
3 農林水産費負担金	985, 844	613, 161	1, 599, 005	農地費	613, 161					
4 土木費負担金	938, 053	213, 209	1, 151, 262	道路橋りよう費	23, 716					
				河川海岸費	152, 042					
				都市計画費	37, 451					

(款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

						(単位 下門)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備	考
(款)						
9 国庫支出金		74, 353, 851	14, 530, 380	88, 884, 231		
(項)						
1 国庫負担金		39, 655, 269	8, 534, 151	48, 189, 420		
2 国庫補助金		34, 100, 184	5, 996, 229	40, 096, 413		

入(款) 9 国庫支出金

入(款) 9 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (項) 2 国庫補助金

	(款) 9 国	庫支出金	(項) 1	国庫負担金					
<u> </u>				Т					(単位 千円)
	目	補正前の額	補正額	計·		節		説	明
		1112-127			区	分	金額	P/ W	
5	農林水産費国庫負担金	3, 544, 152	184, 500	3, 728, 652	林業費		139, 500		
					水産業費		45, 000		
6	土木費国庫負担金	10, 947, 959	8, 349, 651	19, 297, 610	道路橋りょう費		3, 815, 135		
					河川海岸費		4, 387, 261		
					港湾費		30, 333		
					都市計画費		116, 922		
	(款) 9 国	庫支出金	(項) 2	国庫補助金					(単位 千円)
	_	10-17-14	15 47	-1		節		-77	
	目	補正前の額	補正額	= +	区	分	金 額	説	明
1	総務費国庫補助金	10, 001, 332	122, 912	10, 124, 244	企画費		122, 912	交通事業者・福祉施設等への緊 料価格高騰対策)	急支援事業(電気料・燃 122,912
2	民生費国庫補助金	1, 959, 930	531, 107	2, 491, 037	社会福祉費		512, 250	医療機関・福祉施設における省	エネ設備等導入支援事業 218,960
								交通事業者・福祉施設等への緊 料価格高騰対策)	急支援事業(電気料・燃 183,919
								医療機関・福祉施設への緊急支 策)	援事業(食材料費高騰対 109,371
					児童福祉費		18, 857	交通事業者・福祉施設等への緊 料価格高騰対策)	急支援事業(電気料・燃 16,160

							医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業 1,360
							医療機関・福祉施設への緊急支援事業(食材料費高騰対 策) 1,337
3	衛生費国庫補助金	3, 675, 221	749, 429	4, 424, 650	環境衛生費	70, 780	生活基盤施設耐震化等補助事業 70,000
							交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業(電気料・燃料価格高騰対策) 780
					医薬費	678, 649	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業(電気料・燃料価格高騰対策) 361,465
							医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業 258,400
							医療機関・福祉施設への緊急支援事業(食材料費高騰対 策) 58,784
5	農林水産費国庫補助金	9, 576, 926	3, 194, 449	12, 771, 375	畜産業費	60, 901	配合飼料価格高騰に対する緊急支援事業 60,901
					農地費	2, 429, 380	農業水利施設電気料金高騰対策事業 14,422
					林業費	682, 400	緊急森林整備事業 218,400
							林木育種・種子採取事業 14,000
					水産業費	21, 768	
6	商工費国庫補助金	3, 488, 570	1, 357, 615	4, 846, 185	商業費	1, 274, 409	電気・ガス価格高騰緊急対策事業 1,274,409
					工鉱業費	58, 880	企業における省エネ設備等導入支援事業 58,880
					観光費	24, 326	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業(電気料・燃料価格高騰対策) 24,326
9	教育費国庫補助金	3, 332, 779	40, 717	3, 373, 496	教育総務費	21, 428	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業(電気料・燃 料価格高騰対策) 21,428

入(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

入(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

特別	(5) 9 国庫支出金(「5) 1
区分 金額	B
大学費 19,289 交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業(6 料価格高齢対策)	

(款) 14 諸 収 入

(単位 千円)

						(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備	考
(款)						
14 諸 収 入		49, 225, 497	12, 707	49, 238, 204		
(項)						
7 雑 入		3, 899, 784	12, 707	3, 912, 491		

入(款) 14 諸 収 入

自 補正前の額 補正額 計 節区分類 金額 雑入 3,888,216 12,707 3,900,923 庁舎維持管理負担金 39 保険料被保険者負担金 11,759	(款) 14 諸	省 収 入	(項) 7	雑 入				(単位 千円)
雑入 3,888,216 12,707 3,900,923 庁舎維持管理負担金 39	目	補正前の額	補正額	計			説	
					<u></u>	金額		
保険料被保険者負担金 11,759	雑入	3, 888, 216	12, 707	3, 900, 923	庁舎維持管理負担金	39		
					保険料被保険者負担金	11, 759		
雑入 909					雑入	909		

(款) 15 県 債

(単位 千円)

					1	(中位 111)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備	考
(款)						
15 県 債		66, 309, 000	15, 076, 000	81, 385, 000		
(項)						
1 県 債		66, 309, 000	15, 076, 000	81, 385, 000		

入(款) 15 県 債

入(款) 15 県 債(項) 1 県 債

(款) 15 県	债	(項) 1	県 債				(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		· 説	明
Ħ	(相)上削り(領	相 止 領	ΠT	区 分	金 額	武允	97
5 農林水産債	5, 122, 000	1, 194, 000	6, 316, 000	農地費	1, 025, 000		
				林業費	124, 000		
				水産業費	45, 000		
7 土木債	31, 336, 000	13, 882, 000	45, 218, 000	道路橋りょう費	5, 360, 000		
				河川海岸費	8, 401, 000		
				港湾費	60, 000		
				都市計画費	61,000		
			•				

3 歳 出

(款) 1 議 会 費

(単位 千円)

				補	正 額 の	財 源 内	訳	
款項	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源	備考
				国支出金	地方債	その他	/1X /×1 1//N	
(款)								
1 議会費	1, 046, 225	7, 307	1, 053, 532			15	7, 292	
(項)								
1 議会費	1, 046, 225	7, 307	1, 053, 532			15	7, 292	

出(款) 1 議 会 費

出(款) 1 議 会 費 (項) 1 議 会 費

目 補正前の額 補正額 計 節 事業名 金額 左の財源内部 1 議会費 742,786 4,216 747,002 (1)報酬 4,216 議員報酬 4,216 2 事務局費 303,439 3,091 306,530 (1)報酬 343 職員給与費 3,091 3,091 (諸) 15 3,076
区分金額 国支出金地方債 その他 1議会費 742,786 4,216 747,002 (1)報酬 4,216 議員報酬 4,216 計 4,216 計 4,216 4,216 2事務局費 303,439 3,091 (2)給料 880 (3)職員手当等 1,550 303,439 3,091 (2)給料 880 (3)職員手当等 1,550
2事務局費 303, 439 3, 091 306, 530 (1)報 酬 (2)給 料 (3)職員手当等 1,550 343 職員給与費 3,091 3,091 (諸) 15 3,076
2 事務局費 303, 439 3, 091 306, 530 (1)報 酬 343 職員給与費 3, 091 (諸) 15 3, 076 (2)給 料 880 (3)職員手当等 1,550
2 事務局費 303, 439 3, 091 306, 530 (1)報 酬 343 職員給与費 3, 091 15 3, 076 (2)給 料 880 (3)職員手当等 1,550
(3)職員手当等 1,550
(4)共 済 費 318
計 3,091 15 3,076

(款) 2 総 務 費

(単位 千円)

														(幸匹 111)
					補	正	額	の	財	源	内	訳		
	款項	補正前の額	補 正 額	計	特	定		財	ì	源		. 机 田 河	備	考
					国支出金	地	方	債	そ	Ø	他	一般財源		
(款)														
2	総務費	50, 275, 332	283, 142	50, 558, 474	122, 912						388	159, 842		
(項)														
	総務管理費	12, 113, 379	117, 025	12, 230, 404							385	116, 640		
	企画費	26, 601, 372	163, 581	26, 764, 953	122, 912							40, 669		
	選挙費	438, 783	339	439, 122								339		
	人事委員会費	93, 000	1,001	94, 001								1,001		
9	監査委員費	129, 965	1, 196	131, 161							3	1, 193		
									4					
					l	1			1			I .	1	

出(款) 2 総 務 費

(款)	2 総	務費	(項	į) 1	総務管理	里費						(単位 千円)
					節			左	の財	源 内	訳	-
目	補正前の額	補正額	=	区 分	金額	事業名	金 額	特 国支出金	定 則 地方債	ト 源 その他	一般財源	説明
1一般管理費	8, 989, 607	77, 976	9, 067, 583	(1)報	酬 9,323	職員給与費	77, 976			(諸) 385	77, 591	
				(2)給	料 21,773							
				(3)職員手当								
				(4)共 済								
				(18)負担金補 および交 金	付							
						計	77, 976			385	77, 591	
4 文書費	97, 940	2, 412	100, 352	(10)需 用	費 2,412	文書館管理費	2, 412				2, 412	
						計	2, 412				2, 412	2
7 財産管理費	1, 413, 253	36, 637	1, 449, 890	(10)需 用	費 31,867	県庁舎維持管理費	31, 680				31, 680	
				(18)負担金補 および交 金	助付4,770	合同庁舎運営費	4, 957				4, 957	7
						計	36, 637				36, 637	,
(款)	2 総	務費	(項	Į) 2	企 画	費						(単位 千円)

			1					,		Name I		
				飲	i			左	の財	源内	訳	
	補正前の額	補正額	計		金額	事 業 名	金額	特	定財	源	一般財源	説明
				区分	金額			国支出金	地方債	その他		
1 企画総務費	2, 184, 464	125, 012	2, 309, 476	(11)役務費	18	地域交通対策推進	125, 012	122, 912			2, 100	 1
	2, 101, 101	120, 012	2,000,110	(12)委 託 料	485	事業費	120, 012	133, 013			2,100	1 交通事業者・福祉施設等へ 緊急支援事業(電気料・燃料 格高騰対策) 122,9
				(18)負担金補助	124, 509							2 省エネタクシー車両導入緊
				および交付金	121,003							支援事業 2,10
				<u>NZ.</u>								
						計	125, 012	122, 912			2, 100	
2計画調査費	24, 034, 030	36, 637	24, 070, 667	(10)需 用 費	87	企画調整事業費	87				87	
				(12)委 託 料	36, 550							
						地域開発計画促進 事業費	32, 900				32, 900	
						国際交流事業費	3,650				3, 650	
						 計	36, 637				36, 637	
											-	
4 男女共同参画推	292, 043	1,932	293 975	(10)需 用 費	1 932	生活学習館運営費	1,932				1, 932	
4 男女共同参画推 進費	202, 010	1,002	200,010	40/111 /11 💢	1,002	工品 7 日和廷日共	1,002				1,002	
						計	1, 932				1, 932	
(款)	2 総	務費	(項	(1) 5	選挙	費						()(()
	T		I				Ι		- 81	New I		(単位 千円)
_	15-37	I b and also		飲	i	-t- Mr. t.		左	の財	源内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事 業 名	金額	特	定財	源	一般財源	説明
					亚 假			国支出金	地方債	その他		
1 選挙管理委員会	27, 558	339	27, 897	(2)給 料	159	職員給与費	339				339	
費				(3)職員手当等	152							
出(款) 9 総 A	ケー 神 /元二	E 188 116	attr	10/14/54 1 3 7	102	l .	ı	1	I.	ı	1	141

出(款) 2 総務費(項) 8 人事委員会費(項) 9 監査委員費

出(款) 2 総 社	务 賀 (坦)	8 人争安康	貝会質 (頃)	9 監置安員	頁'								142
				節	i			左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説	明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	/\(\frac{1}{2}\frac{1}		
				(4)共 済 費	28								
						計	339				339		
(款)	2 総	務費	(項	<u>(</u>) 8	人事委員	員会費						(単位	千円)
				節				左	の財	源内	訳		
目	補正前の額	補正額	計	r[x		事 業 名	金 額	特	定財	源		説	明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	一般財源		
1人事委員会費	93, 000	1,001	94, 001	(2)給 料	403	職員給与費	1,001				1,001		
				(3)職員手当等	503								
				(4)共 済 費	95								
						計	1, 001				1, 001		
						П	1,001				1,001		
(款)	2 総	務費	(項	() 9	監査委員	費						(単位	千円)
				節				左	の財	源内	訳		
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	40.01.00	説	明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	一般財源		
1 監査委員費	129, 965	1, 196	131, 161	(1)報 酬	123	職員給与費	1, 196			(諸)	1, 193		
		1,100		(2)給 料	228		1,100				1, 100		
				(3)職員手当等	705								
				(4)共 済 費	140								
				(生)六 (月 賃	140								
	I									I		I	

			計	1, 196		3	1, 193	
山(茅) 9 巛 致								140

(款) 3 民 生 費

(単位 千円)

															(幸匹 111)
						補	正	額	の	財	源	内	訳		
	款	項	補正前の額	補 正 額	計	特	定		財	ì	源			備	考
						国支出金	地	方	債	そ	Ø	他	一般財源		
(款)															
3	民生費		57, 659, 573	629, 943	58, 289, 516	531, 107						225	98, 611		
(項)															
1	社会福	祉費	35, 170, 069	599, 059	35, 769, 128	512, 250						225	86, 584		
2	児童福	祉費	21, 572, 063	30, 884	21, 602, 947	18, 857							12, 027		

(款)	3 民	生 費	(項	(i) 1	社会福祉	上費						(単位 千円)
	壮工 芒の畑	+ 工 - 佐	7-1	節	ī	市 光 5	A 455	左	の財	源内	訳	
I	補正前の額	補 正 額	計	区分	金 額	事業名	金額	国支出金	定 財地方債	源 その他	一般財源	説明
1 社会福祉総務費	6, 371, 896	87, 628	6, 459, 524	(1)報 酬	6, 160	職員給与費	52, 136			(諸) 225	51, 911	
				(2)給 料 (3)職員手当等	18, 381 23, 052	民間法人指導育成	2, 647	2, 647				1 医療機関・福祉施設における 省エネ設備等導入支援事業 1,360
				(4)共 済 費 (12)委 託 料 (18)負担金補助	4, 543 34, 205 1, 287							2 医療機関・福祉施設への緊急 支援事業(食材料費高騰対策) 663
				および交付金								3 交通事業者・福祉施設等への 緊急支援事業(電気料・燃料価 格高騰対策) 624
						社会福祉推進費	31, 247				31, 247	
						社会福祉センター 運営費	1, 598				1, 598	
						計	87, 628	2, 647		225	84, 756	
2 障がい者福祉費	1, 887, 348	142, 492	2, 029, 840	(10)需 用 費 (12)委 託 料	1, 828 81, 600	身体障がい者福祉 事業費	140, 664	140, 664				1 医療機関・福祉施設における 省エネ設備等導入支援事業 81,600
				(18)負担金補助 および交付 金	59, 064							2 交通事業者・福祉施設等への 緊急支援事業(電気料・燃料価 格高騰対策) 38,769
												3 医療機関・福祉施設への緊急 支援事業(食材料費高騰対策) 20,295
111/2%) 0 🖯 1						身体障がい者更生 相談所費	1, 828				1, 828	

出(款) 3 民 生 費 (項) 1 社会福祉費

出(款) 3 民 生 費 (項) 2 児童福祉費

		0 76±101	11.54										140
				節	i			左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補 正 額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説	明
				区分	金 額			国支出金	地方債	その他	州又只70尔		
						計	142, 492	140, 664			1, 828		
5 老人福祉費	14, 817, 810	368, 939	15, 186, 749	(12)委 託 料 (18)負担金補助 および交付	136, 000 232, 939	介護保険事業費	368, 939	368, 939				1 交通事業者· 緊急支援事業 格高騰対策)	
				金								2 医療機関・福 省エネ設備等導	拿入支援事業 136,000
												3 医療機関・福 支援事業(食材	福祉施設への緊急 才料費高騰対策) 88,413
						計	368, 939	368, 939					
(款)	3 民	生 費	(項	頁) 2	児童福祉	止費						(単位	千円)
				節				左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補 正 額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説	明
				区分	金 額			国支出金	地方債	その他	州又只行仍尔		
1 児童福祉総務費	8, 247, 891	5, 680	8, 253, 571	(12)委 託 料	5, 680	児童厚生施設費	5, 680				5, 680		
						計	5, 680				5, 680		
2 児童措置費	10, 620, 301	18, 857	10, 639, 158	(12)委 託 料 (18)負担金補助 および交付	1, 360 17, 497	児童福祉施設措置費	18, 857	18, 857				1 交通事業者・ 緊急支援事業 格高騰対策)	福祉施設等への (電気料・燃料価 16,160
				金								2 医療機関・福 省エネ設備等導	福祉施設における 算入支援事業 1,360

										3 医療機関・福祉施設への緊急 支援事業(食材料費高騰対策) 1,337
						計	18, 857	18, 857		
4 児童福祉施設費	2, 210, 151	6, 347	2, 216, 498	(10)需 用 費	6, 347	こども療育センタ 一運営費	3, 835		3, 83	5
						児童相談所費	137		13'	7
						和敬学園費	2, 375		2, 37	5
						計	6, 347		6, 34	7

出(款) 4 衛 生 費

(款) 4 衛 生 費

(単位 千円)

														(単位 下門)
					補	正	額	0	財	源	内	訳		
	款項	補正前の額	補正額	計	特	定		財	ì	原		一般財源	備	考
					国支出金	地	方	債	そ	の	他	一板划像		
(款)														
4	衛生費	26, 600, 453	795, 951	27, 396, 404	749, 429						1, 038	45, 484		
(項)														
1	公衆衛生費	17, 384, 876	42, 612	17, 427, 488							186	42, 426		
2	環境衛生費	1, 819, 300	72, 748	1, 892, 048	70, 780						852	1, 116		
3	保健所費	206, 040	445	206, 485								445		
4	医薬費	7, 190, 237	680, 146	7, 870, 383	678, 649							1, 497		

(款)	4 衛	生費	(項	〔) 1	公衆衛生	上費						(単位 千円)
				節	i			左	の財	源 内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説明
					並 11月			国支出金	地方债	その他		
1 公衆衛生総務費	14, 911, 053	42, 251	14, 953, 304	(1)報 酬	2, 928	職員給与費	35, 766			(諸) 147	35, 619	
				(2)給 料 (3)職員手当等	14, 028 15, 756	県民健康センター 運営費	6, 485				6, 485	
				(4)共 済 費	3, 054							
				(12)委 託 料	6, 485							
						計	42, 251			147	42, 104	
5 衛生環境研究セ ンター費	155, 944	361	156, 305	(10)需 用 費	361	運営費	361			(諸) 39	322	
						計	361			39	322	
(款)	4 衛	生費	(項	<u>(</u>) 2	環境衛生	上費						(単位 千円)
				節	i			左	の財	源内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額	特 国支出金	定 財	源 その他	一般財源	説明
2 環境衛生指導費	719, 269	72, 748	792, 017	(7)報 償 費 (10)需 用 費	780 1, 968	生活衛生監視費	780	780				1 交通事業者・福祉施設等へ 緊急支援事業(電気料・燃料 格高騰対策) 7
				(18)負担金補助 および交付 金	70, 000	産業廃棄物処理対 策費	1, 968			(諸) 852	1, 116	
						水道施設整備費	70, 000	70, 000				1 生活基盤施設耐震化等補助 業 70,0

出(款) 4	衛	生.	費	(項)	3	保	健	所	費	(項)	4	医	薬	費	
--------	---	----	---	-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	--

	工 具 ('水/	O N NE	DI R (5	() 4 医 架	я							100
				節				左	の財	源 内	訳	
E	補正前の額	補正額	計		A that	事 業 名	金額	特	定財		一般財源	説明
				区分	金 額			国支出金	地方债	その他	7327.4 1/4	
						計	72, 748	70, 780		852	1, 116	
(款)	4 衛	生 費	(項	(i) 3	保健	所 費						(単位 千円)
				節	i			左	の財	源 内	訳	
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	加又只位尔	
1 保健所費	206, 040	445	206, 485	(10)需 用 費	445	保健所運営費	445				445	
						計	445				445	
(款)	4 衛	生 費	(項	(i) 4	医 薬	費						(単位 千円)
				節	:			左	の財	 源 内	訳	(+ 12 111)
目	補正前の額	補正額	計	E J		事業名	金額	特	定財	源		· 説 明
				区分	金 額			国支出金	地方債	その他	一般財源	
1 医薬総務費	4, 632, 174	678, 649	5, 310, 823	(12)委 託 料 (18)負担金補助 および交付	678, 059 590	医薬総務管理費	678, 649	678, 649				1 交通事業者・福祉施設等への 緊急支援事業(電気料・燃料価 格高騰対策) 361,465
				金								2 医療機関・福祉施設における 省エネ設備等導入支援事業 258,400
												3 医療機関・福祉施設への緊急 支援事業(食材料費高騰対策) 58,784
						計	678, 649	678, 649				

3 保健師等指導管 理費	135, 357	1, 497	136, 854	(10)需 用 費	1, 497	看護専門学校運営 費	1, 497		1, 497	
						計	1, 497		1, 497	

(款) 5 労 働 費

(単位 千円)

														(単位 1円)
					補	正	額	の	財	源	内	訳		
	款項	補正前の額	補 正 額	計	特	定		財	ì	原		一般財源	備	考
					国支出金	地	方	債	そ	の	他			
(款)														
5	労働費	1, 945, 950	94, 862	2, 040, 812							56	94, 806		
(項)														
	労政費	1, 452, 871	91, 429	1, 544, 300							56	91, 373		
l	職業訓練費	416, 436	2, 969	419, 405								2, 969		
3	労働委員会費	76, 643	464	77, 107								464		

(款)	5 労	働費	(項	()	1	労 政	費						(単位	千円)
					節	i			左	の財	源内	訳	, , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
目	補正前の額	補正額	計		71		事業名	金 額	特	定 財	源	五次十日小弟	説	明
				区	分	金 額			国支出金	地方債	その他	一般財源		
1 労政総務費	944, 994	6, 215	951, 209	(1)報	酬	3, 242	職員給与費	6, 215			(諸) 56	6, 159		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	,	,		手当等	2, 452						,		
					済 費	521								
							計	6, 215			56	6, 159		
							<u> </u>	0, 213			30	0, 139		
2 労働福祉費	507, 877	85, 214	593, 091	(12)委	託 料	85, 214	労働環境改善事業費	85, 214				85, 214	1 ふくい物価高 プ応援事業	騰対策賃金アッ 85, 214
							計	85, 214				85, 214		
(款)	5 労	働費	(項	()	2	職業訓練	東費						(単位	千円)
					飦	į			左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額	計			A 457	事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説	眀
				区	分 ———	金 額			国支出金	地方債	その他	/42/14		
1 職業訓練総務費	137, 774	989	138, 763	(12)委	託 料	989	産業人材育成推進 費	989				989		
							計	989				989		
2 職業能力開発校 費	278, 662	1, 980	280, 642	(10)需	用費	1, 980	職業訓練実施費	1, 980				1, 980		
							計	1, 980				1, 980		

(款) 5 労働費 (項) 3 労働委員会費 I 新正前の額 補正額 計 所 事業名 金額 左の財源内訳 内訳 原 一般財源 内部 原 「一般財源」 「日本のは、「公職員手当等」 「282」 「公職員手当等」 「282」 「公職員」 「282」 「公職員」 「282」 「公職員」 「282	定 財 源 出金 地方債 その他 説 明
目 補正前の額 補正額 計 正分 金 額 事業名 金 額 特 定 財 源 国支出金 地方債 その他 「働委員会費」 76,643 464 77,107 (2)給 料 (3)職員手当等 128 職員給与費 282 464 464 464	定 財 源 出金 地方債 その他 説 明
目 補正前の額 補正額 計 区分 金額 事業名 金額 特定財 財源 方働委員会費 76,643 464 77,107 (2)給料 128 職員給与費 464 464 464	出金 地 方 債 そ の 他
国支出金 地 方 債 そ の 他 国支出金 地 方 債 そ の 他 128 職員給与費 464 77,107 (2)給 料 128 職員給与費 464 46	出金 地 方 債 一 そ の 他 一
(3)職員手当等 282	464
(3)職員手当等 282	101
計 464 464	464

(款) 6 農林水産費

(単位 千円)

										(中四 111)
					補	正額の	財 源 内	訳		
	款項	補正前の額	補正額	3 +	特	定 財	源	一般財源	備	考
					国支出金	地方債	その他			
(款)										
6	農林水産費	32, 541, 518	5, 910, 735	38, 452, 253	3, 378, 949	1, 194, 000	613, 603	724, 183		
(項)										
	農業費	11, 358, 562	238, 914	11, 597, 476			442	238, 472		
2	畜産業費	537, 728	64, 589	602, 317	60, 901			3, 688		
3	農地費	10, 016, 156	4, 214, 973	14, 231, 129	2, 429, 380	1, 025, 000	613, 161	147, 432		
	林業費	9, 074, 332	1, 260, 982	10, 335, 314	821, 900	124, 000		315, 082		
5	水産業費	1, 554, 740	131, 277	1, 686, 017	66, 768	45, 000		19, 509		

出(款) 6 農林水産費

(款)	6 農村	木水産費	(項	頁)	1	農業	費						(単位 千円)
					節	i			左	の財	源 内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	P.		金額	事 業 名	金 額	特	定具		一般財源	説明
				区	分	金額			国支出金	地方債			
1 農業総務費	6, 477, 967	90, 306	6, 568, 273	(1)報	酬	13, 390	職員給与費	86, 213			(諸) 442	85, 771	
				(2)給	料工业体	26, 978	農政諸費	4, 093				4, 093	
				(3)職員=	手当等 斉 費	38, 247 7, 598							
					用費	4,093							
				(10) [[1]	1, ,	1, 000							
							計	90, 306			442	89, 864	
2農業経営対策費	1, 236, 194	20, 000	1, 256, 194	(18)負担会 および 金	金補助び交付	20, 000	農業経営対策事業費	20,000				20, 000	1 農業における猛暑対策設備等 支援事業 20,000
							計	20, 000				20, 000	
7 農作物対策費	1, 190, 312	125, 625	1, 315, 937	(18)負担会 および 金	金補助 び交付	125, 628	が田農業対策事業 費	125, 625				125, 625	1 農業における猛暑対策設備等 支援事業 125,625
							計	125, 625				125, 625	
10農業試験場費	97, 584	2, 983	100, 567	(10)需 月	用 費	2, 983	運営費	2, 983				2, 983	
							計	2, 983				2, 983	
(款)	6 農村	木水産費	(項	頁)	2	畜 産	業費			ı			(単位 千円)

					節	i				左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額	計					事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説	明
				区	分	金	額			国支出金	地方債	その他	州又共170示		
2 畜産振興費	181, 275	60, 901	242, 176	(18)負担 およ 金	金補助 び交付	60	0, 901	畜産経営対策事業 費	60, 901	60, 901				1 配合飼料価格 急支援事業	60,901
								計	60, 901	60, 901					
3家畜保健衛生費	69, 443	1, 071	70, 514	(10)需	用費]	1,071	運営費	1,071				1, 071		
								計	1, 071				1, 071		
4 畜産試験場費	52, 734	637	53, 371	(10)需	用費		637	運営費	637				637		
								計	637				637		
5 県営牧場費	234, 116	1, 980	236, 096	(10)需	用費]	1, 980	奥越高原牧場費	1,803				1, 803		
								嶺南牧場費	177				177		
								計	1, 980				1, 980		
(款)	6 農村	木水産費	(項	$ec{\mathfrak{l}})$	3	農	地	費						(単位	千円)
					節	i				左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額	計	区	分	金	額	事業名	金 額	特 国支出金	定 財 地方債	源 その他	一般財源	説	明
2 土地改良費	4, 463, 714	3, 221, 448	7, 685, 162	(12)委(14)工事		956 2, 230	6, 100 0, 900	県営かんがい排水 事業費(公共)	400, 000			(負) 100, 000			
出(款) 6 農林オ				(14)工事	請負費	2, 230	0, 900								15

出(款) 6 農林水産費 (項) 3 農 地 費

出(款) 6 農林水産費 (項) 4 林 業 費

山(秋) 6 長杯小	124 (7)	4 外 業	я.									130
				節	i			左	の財	源 内	訳	
目	補正前の額	補正額	計		A 12	事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	/1/2 [// [//]	
				(18)負担金補助 および交付 金	34, 448	県営土地改良総合 整備事業費(公共)	2, 521, 000	1, 327, 575	692, 000	(負) 380, 900	120, 525	
						県営農道整備事業 費(公共)	90, 000	45, 000	22, 000	(負) 22,500	500	
						県営農村総合整備 事業費(公共)	176, 000	96, 800	48, 000	(負) 26,400	4, 800	
						県単土地改良事業 費	20, 000				20,000	1 農業における猛暑対策設備等 支援事業 20,00
						地域水利施設活用事業費	14, 422	14, 422		(4)		1 農業水利施設電気料金高騰效 策事業 14,42
						基幹水利施設管理 事業費	26	8		(負) 11	7	
						計	3, 221, 448	1, 683, 805	862, 000	529, 811	145, 832	
3農地防災事業費	3, 009, 073	993, 525	4, 002, 598	(12)委 託 料(14)工事請負費	298, 058 695, 467	県営ため池等整備 事業費(公共)	768, 525	621, 825	96, 000	(負) 49,600	1, 100	
						湛水防除事業費 (公共)	225, 000	123, 750	67, 000	(負) 33,750	500	
						計	993, 525	745, 575	163, 000	83, 350	1, 600	
(款)	6 農村	木水産費	(項	į) 4	林業	費						(単位 千円)

				節				左	の財	源内	訳	
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説 明
				区分	金 額			国支出金	地方債	その他	一般知识	
1 林業総務費	1, 282, 612	218, 400	1, 501, 012	(18)負担金補助 および交付 金	218, 400	林業振興総合推進費	218, 400	218, 400				1 緊急森林整備事業 218,400
						計	218, 400	218, 400				
4 造林費	1, 139, 714	750, 000	1, 889, 714	(18)負担金補助 および交付 金	750, 000	造林事業費(公共))	750, 000	450, 000			300, 000	
						計	750, 000	450, 000			300, 000	
5 林道費	633, 859	18, 000	651, 859	(18)負担金補助 および交付 金	18, 000	団体営林道事業費 (公共)	18, 000	15, 000			3, 000	
						計	18, 000	15, 000			3, 000	
6 治山費	5, 265, 330	249, 000	5, 514, 330	(14)工事請負費	249, 000	治山事業費(公共)	249, 000	124, 500	124, 000		500	
						計	249, 000	124, 500	124, 000		500	
7 総合グリーンセ ンター費	206, 317	25, 582	231, 899	(10)需 用 費 (17)備品購入費	612 24, 970	林木育種事業費	25, 582	14, 000			11, 582	1 林木育種・種子採取事業 25,582
						計	25, 582	14, 000			11, 582	
(款)	6 農村	木水産費	(項	(i) 5	水産	業費						(単位 千円)
出(對) 6 農林 ₇			NIC #h			ı				I		150

出(款) 6 農林水産費 (項) 5 水 産 業 費

出(款) 6 農林水産費 (項) 5 水 産 業 費

	14-24-5	14 45	31		節			NV. 6	A there	左	の財	源内	訳	=V 80
目	補正前の額	補正額	計	区	分	金 額	Į	事業名	金 額	特 国支出金	定 財	その他	一般財源	説明
2 水産振興費	281, 711	30, 475	312, 186	(18)負担金 およひ 金	全補助 が交付	30, 4	.75 ≯ .≡	沿岸漁業構造改善 事業費	30, 475	21, 768			8, 707	
								計	30, 475	21, 768			8, 707	
6 水産試験場費	77, 334	4, 687	82, 021	(10)需 月	費	4, 6	่ 87 มี	運営費	4, 687				4, 687	
								計	4, 687				4, 687	
8 内水面総合セン ター費	125, 268	6, 115	131, 383	(10)需 月] 費	6, 1	.15 มี	運営費	6, 115				6, 115	
								計	6, 115				6, 115	
10漁港建設費	842, 985	90, 000	932, 985	(14)工事請	青負費	90, 0	000 À	漁港修築事業費(公共)	90, 000	45, 000	45, 000)		
								計	90, 000	45, 000	45, 000			

(款) 7 商 工 費

(単位 千円)

														(11= 113)
					補	正	額	の	財	源	内	訳		
	款項	補正前の額	補 正 額	計	特	定		財	Ù	原			備	考
					国支出金	地	方	債	そ	の	他	一般財源		
(款)														
7	商工費	63, 221, 523	1, 875, 760	65, 097, 283	1, 357, 615						151	517, 994		
(項)														
1	商業費	49, 673, 460	1, 608, 200	51, 281, 660	1, 274, 409						94	333, 697		
2	工鉱業費	11, 305, 283	243, 234	11, 548, 517	58, 880						57	184, 297		
4	観光費	2, 216, 142	24, 326	2, 240, 468	24, 326									

出(款) 7 商 工 費

(款)	7 商	工費	(項	(i) 1	商業	 費						
				•								(単位 千円)
				節				左	の財	源内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	A V	金額	事 業 名	金 額	特	定財		一般財源	説明
				区 分	金額			国支出金	地方債	その他		
1 商業総務費	1, 605, 647	25, 101	1, 630, 748	(1)報 酬	2, 159	職員給与費	25, 101			(諸) 94	25, 007	
				(2)給 料	9, 308							
				(3)職員手当等	11, 409							
				(4)共 済 費	2, 225							
						計	25, 101			94	25, 007	
						āΤ	25, 101			94	25,007	
2 商業振興費	47, 892, 804	1, 583, 099	49, 475, 903	(12)委 託 料		商業振興費	1, 575, 761	1, 274, 409			301, 352	1 電気・ガス価格高騰緊急対策 事業 1,274,409
				(18)負担金補助 および交付 金	295, 752							2 取引適正化対策強化事業 301,352
						情報産業集積促進事業費	7, 338				7, 338	
						計	1, 583, 099	1, 274, 409			308, 690	
(款)	7 商	工費	(項	(i) 2	工鉱	業費						()V/II. ~ (FP)
								+	<i>D</i> H	ルロ トラ	∃ □	(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節	i	事業名	金額	左 特	の財 定財	源 内 源	訳] 説 明
	THJ上に刊りが観	油 正 領	日日	区 分	金 額	尹 未 泊	亚 領	国支出金	地方債	その他	一般財源	南九 ・97
1 工鉱業総務費	9, 346, 955	57	9, 347, 012	(18)負担金補助 および交付 金	57	工業用水対策事業費	57			(諸)		

						計	57			57			
2 中小企業振興費	1, 314, 330	227, 729	1, 542, 059	(12)委 託 料 (18)負担金補助 および交付 金	1 200.000	地場産業振興対策事業費	227, 729	58, 880			168, 849	企業における省コ 援事業	エネ設備等導入支 221, 352
						計	227, 729	58, 880			168, 849		
6 工業技術センタ 一費	502, 907	14, 574	517, 481	(10)需 用 費	14, 574	運営費	14, 574				14, 574		
						計	14, 574				14, 574		
7 陶芸館費	134, 180	874	135, 054	(12)委 託 料	874	陶芸公園管理費	874				874		
						計	874				874		
(款)	7 商	工費	(項	(1) 4	観 光	費						(単位	: 千円)
				負	ñ			左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額	≅ -	区分	金額	事業名	金額	特 国支出金	定 財 地方債	その他	一般財源	説	明
1 観光費	2, 216, 142	24, 326	2, 240, 468	(18)負担金補助 および交付 金	24, 326	観光総務費	24, 326	24, 326				1 交通事業者 緊急支援事業 格高騰対策)	・福祉施設等への (電気料・燃料価 24,326
						計	24, 326	24, 326					

出(款) 8 土 木 費

(款) 8 土 木 費

(単位 千円)

										(単位 I 内)
					補	正額の	財 源 内	訳		
	款項	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源	備	考
					国支出金	地方債	その他	州文 吳丁 仏宗		
(款)										
8	土木費	58, 049, 727	22, 588, 632	80, 638, 359	8, 349, 651	13, 882, 000	213, 511	143, 470		
(項)										
1	土木管理費	7, 209, 900	71, 499	7, 281, 399			302	71, 197		
2	道路橋りょう費	28, 867, 479	9, 204, 177	38, 071, 656	3, 815, 135	5, 360, 000	23, 716	5, 326		
3	河川海岸費	17, 488, 882	13, 004, 756	30, 493, 638	4, 387, 261	8, 401, 000	152, 042	64, 453		
4	港湾費	2, 764, 826	91, 000	2, 855, 826	30, 333	60, 000		667		
5	都市計画費	1, 245, 636	217, 200	1, 462, 836	116, 922	61,000	37, 451	1, 827		

(款)	8 土	木費	(項	〔) 1	土木管理	里費						(単位 千円)
				節	i		_	左	の財	源 内	訳	
目	補正前の額	補正額	計		∧ ##	事業名	金 額	特	定財	源	一般財源	説明
				区 分	金額			国支出金	地方債	その他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
1 土木総務費	5, 167, 204	71, 499	5, 238, 703	(1)報 酬	7, 950	職員給与費	71, 499			(諸) 302	71, 197	
				(2)給 料	23, 845							
				(3)職員手当等	33, 181							
				(4)共 済 費	6, 523							
						計	71, 499			302	71, 197	
(款)	8 土	木費	(項	〔〕 2	道路橋り	りょう費					-	(単位 千円)
	LA - Mar der	14 - 45	-1	節		-t- N/4. fa	A	左	の財	源内	訳	=V 80
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額	国支出金	地 方 債	源 その他	一般財源	説明
								国文山亚	地力頂	-C 07 1E		
2 道路維持費	6, 925, 410	1, 046, 877	7, 972, 287	(12)委 託 料	200,000	交通安全施設整備 費(公共)	676, 600	384, 886	291, 000		714	
				(14)工事請負費	735, 600							
				(16)公有財産購 入費	30, 000	道路災害防除費(公共)	369, 000	220, 806	148, 000		194	
				(21)補償補塡お よび賠償金	80, 000	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	1 077				1 077	
				よい賠償金 (27)繰 出 金	1,277	駐車場整備事業特 別会計繰出金	1, 277				1, 277	
				四年 山 並	1,211							
						計	1, 046, 877	605, 692	439, 000		2, 185	
3 道路新設改良費	16, 681, 367	6, 226, 000	22, 907, 367	(12)委 託 料	161, 560	道路改良費(公共	3, 534, 000	2, 069, 188	1, 463, 000		1, 812	
	1		1	(14)工事請負費	3, 190, 700	1)						

出(款) 8 土 木 費 (項) 3 河川海岸費

	て 費 (垻)	3 判川海原	千貫									100
				節				左	の財	源内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	F /\	A 45%	事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	7,00,14,011	
				(16)公有財産購入費	181, 740	国直轄道路事業負担金	2, 692, 000		2, 692, 000			
				(18)負担金補助 および交付 金	2, 692, 000							
						計	6, 226, 000	2, 069, 188	4, 155, 000		1, 812	
4橋りょう維持費	1, 484, 426	1, 200, 000	2, 684, 426	(12)委 託 料 (14)工事請負費	720, 000 475, 000	橋りょう補修費(公共)	1, 200, 000	712, 799	487, 000		201	
				②1補償補塡および賠償金	5, 000							
						計	1, 200, 000	712, 799	487, 000		201	
5橋りょう新設改 良費	492, 925	455, 000	947, 925	(14)工事請負費	455, 000	橋りょう整備費 (公共)	455, 000	250, 250	204, 000		750	
						計	455, 000	250, 250	204, 000		750	
6 雪寒道路整備費	3, 240, 135	276, 300	3, 516, 435	(12)委 託 料 (14)工事請負費 (21)補償補塡お	150, 000 125, 300 1, 000	雪寒道路整備費 (公共)	276, 300	177, 206	75, 000	(負) 23,716	378	
				(21)補償補塡および賠償金	1, 300	計	276, 300	177, 206	75, 000	23, 716	378	
(款)	8 土	木費	(項	(i) 3	河川海岸	費						(単位 千円)

									. n.	3E J.	3n	I	
_	115-436 - 457	10 4	-,	節		-t- NII 6-	A	左	の財	源内	訳		
目	補正前の額	補正額	計	区 分	金額	事業名	金額		定財	源	一般財源	説	明
					亚 积			国支出金	地方債	その他			
1 河川総務費	372, 420	7, 636	380, 056	(10)需 用 費	6, 857	ダム管理費	4, 026			(負) 847	3, 179		
				(12)委 託 料	779								
						ポンプ場等管理費	3, 610				3, 610		
						計	7, 636			847	6, 789		
2 河川改良費	14, 868, 635	10 394 400	25 263 035	(12)委 託 料	1 258 300	基幹河川改修費(1, 502, 000	751, 000	751, 000				
2 四川以及貝	14, 000, 000	10, 554, 400	25, 205, 055	(14)工事請負費	4, 745, 000	公共)	1, 302, 000	751,000	751,000				
				(18)負担金補助		堰堤改良費(公共	469, 000	139, 286	202, 000	(負) 127, 145	569		
				および交付金	3, 310, 100)	403, 000	100, 200	202, 000	121, 140	003		
				(21)補償補塡および賠償金	444, 700	日野川総合開発事業費(公共)	3, 549, 000	1, 774, 500	1, 774, 000		500		
						総合流域防災事業 費(公共)	928, 000	464, 000	464, 000				
						国直轄河川事業負担金	3, 946, 400		3, 945, 000		1, 400		
						計	10, 394, 400	3, 128, 786	7, 136, 000	127, 145	2, 469		
3 砂防費	1, 840, 467	2, 337, 720	4, 178, 187	(14)工事請負費		通常砂防事業費 (公共)	1, 786, 000	893, 000	893, 000				
				(18)負担金補助 および交付	27, 720					(負)			
				金		急傾斜地崩壊対策事業費(公共)	443, 000	209, 475	209, 000	24, 050	475		
						総合流域防災事業費(公共)	81, 000	27, 000			54, 000		

出(款) 8 土 木 費 (項) 3 河川海岸費

出(款) 8 土 木 費 (項) 4 港 湾 費 (項) 5 都市計画費

出(款) 8 土 オ	下 費 (頃)	4 他 傅	賃 (均)	か 都巾計画質								108
				節	i			左	の財	源 内	訳	
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	川又只10万	
						国直轄砂防事業負担金	27, 720		27, 000		720	
						計	2, 337, 720	1, 129, 475	1, 129, 000	24, 050	55, 195	
4 海岸保全費	234, 946	265, 000	499, 946	(12)委 託 料(14)工事請負費	33, 750 231, 250	海岸保全事業費 (公共)	265, 000	129, 000	136, 000			
						計	265, 000	129, 000	136, 000			
(款)	8 土	木 費	(項	į) 4	港湾	費						(単位 千円)
				節				左	の財	源内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	~11		事業名	金 額	特	定財	源		説明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	一般財源	
2 港湾建設費	819, 744	91, 000	910, 744	(12)委 託 料 (14)工事請負費	13, 650 77, 350	港湾改修費(公共)	91, 000	30, 333	60, 000		667	
						計	91, 000	30, 333	60, 000		667	
(款)	8 土	木費	(項	<u>(</u>) 5	都市計画	 可費						(単位 千円)
				節				左	の財	源 内	訳	
目	補正前の額	補正額	計	24.		事業名	金 額	特	定財	源	40.01.00	説明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	一般財源	

2 街路事業費	451, 314	166, 450	617, 764	(14)工事請負費	166, 450	重要幹線街路事業費(公共)	166, 450	91, 547	36, 000	(負) 37, 451	1, 452	
						計	166, 450	91, 547	36, 000	37, 451	1, 452	
4 公園費	528, 936	50, 750	579, 686	(14)工事請負費	50, 750	都市公園整備事業費(公共)	50, 750	25, 375	25, 000		375	
						計	50, 750	25, 375	25, 000		375	

(款) 9 警察費

(単位 千円)

									(単位 千円)
				補	正額の	財 源 内	訳		
款項	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源	備	考
				国支出金	地方債	その他	加文 於1 0水		
(款)									
9 警察費	23, 042, 540	329, 687	23, 372, 227			2, 063	327, 624		
(項)									
1 警察管理費	20, 958, 935	329, 687	21, 288, 622			2, 063	327, 624		
1							1		

目 補正前	三前の額	補正額												: 千円)
目補正前	E前の額	補正類			節				左	の財	源 内	訳		
1		III II. 11X	計	1		A dest	事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説	明
				区	分	金 額			国支出金	地方債	その他			
2 警察本部費 19,14	140, 500	325, 528	19, 466, 028	(1)報	酬	15, 348	職員給与費	255, 523			(諸) 2,063	253, 460		
				(2)給(3)職員手	料	110, 928 103, 772	庁舎維持管理費	70, 005				70, 005		
				(4)共 済		25, 475								
				(10)需 用	費	70, 005								
							計	325, 528			2, 063	323, 465		
5 運転免許費 40	405, 454	4, 159	409, 613	(10)需 用	費	4, 159	自動車運転免許費	4, 159				4, 159		
							計	4, 159				4, 159		

(款) 10 教 育 費

(単位 千円)

											(単位 千円)
					補	正 額 の)	財 源 内	訳		
	款項	補正前の額	補 正 額] 	特	定財		源	一般財源	備	考
					国支出金	地方債		その他			
(款)											
10	教育費	96, 660, 403	1, 135, 946	97, 796, 349	40, 717			8, 027	1, 087, 202		
(項)											
1	教育総務費	16, 179, 287	99, 595	16, 278, 882	21, 428			669	77, 498		
2	小中学校費	39, 910, 222	526, 425	40, 436, 647				4, 033	522, 392		
3	高等学校費	18, 397, 910	286, 071	18, 683, 981				1, 067	285, 004		
4	特別支援学校費	8, 161, 318	164, 614	8, 325, 932				2, 258	162, 356		
5	大学費	3, 569, 808	19, 369	3, 589, 177	19, 289				80		
	社会教育費	8, 806, 542	35, 889	8, 842, 431					35, 889		
7	保健体育費	1, 635, 316	3, 983	1, 639, 299					3, 983		

(款)	10 教	育 費	(項	()	1	教育総務	务 費						(単位	千円)
					節				左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額	計	区	分	金額	事業名	金額	特 国支出金	地方債	ア の 他	一般財源	説	明
2 事務局費	4, 621, 959	70, 342	4, 692, 301		酬		職員給与費	70, 342			(諸) 669	69, 673		
				(2)給(3)職員手(4)共 済		12, 798 28, 174 6, 124								
							計	70, 342			669	69, 673		
7 私学振興費	4, 717, 683	21, 428	4, 739, 111	(18)負担金 および 金	全補助 バ交付	21, 428	私学振興費	21, 428	21, 428				1 交通事業者 緊急支援事業 格高騰対策)	・福祉施設等へ (電気料・燃料 21,4
							 <u>計</u>	21, 428	21, 428					
8 運動場費	254, 198	7, 825	262, 023	(10)需 月	月費	7, 825	福井運動公園費	7, 825				7, 825		
							計	7, 825				7, 825		
(款)	10 教	育 費	(項	頁)	2	小中学校	交費						(単位	: 千円)
					節	i			左	の財	源内	訳		
目	補正前の額	補正額	計	区	分	金 額	事業名	金額	特 国支出金	定 財	源 その他	一般財源	説	明
1 小学校費	24, 753, 648	342, 698	25, 096, 346	(1)報 (2)給	酬料	10, 682 147, 259	職員給与費	342, 698			(諸) 3,567	339, 131		

出(款) 10 教 育 費 (項) 3 高等学校費

Ш (лул) 10 43. г	, , , , , ,	0 1-1 -1 1	^,4										111
				節	i			左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額	特目士山人	定財		一般財源	説	明
								国支出金	地方債	その他			
				(3)職員手当等	152, 253								
				(4)共 済 費	32, 504								
						計	342, 698			3, 567	339, 131		
2 中学校費	14, 810, 463	183, 727	14, 994, 190	(1)報 酬	633	職員給与費	183, 727			(諸) 466	183, 261		
				(2)給 料	81, 176								
				(3)職員手当等	86, 007								
				(4)共 済 費	15, 911								
						計	183, 727			466	183, 261		
(款)	10 教	育 費	(項	(i) 3	高等学校	交費				,		(単位	千円)
				節	i			左	の財	源内	訳		
目	補正前の額	補正額	計			事業名	金 額	特	定財	源	一般財源	説	明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	/4××11//		
1 高等学校総務費	12, 892, 054	152, 241	13, 044, 295	(1)報 酬	3, 287	職員給与費	152, 241			(諸) 1,067	151, 174		
				(2)給 料	60, 663								
				(3)職員手当等	73, 561								
				(4)共 済 費	14, 730								
						計	152, 241			1, 067	151, 174		
2 高等学校管理費	2, 760, 490	133, 830	2, 894, 320	(10)需 用 費	133, 830	全日制管理費	122, 390				122, 390		

							定通制管理費	11, 440				11, 440		
							計	133, 830				133, 830		
(款)	10 教	育 費	(項	Į)	4	特別支援	受学校費						(単位	千円)
					飦	i			左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補 正 額	計	区	分	金 額	事 業 名	金 額	特 国支出金	地 方 債	その他	一般財源	説	明
1 特別支援学校総	7, 361, 402	110, 516	7, 471, 918	(1)報	酬	9, 425	職員給与費	110, 051			(諸) 2,258	107, 793		
務費				(2)給	料 手当等	43, 026 46, 232	特別支援教育セン	465				465		
				(4)共 注 (10)需 〕		11, 368 465								
							計	110, 516			2, 258	108, 258		
2 特別支援学校管 理費	536, 828	54, 098	590, 926	(10)需)	用費	54, 098	特別支援学校管理 費	54, 098				54, 098		
							計	54, 098				54, 098		
(款)	10 教	育 費	(項	()	5	大 学	費						(単位	千円)
					節	i			左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額	計	区	分	金 額	事業名	金額	特 国支出金	定 財	源 その他	一般財源	説	明
1 大学費	3, 569, 808	19, 369	3, 589, 177	(4)共 注	済 費	80	職員給与費	80				80		
	+ # (+#)	4 #+ 111 ++ 1	2.77.T- # 1-22	: -	1. 224	#								175

出(款) 10 教 育 費 (項) 6 社会教育費

		U ILAW		節				左	の財	源内	訳		
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説	明
				区分	金 額			国支出金	地方債	その他	加又於一次		
				(18)負担金補助 および交付 金	19, 289	高等教育振興費	19, 289	19, 289				1 交通事業者 緊急支援事業 格高騰対策)	・福祉施設等への (電気料・燃料価 19,289
						計	19, 369	19, 289			80		
(款)	10 教	育 費	(項	頁) 6	社会教育	育費						(単位	工 千円)
				節	i			左	の財	源内	訳		
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説	明
				区分	金 額			国支出金	地方債	その他	MXX1 IVI		
2 社会教育指導費	685, 884	1, 471	687, 355	(10)需 用 費	1, 471	こども歴史文化館費	1, 471				1, 471		
						計	1, 471				1, 471		
3 文化財保護費	1, 522, 081	9, 819	1, 531, 900	(10)需 用 費		芸術文化振興費	9, 306				9, 306		
				(12)委 託 料	9, 306	文化財保護指導管理費	513				513		
						計	9, 819				9, 819		
4 図書館費	339, 516	11, 353	350, 869	(10)需 用 費	11, 353	図書館管理費	10, 895				10, 895		
						若狭図書学習セン ター費	458				458		
						計	11, 353				11, 353		

5 青年の家費	246, 196	4, 857	251, 053	(10)需	用費	4, 857	青年の家等管理費	4, 857				4, 857		
							計	4, 857				4, 857		
6 博物館費	5, 810, 907	4, 188	5, 815, 095	(10)需	用費	4, 188	歴史博物館費	4, 188				4, 188		
							計	4, 188				4, 188		
7美術館費	197, 639	4, 201	201, 840	(10)需	用費	4, 201	美術館費	4, 201				4, 201		
							計	4, 201				4, 201		
(款)	10 教	育 費	(項	()	7	保健体育	育費						(単位	千円)
					節	i			左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額] 	区	分	金額	事 業 名	金額	特 国支出金	定 財	で の 他	一般財源	説	明
3 体育施設費	194, 402	3, 983	198, 385	(10)需	用費	2, 883	体育施設管理費	1, 100				1, 100		
				(12)委	託 料	1, 100	県立武道館費	2, 883				2, 883		
							計	3, 983				3, 983		

1 特 別 職

(単位 千円)

D.			Д	啦 早 粉		給		与		費		4 冷 連	∧ =1.	(#: ±/.
区			分	職員数	報 酬	給 料	期末手当	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計	共 済 費	合 計	備考
			長 等	3 ^人		40, 080	16, 467				56, 547	8, 207	64, 754	
補	正	後	議員	37	348, 840		143, 316				492, 156		492, 156	
刊	Ш.	1久	その他の 特 別 職	67	64, 816	18, 000	7, 353			159	90, 328	3, 660	93, 988	
			計	107	413, 656	58, 080	167, 136			159	639, 031	11, 867	650, 898	
			長 等	3		40, 080	15, 982				56, 062	8, 192	64, 254	
補	正	前	議員	37	348, 840		139, 100				487, 940		487, 940	
THI	11.	иu	その他の 特別職	67	64, 816	18,000	7, 243			159	90, 218	3, 647	93, 865	
			計	107	413, 656	58, 080	162, 325			159	634, 220	11, 839	646, 059	
			長 等	0		0	485				485	15	500	
比		較	議員	0	0		4, 216				4, 216		4, 216	
16		収	その他の 特 別 職	0	0	0	110			0	110	13	123	
			計	0	0	0	4, 811			0	4, 811	28	4, 839	

2 一 般 職

(1) 総 括

(注)()内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

17		л	1444	E	*4		給	<u>F</u>	j.		重	₿		Tr 74	弗	_	÷1.	LH:	考
区		分	職	員	数	報	酬	給 料	職	員 手 当		計		共 済	費	合	計	備	考
補	正	後		12	(57) ^人 , 712		2, 853, 400	53, 066, 562		36, 325, 49	7	92, 245,	459	18,	209, 338		110, 454, 797		
補	正	前		12	(68) , 869		2, 746, 648	52, 493, 114		35, 671, 41	8	90, 911,	180	18,	070, 388		108, 981, 568		
比		較			△11) 157		106, 752	573, 448		654, 07	9	1, 334, 2	279		138, 950		1, 473, 229		
			Þ	[分	扶 養 手 当	管理職手当	期	末 手 当	勤	为勉 手 当	寒~	冷地手当	通 勤	手 当	単身赴任手当	超過勤務	—— 手当
			補	Ì	正	後	1, 189, 982	782, 174		12, 029, 087		9, 712, 663		26, 139	1,	175, 636	78, 26	4 1,824	1, 793
			補	Ì	正	前	1, 189, 982	782, 174		11, 685, 447		9, 416, 784		26, 139	1,	175, 636	78, 26	4 1,824	1, 793
職員	員 手	当の) H	í		較	(0		343, 640		295, 879		0		0		0	0
内		部	5	[分	宿日直手当	特殊勤務手当	初調		退	退職 手 当	地	域 手 当	住 居	手 当	義 務 教 育 等 教員特別手当		手当
			補	Ì	正	後	407, 704	699, 763		73, 217		5, 900, 000		813, 120		641, 463	442, 82	9 528	8, 663
			補	Ì	正	前	407, 704	699, 763		73, 217		5, 900, 000		804, 528	ı	641, 463	442, 82	9 522	2, 695
			月	í		較	(0		0		0		8, 592		0		0 5	5, 968

ア 会計年度任用職員以外の職員

(注)()内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

										()	土)	() 内は	、粒	2时间勤/伤帐。	貝に依る	 	ト香さしたもの。 	(単位 十円)
区		分	職	員	数		給	<u> </u>	<u>.</u>		費	ř .		共 済	費	合	計	備考
<u> </u>		/3	和权			報	西州	給 料	職	哉 員 手 当		計		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			н	VIII 1 9
補	正	後		12, 7	(57) 人 '12			53, 044, 263		35, 987, 77	9	89, 032, 0	042	17,	659, 491		106, 691, 533	
補	正	前		12, 8	(68) 869			52, 471, 120		35, 361, 99	3	87, 833,	113	17,	540, 724		105, 373, 837	
比		較		(△ △ 1	11) .57			573, 143		625, 78	6	1, 198, 9	929		118, 767		1, 317, 696	
			区			分	扶 養 手 当	管理職手当	期	末手当	勤	勉 手 当	寒	冷地手当	通勤	手 当	単身赴任手当	超過勤務手当
			補	Ī		後	1, 189, 982	782, 174		11, 693, 690		9, 712, 663		26, 139	1,	174, 869	78, 264	1, 824, 067
			補	II		前	1, 189, 982	782, 174		11, 378, 338		9, 416, 784		26, 139	1,	174, 869	78, 264	1, 824, 067
職	手	当の	比			較	(0		315, 352		295, 879		0		0	(0
内		訳	区			分	宿日直手当	特殊勤務手当	初調	任 給 整 手 当	退	職手当	地	域 手 当	住 居	手 当	義務教育等 教員特別手当	その他の手当
			補	II		後	407, 704	699, 763		73, 217		5, 900, 000		812, 292		641, 463	442, 829	528, 663
			補	II		前	407, 704	699, 763		73, 217		5, 900, 000		803, 705		641, 463	442, 829	522, 695
			比			較	(0		0		0		8, 587		0	(5, 968

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

Þ	₹				分		給	<u> </u>	j	費		共 済	費	合	計	備	考
						幸	银 酬	給 料	職員手当	計		Z		Н	Н	VII4	
補			正		後		2, 853, 400	22, 299	337, 71	3, 213, 4	417		549, 847		3, 763, 264		
補			正		前		2, 746, 648	21, 994	309, 42	5 3, 078, 0	067		529, 664		3, 607, 731		
比					較		106, 752	305	28, 29	3 135, 3	350		20, 183		155, 533		
				区		分	期末手当	通勤手当	超過勤務手当	地 域 手 当							
				補	正	後	335, 39	7 767	726	828							
				補	正	前	307, 10	9 767	726	823							
職	員 手	当	0)	比		較	28, 28	8 0	0	5							
内			訳	区		分											
				補	正	後											
				補	正	前											
				比		較											

給 与 費 明 細 書

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区	分	増	減	額	増	減	事	由	別	内	訳	説	明	備	考
給	料		57	千円 3,448	給与改	定に付	半う増	減分			千円 573, 448		千円	給与改定の状況 本年度 本年度 給与改定実施時期	1.01% 5年4月
職	員 手 当		65	4, 079	制度改	正に作	半う増	減分			639, 519	期末手当の増減分 勤勉手当の増減分	343, 640 295, 879		
					その	他の	増 衤	減 分			14, 560				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

	区				分	行 政	職	警	察	職	教育職(一)	教育職(二)	研究	職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福 祉	職	技能労務職
					平均給料月額(円)	325,	407		322, 89	96	386, 417	362, 977	351, 23	34	471, 415	330, 789	327, 837	333	, 890	289, 697
給	与	改	定	後	平均給与月額(円)	388,	459		428, 1	49	418, 845	382, 392	403, 3	37	1, 043, 279	373, 599	350, 082	375	, 387	311, 274
					平均年齢(歳)	2	12.6		38.	. 2	46.7	43. 4	42.	. 3	44.3	43. 0	39. 9		38. 8	58. 8
					平均給料月額(円)	322,	124		318, 0	47	383, 840	359, 502	347, 52	27	466, 884	328, 018	323, 364	329	, 760	288, 686
給	与	改	定	前	平均給与月額(円)	384,	883		422, 30	61	416, 318	379, 097	399, 4	45	1, 035, 700	370, 703	345, 852	371	, 052	310, 224
					平均年齢(歳)	2	12.6		38.	. 2	46.7	43. 4	42.	. 3	44.3	43. 0	39. 9		38. 8	58.8

給 与 費 明 細 書 183

給 与 費 明 細 書

分	行 政 職									(単位 円)
	17 以 順	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研 究 職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉電	技能労務職
校卒	170, 900	194, 900	183, 400	183, 400	171, 900		172, 700	短大 3 卒 222, 400	181, 40	169, 000
学 卒	202, 400	224, 600	226, 100	226, 100	220, 900	288, 100	208, 800	230, 800	208, 70)
校卒	158, 900	181, 100	170, 500	170, 500	159, 800		160, 500	短大 3 卒 209, 100	168, 60	156, 800
学 卒	191, 700	212, 000	214, 200	214, 200	208, 800	278, 300	197, 800	218, 600	197, 70)
73	(国 の	制 度)								
分	行政職(一)	公安職(一)			研 究 職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉電	行政職(二)
校卒	166, 600	191, 800			167, 000		167, 200	短大 3 卒 218, 800	176, 90	164, 000
学 卒					総合職 220, 900 一般職 201, 700	264, 700	202, 800	228, 500	202, 50)
校 卒	154, 600	178, 000			154, 900		155, 100	短大 3 卒 204, 900	164, 10	156, 800
学 卒					総合職 208, 800 一般職 190, 400	253, 600	191, 500	216, 000	191, 20)
	校 卒 学 卒 校 卒	校 卒 158,900 学 卒 191,700 (国 の 行政職(一) 校 卒 166,600 学 卒 総合職200,700 一般職196,200 校 卒 154,600 公 総合職189,700	校 卒 158,900 181,100 学 卒 191,700 212,000 (国 の 制 度) 行政職(一) 公安職(一) 校 卒 166,600 191,800 学 卒 総合職200,700 一般職196,200 総合職230,400 一般職227,600 校 卒 154,600 178,000	校 卒 158,900 181,100 170,500 学 卒 191,700 212,000 214,200 グ (国 の 制 度) 校 卒 166,600 191,800 学 卒 総合職200,700 一般職196,200 総合職230,400 一般職227,600 校 卒 154,600 178,000 公 総合職189,700 総合職217,800	校 卒 158,900 181,100 170,500 170,500 学 卒 191,700 212,000 214,200 214,200	校 卒 158,900 181,100 170,500 170,500 159,800 学 卒 191,700 212,000 214,200 214,200 208,800 (国 の 制 度) 行政職(一) 公安職(一) 研 究 職 校 卒 166,600 191,800 167,000 学 卒 総合職200,700 一般職230,400 一般職227,600 総合職220,900 一般職201,700 校 卒 154,600 178,000 154,900 ※合職189,700 総合職217,800 総合職208,800	校 卒 158,900 181,100 170,500 170,500 159,800 学 卒 191,700 212,000 214,200 214,200 208,800 278,300 校 卒 (国 の 制 度) 行政職(一) 公安職(一) 研 究 職 医療職(一) 校 卒 166,600 191,800 167,000 学 卒 総合職200,700 -般職196,200 総合職230,400 -般職227,600 総合職220,900 -般職201,700 264,700 校 卒 154,600 178,000 154,900 総合職208,800 252,600	校 卒 158,900 181,100 170,500 159,800 160,500 学 卒 191,700 212,000 214,200 214,200 208,800 278,300 197,800 (国 の 制 度) 行政職(一) 公安職(一) 研 究 職 医療職(一) 医療職(二) 校 卒 166,600 191,800 167,000 167,200 学 卒 総合職200,700 総合職230,400 総合職220,900 264,700 202,800 校 卒 154,600 178,000 155,100	校 卒 158,900 181,100 170,500 159,800 160,500 短大3卒 209,100 学 卒 191,700 212,000 214,200 214,200 208,800 278,300 197,800 218,600 分 (国 の 制 度) 校 卒 166,600 191,800 167,000 167,200 短大3卒 218,800 学 卒 総合職200,700 -被職196,200 総合職230,400 -被職227,600 総合職220,900 -般職201,700 264,700 202,800 228,500 校 卒 154,600 178,000 154,900 155,100 短大3卒 204,900 公 本会職189,700 総合職217,800 総合職208,800 252,600 101,500 216,000	校 卒 158,900 181,100 170,500 159,800 160,500 短大 3卒 209,100 168,600 学 卒 191,700 212,000 214,200 208,800 278,300 197,800 218,600 197,700 分 (国 の 制 度) 校 卒 166,600 191,800 研 完 職 医療職(一) 医療職(二) 医療職(三) 福 祉 職 検 卒 166,600 191,800 167,000 167,200 短大 3卒 218,800 176,900 学 卒 総合職200,700 長衛職230,400 一般職227,600 一般職27,600 202,800 228,500 202,500 校 卒 154,600 178,000 154,900 155,100 204,900 164,100 公 本 総合職189,700 総合職217,800 総合職217,800 総合職208,800 252,600 101,500 216,000 101,200

ウ級別職員数

(注)() 内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。

		行	政	職	警	察	職	教	育	職 (一)	教	育	職(二)
区	分	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
		1級	418 (1)	12.3(1.9)	1級	204	11.7	1級	53	2. 6	1級		
		2	485 (51)	14.3(98.1)	2	312	18.0	2	1, 878	93. 3	2	3, 977	88.8
		3	668	19.7	3	335	19.3	3	47	2. 3	3	256	5. 7
		4	519	15. 3	4	430	24.8	4	37	1.8	4	247	5. 5
		5	894	26. 3	5	280	16. 1						
補 ī	正 後	6	292	8. 6	6	105	6. 0						
		7	44	1. 3	7	43	2.5						
		8	53	1.6	8	18	1.0						
		9	20	0.6	9	10	0.6						
		計	3, 393 (52)	100.0(100.0)	計	1,737	100.0	計	2, 015	100.0	計	4, 480	100.0
		1	389 (4)	11.6(6.7)	1	225	12.9	1	57	2. 8	1		
		2	479 (56)	14.3(93.3)	2	308	17.6	2	1,892	93. 1	2	3, 992	88. 8
		3	647	19. 3	3	333	19.0	3	47	2.3	3	256	5. 7
		4	542	16. 1	4	421	24. 1	4	37	1.8	4	247	5. 5
		5	902	26. 8	5	293	16.8						
補 ፲	正 前	6	294	8. 8	6	95	5. 4						
		7	35	1.0	7	46	2.6						
		8	50	1.5	8	18	1.0						
		9	19	0.6	9	10	0.6						
		計	3, 357 (60)	100.0(100.0)	計	1,749	100.0	計	2, 033	100.0	計	4, 495	100.0

給 与 費 明 細 書

		研	究	職	医	療	職 (一)	医	療	職 (二)	医	療	職(三)
区	分	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
		1級			1級	5	26. 3	1級			1級		
		2	80 (4)	26.7(100.0)	2	1	5. 3	2	16 (1)	14. 2 (100. 0)	2	26	27.7
		3	173	57.7	3	7	36. 8	3	12	10.6	3	13	13.8
		4	43	14.3	4	6	31. 6	4	31	27. 4	4	8	8. 5
		5	4	1.3				5	45	39. 8	5	43	45. 7
補	正 後							6	7	6. 2	6	4	4.3
								7	2	1.8			
		計	300 (4)	100.0(100.0)	計	19	100.0	計	113 (1)	100.0(100.0)	計	94	100.0
		1	(1)	(16.7)	1	8	32. 0	1			1		
		2	77 (5)	26.6(83.3)	2	2	8. 0	2	11 (1)	10.3(100.0)	2	24	26.7
		3	169	58. 3	3	7	28. 0	3	16	14. 9	3	11	12. 2
		4	41	14.1	4	8	32. 0	4	29	27. 1	4	9	10.0
		5	3	1.0				5	41	38. 3	5	41	45. 5
補	正 前							6	8	7.5	6	5	5. 6
								7	2	1.9			
		計	290 (6)	100.0(100.0)	計	25	100.0	計	107 (1)	100.0(100.0)	計	90	100.0

	福	祉	職	技	能 労	務 職
区分	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
	1級	4	20.0	1級	1	2.8
	2	6	30.0	2		
	3	3	15. 0	3	35	97. 2
	4	7	35. 0			
補 正 後						
	計	20	100.0	計	36	100.0
	1	3	16. 6	1	1	2.7
	2	7	38. 9	2	(1	(100.0)
	3	1	5. 6	3	36	97. 3
	4	7	38. 9			
補 正 前						
	計	18	100.0	計	37 (1	100.0(100.0)

給 与 費 明 細 書 187

71H J	K 71	<i>т</i> щ <u>н</u>																		100
	(級別の)基準と	なる職務))																
区				分 1 級	2 剎	及 3	級	4	級	5	級	6	級	7	7 級	8	3	級	9	級
行		政		定型的な業務を行う環 務を行う環 務	業 相当高度 知識験をる 経 を行う職	は よ で 職 務		0												の職務
	工主	な	手	当																
区			分	国の制度との異同			差		異		0)		内		容				
扶	養	手	当	同																
通	勤	手	当	異	国:支		あり					県:	支給限力	度な	l					
住	居	手	当	同																

継続費についての前前年度末までの支出額、前年 度末までの支出額または支出額の見込みおよび当 該年度以降の支出予定額ならびに事業の進行状況 等に関する調書

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額ならびに事業の進行状況等に関する調書

追 加

(単位 千円)

				全	体	計	画		0 左 床 士	4 左 南 士	· 左 広	F 左 広 士	c & ±	かなままの
=1,,	福	市 宏 々			左	の財	源 内	訳		4年度末				継続費の 総額に
款	項	事 業 名	年度	年 割 額	特	定 財	源	65.日本3百	ま で の 支 出 額	までの支出		までの支出し		対する
					国支出金	地方债	その他	一般財源	又 田 領	(見込)額	了 疋 徦	予定額	ア 正 領	遊 歩 竿
災 復 旧費	土 木 施 設 災害復旧費	河川等災害復旧事業費	5	300, 000	200,000	100, 000					300, 000	300,000		% 29. 3
		(一級河川 打波川 大野市上打波地係 落差工	6	200, 000	133, 400	60,000		6, 600					200, 000	19.6
			7	523, 239	349, 000	156, 000		18, 239					523, 239	51.1
			計	1, 023, 239	682, 400	316, 000		24, 839			300, 000	300,000	723, 239	100.0
災 害 復旧費	土 木 施 設 災害復旧費	河川等災害復旧事業費	5	150, 000	100, 050	49, 000		950			150, 000	150,000		35. 7
		(木 の 勢 谷 川 大野市上打波地係 砂防堰堤工	6	100, 000	66, 700	29, 000		4, 300					100, 000	23.8
			7	169, 824	113, 273	51, 000		5, 551					169, 824	40. 5
			計	419, 824	280, 023	129, 000		10, 801			150, 000	150,000	269, 824	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての 前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび 当該年度以降の支出予定額等に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 追加

(単位 千円)

			4年	度末まで	* <i>0</i>	5年	度以降の	左	0)	財	源	内	訳	
事	項	限度額	支出	(見込)	額	支出	予定額	特	定	財	源		一般財源	備考
			期間	金	額	期間	金 額	国支出金	地	方 債	その	他	州文 只 7/示	
土地改良事業費		594, 000	年度			年度 6~7	594, 000	333, 950		178, 000	58,	310	23, 740	土地改良事業の早期完成を図るため、令和6年 度および令和7年度施工分を本年度工事と併せ て契約する。 事業費 1,022,000千円
農地防災事業費		1, 120, 000				6 ~ 7	1, 120, 000	616, 000		305, 000	158,	900	40, 100	農地防災事業の早期完成を図るため、令和6年 度および令和7年度施工分を本年度工事と併せ て契約する。 事業費 1,820,000千円
治山事業費		243, 000				6	243, 000	126, 450		104, 000			12, 550	治山事業の早期完成を図るため、令和6年度施 工分を本年度において契約する。 事業費 243,000千円

債務負担行為(追加)

(単位 千円)

2. 変更

			4年度末までの			5年	度以降の	左	の	財	i	原	内	訳	
事	項	限度額		(見込) 額			予定額	特	定	財		源		一般財源	備考
			期間	金	額	期間	金額	国支出金	地	方 債	そ	0)	他	AX RJ WA	
河川改良事業費		609, 000	年度			年度 6	609, 000	304, 500		274, 000)			30, 500	河川改良事業(一級河川底喰川、江端川、吉野瀬川、大蓮寺川、二級河川笙の川、排水機場長寿命化事業)の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 994,000千円

	特	引 会 計	予算編	念 表				(単位 千円)
				補	正	額の	財 源 卢] 訳
会 計 名	補正前の額	補 正 額	=	特	定	財	源	67. 84 365
				国 支 出 金	地	方 債	その他	一般財源
公 債 管 理	111, 265, 351		111, 265, 351					
用品等集中管理事業	279, 529		279, 529					
災 害 救 助 基 金	20, 363		20, 363					
国 民 健 康 保 険	64, 515, 972		64, 515, 972					
母子父子寡婦福祉資金貸付金	92, 675		92, 675					
県 営 産 業 団 地 整 備 事 業	609, 824		609, 824					
中小企業支援資金貸付金	1, 338, 754		1, 338, 754					
沿岸漁業改善資金貸付金	91, 616		91, 616					
林業改善資金貸付金	83, 538		83, 538					
県 有 林 事 業	1, 268, 913		1, 268, 913					
用地先行取得事業	137, 441		137, 441					
駐 車 場 整 備 事 業	173, 431	1, 277	174, 708				1, 277	
港湾整備事業	3, 212, 573		3, 212, 573					
証紙	1, 879, 525		1, 879, 525					
숌 핡	184, 969, 505	1, 277	184, 970, 782				1, 277	

歳	入		福井県駐車場整備事業													
款	項目	補正前の額	補正額	計		節		説	明							
A)A	Д р	加工刊でが	1111 1111	рI	区	分	金額	p)L								
2 繰入金		106, 978	1, 277	108, 255												
1 一般	会計繰入金	106, 978	1, 277	108, 255												
1 —	般会計繰入金	106, 978	1, 277	108, 255	繰入金		1, 277									
歳	入 合 計	173, 431	1, 277	174, 708												

#	14-T-24-0 ME		3 1		節	i	± 246 b	A dest	左	の財			(単位	
款 項 目	補正前の額	補正額	計	区	分	金 額	事業名	金額	特 国支出金	定 財	源 その他	一般財源	説	明
1 土木費	173, 431	1, 277	174, 708											
1 駐車場整備費	173, 431	1, 277	174, 708								/AB = 1			
1 福井駅西口 地下駐車場 整備費	173, 431	1, 277	174, 708	(12)委	託 料	1, 277	駐車場運営費	1, 277			(繰入) 1,277			
							計	1, 277			1, 277			
歳出合計	173, 431	1, 277	174, 708					1, 277			1, 277			

令和5年度 福井県病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備	考
1 病院事業収益			26, 696, 934	25, 730	26, 722, 664		
	2 医業外収益		4, 507, 869	25, 730	4, 533, 599		
		2 補 助 金	595, 025	25, 730	620, 755		
			支	出			(単位 千円)
款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備	考
1 病院事業費用			25, 540, 014	150, 022	25, 690, 036		
	1 医 業 費 用		24, 904, 396	150, 022	25, 054, 418		
		1 給 与 費	10, 880, 061	150, 022	11, 030, 083	職員給与費	150, 022

令和5年度 福井県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

当	年	度	純	利		益
減	価	償		却		費
退職	給付引当	金の増減	域額 ((ムは	減	少)
貸倒	引当金	の増減	(額)	(△は	:減/	少)
長	期 前	受	金	戻 .	入	益
受耳	文利 息	およて	グ受	取而	巴当	金
支払	以利息お	よびか	と業 信	責取扌	扱諸	費
固	定	産	除	去	(I)	損
未耳	又金の	増減額	(/	は	増力	11
未去	ム金の:	増減額	(/	は	減り	ト)
長	期前去	ム消ぎ	費 税	0	償	却
小						計

1, 032, 628, 000
2, 035, 612, 980
85, 296, 000
△ 41,000
△ 2, 055, 764, 526
2, 156, 000
322, 890, 529
92, 720, 000
200, 445, 326
△ 157, 747, 181
196, 891, 404
1, 755, 087, 532
△ 2, 156, 000
△ 322, 890, 529
1, 430, 041, 003

2 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 一般会計からの繰入金による収入

利息および配当金の受取額 利息の支払額および企業債取扱諸費 業務活動によるキャッシュ・フロー

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

△ 5, 392, 769, 900 1, 977, 762, 000

△ 500, 115, 000

10, 889, 394, 121

そ の 他

資 金 期 末 残 高

福井県病院事業会計

	1	総		括										(注) ()内	は、短時	間勤務職」	員に係る	数字を外	書きしたもの)。	(単位 千円)
	区				ハ		職	ļ		数		給		-	与		費		34 点	福利費	合	計
	区				分		特別	〕職	一般	芝 職	報	酬	給	料	手	当	Ē	t	法 正	伯 们 貧	音	ĪĒ
補	正	Ê	矣	損益勘	定支弁	職員		人	1,	(4) ^人	4	221, 503	4,	397, 031	4	4, 642, 100	9, 2	260, 634		1, 700, 347		10, 960, 981
補	正	育	Í	損益勘	定支弁	職員			1,	(5) 121	4	208, 588	4,	332, 983	4	1, 580, 014	9, 1	121, 585		1, 689, 374		10, 810, 959
比		車	交	損益勘	定支弁	職員				(△1) △81		12, 915		64, 048		62, 086		139, 049		10, 973		150, 022
					区		分	扶 養	手 当	管 理 『	職 手 当	期末	手 当	勤勉	手当	角 通 勤	手 当	単身走	上 任手当	超過勤務手	·当	宿日直手当
					補	正	後		79, 496		27, 155		725, 823		539, 50)5	66, 591		3, 336	626,	696	145, 110
					補	正	前		79, 496		27, 155		694, 628		515, 14	16	66, 591		3, 336	626,	696	145, 110
手	NZ.	A	Н	, ≑ ⊓	比		較		0		0		31, 195		24, 35	59	0		0		0	0
十	当	0)	内	1 訳	区		分	特殊勤	務手当	初任給記	調整手当	地域	手 当	住居	手当	有 夜 勤	手 当	休	日 給	賞与引当 繰入	金額	退職給付費
					補	正	後		424, 315		509, 426		207, 309		76, 85	53	106, 791		106, 705	567,	308	429, 681
					補	正	前		424, 315		508, 136		204, 773		76, 85	53	105, 662		105, 128	567,	308	429, 681
					比		較		0		1, 290		2, 536			0	1, 129		1, 577		0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(注)()内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。(単位 千円)

	区				分			職	ļ	Į	数			糸	<u>></u>		-	与			費) 注 会	福利費	合	計
					7,1		特	別	職	_	般	職	報	酉	H	給	料		手	当	青	t	 伍 龙	11日 11月 1月	П	П
補	正	谷	鱼	損益勘	定支弁	敞員			人		1, 0	(4) 人)40				4, 2	10, 995	5	4, 3	34, 167	8, 5	545, 162		1, 525, 965		10, 071, 127
補	正	育	Í	損益勘	定支弁	敞員					1, 1	(5) .21				4, 1	53, 645	5	4, 2	78, 613	8, 4	132, 258		1, 516, 459		9, 948, 717
比		車	交	損益勘	定支弁	敞員					(Z Δ	△1) 81					57, 350)	!	55, 554	1	12, 904		9, 506		122, 410
														1											ı	
					区		分	· ‡	夫 養	手	当	管 理	職手当	期	末	手 当	勤勉	1 手	手当	通勤	手 当	単身起	任手当	超過勤務手	当	宿日直手当
					補	正	後			79,	196		27, 155			649, 981		53	9, 505		65, 444		3, 336	594,	711	90, 174
					補	正	前			79, 4	196		27, 155			624, 204		51	5, 146		65, 444		3, 336	594,	711	90, 174
-	AI.			≃ ⊓	比		較				0		0			25, 777		2	4, 359		0		0		0	0
手	当	0)	内	訳	区		分	. 4	寺殊勤	務手	当	初任給	調整手当	地	域	手 当	住 居	計 手	手 当	夜 勤	手 当	休	日 給	賞与引当 繰入	金額	退職給付費
					補	正	後			424, 3	315		405, 737			177, 542		7	6, 853		106, 515		105, 326	567,	308	420, 769
					補	正	前			424, 3	315		404, 447			176, 078		7	6, 853		105, 393		103, 784	567,	308	420, 769
					比		較				0		1, 290			1, 464			0		1, 122		1, 542		0	0

イ 会計年度任用職員

																										(単作	上 千	円)
	区					Ŀ	÷			給					与					費	法	定	妇	利 費	合			計
							J	報		1	銂	給		料		手		当		計	仏	疋	1田	刊 頁				μΙ
補		正	後	損	益勘兒	定支弁	職員		4	221, 5	503		18	36, 03	6		30′	7, 933		715, 472]	174, 382			889	, 854
補		正	前	損	益勘知	定支弁	職員		2	208, 5	588		17	79, 33	8		30	1, 401		689, 327			1	172, 915			862	, 242
比			較	損	益勘兒	定支弁	職員			12, 9	915			6, 69	8		(6, 532		26, 145				1, 467			27	, 612
								1111			, Ja	73	441	-	, le	Jan) H 441		, le	<u></u>	~ .I.		- 44	- 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 1	I. I.I			, I.e.
					区		分	期	末	手	当	通	勤	手	当	超	週 勤	務手	- 当	宿日直手	= 当	初生	上紹	調整手	当地	域	手	当
					補	正	後			75	5, 842			1,	147			31	, 985	5	54, 936			103, 6	39		2	9, 767
					補	正	前			70), 424			1,	147			31	, 985	5	54, 936			103, 6	39		2	8, 695
手	当	Ø)	内	沢	比		較			5	5, 418				0				0		0				0			1, 072
	自	()	/) F		区		分	夜	勤	手	当	休	E	1	給	退	職	給 付	費									
			補	正	後				276			1,	379			8	, 912											
			補	正	前				269			1,	344			8	, 912											
					比		較				7				35				0									

2 給料及び手当の増減額の明細

区	分	増	減	額	増	減	事	由	別	内	訳	説	明	備	考
給	料		6-	千円 4,048	給与改	定に付	半う埠	曽減分			千円 64, 048		千円	給与改定の状況 本年度	1.44% 5年4月
手	当		6:	2, 086	制度改	正に化	半う埠	曽減分			56, 844	期末手当の増減分 勤勉手当の増減分 初任給調整手当の増減分	31, 195 24, 359 1, 290		
					その	他の	増	減 分			5, 242				

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

X	分	行 政 職	研 究 職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	技能労務職
	平均給料月額 (円)	324, 440	376, 700	502, 919	297, 281	308, 353	308, 500
給 与 改 定 後	平均給与月額 (円)	381, 322	541,778	991, 296	345, 277	351, 951	351, 235
	平均年齢(歳)	44.0	46. 5	46. 6	36.6	37. 4	58. 8
	平均給料月額 (円)	321, 476	374, 525	499, 843	292, 867	303, 200	307, 500
給与改定前	平均給与月額 (円)	378, 150	538, 946	986, 816	340, 690	346, 855	350, 133
	平均年齢(歳)	44.0	46. 5	46. 6	36.6	37. 4	58. 8

(2) 初 任	給						
X	分	行 政 職	研 究 職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	22, 400 20, 800 29, 100 8, 600 度
給 与 改 定 後	高 校 卒	170, 900	171, 900		172, 700	短大 3 卒 222, 400	
相子以足板	大 学 卒	202, 400	220, 900	288, 100	208, 800	230, 800	
給 与 改 定 前	高 校 卒	158, 900	159, 800		160, 500	短大 3 卒 209, 100	
相子以足的	大 学 卒	191, 700	208, 800	278, 300	197, 800	218, 600	L
Ι Υ	分		— 般	会	† の	制度	230, 800 209, 100 218, 600 度 (三)
区	Л	行 政 職	研 究 職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	
	高 校 卒	170, 900	171, 900		172, 700	制度	

220,900

159,800

208, 800

288, 100

278, 300

202, 400

158, 900

191,700

福井県病院事業会計

給与改定後

給与改定前

校

学

大

卒

卒

卒

(単位 円)

169,000

156, 800

169,000

156, 800

技能労務職

技能労務職

230, 800

209, 100

218,600

208, 800

197, 800

160,500 短大3卒

(3) 級 別 職 員 数

(注)()内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。

			行	政	職	研	究	職	医	療職	(一)	医	療 職	(二)	医	療職	(\equiv)	技	能労務職
区		分	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数構成」
			1級	(2)	(100.0) 5.8	1級			1級	t		1級	2	1.1	1級			1級	
			2	10	19. 2	2			2	17	13.7	2	(1) 50	(100.0) 28.6	2	(1) 246	(100.0) 32.9	2	
			3	15	28. 9	3	4	100.0	3	50	40.3	3	32	18.3	3	123	16.5	3	1 100.
			4	6	11.5				4	57	46.0	4	44	25. 2	4	76	10.2		
補	正	後	5	13	25. 0							5	41	23. 4	5	295	39. 5		
			6	3	5. 8							6	4	2. 3	6	6	0.8		
			7									7	2	1. 1	7	1	0.1		
			8	1	1.9														
			9	(2)	1.9								(1)	(100.0)		(1)	(100.0)		
			計	52	100.0	計	4	100.0	計	124	100.0		175	100.0	計	747	100.0	計	1 100. (1) (100.
			1	4	7. 5	1			1	0.0	15.1	1	(1)	(100.0)	1			1	(1) (100.
			2	8		2		100.0	2	22	17. 1	2	53	30.6	2	252	34. 1	2	1 100
			3	14		3	4	100.0	3	51	39.5		34	19.7	3	100 76		3	1 100.
			5	15	13. 2 28. 3				4	56	43. 4	5	42	21. 4		301	10.3		
補	正	前	6	3								6	5		6	8	1.1		
			7	3	3. 7							7	1	0. 6	7	1	0. 1		
			8	1	1.9							,	1	0.0			0.1		
			9	1	1. 9														
			計	(2)	(100.0) 100.0	計	4	100.0	計	129	100.0	計	(1) 173	(100.0) 100.0	計	(1) 738	(100.0) 100.0	計	(1) (100. 1 100.

	(級別の	り基準と	なる職務)									
X				分 1	級	2	級		3	級	4	級
医		療	職(一) 医療を行う医師	而の職務	病院の副	医長の職務	\$	病院の医	長の職務		長 お よ び の 職 務
(4)	主	な	手 当					'				
区			分	一般会計の制度との異同		ž	É	異	0)	内	容	
扶	養	手	当	同								
通	勤	手	当	同								
住	居	手	当	同								

令和5年度 福井県病院事業予定貸借対照表

				(単
	資 産	の部		
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		1, 986, 761, 135		
口建物	45, 654, 808, 559			
減価償却累計額	△ 27, 692, 064, 129	17, 962, 744, 430		
ハ構築物	698, 350, 215			
減価償却累計額	△ 648, 050, 111	50, 300, 104		
二 器 械 備 品	19, 829, 932, 559			
減価償却累計額	△ 14, 086, 329, 518	5, 743, 603, 041		
本 車 輌	23, 505, 031			
減価償却累計額	<u>∠</u> 22, 584, 002	921, 029		
へその他有形固定資産		27, 222, 000		
有 形 固 定 資 産 合 計			25, 771, 551, 739	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		804, 091		
無形固定資産合計			804, 091	
(3) 投資その他の資産				
イ 投 資 有 価 証 券		1,500,000,000		

口長期前払消費税				936, 424, 765		
ハその他の投資				5, 789, 100		
投資その他の資産合計					2, 442, 213, 865	
固定資産合計						28, 214, 569, 6
2 流 動 資 産						
(1) 現 金 預 金					10, 889, 394, 121	
(2) 未 収 金						
イ 医 業 未 収 金				3, 821, 230, 951		
口 医 業 外 未 収 金				853, 844, 070		
ハ そ の 他 未 収 金				46, 847, 290		
貸 倒 引 当 金				<u>4, 412, 000</u>		
未 収 金 合 計					4, 717, 510, 311	
(3) 貯 蔵 品						
イ薬品				142, 014, 571		
口燃料				11, 155, 868		
貯 蔵 品 合 計					153, 170, 439	
流動資産合計						15, 760, 074, 8
資 産 合 計						43, 974, 644, 5
	負	債	Ø	部		
3 固 定 負 債						
(1) 企 業 債					20, 312, 727, 865	
(2) 引 当 金						
イ 退 職 給 付 引 当 金				3, 675, 758, 963		

福井県病院事業会計

口 特 別 修 繕 引 当 金	1, 966, 417, 904	
引 当 金 合 計	5, 642, 1	76, 867
固定負債合計		25, 954, 904, 73
4 流 動 負 債		
(1) 企 業 債	3, 136, 1	18, 631
(2) 未 払 金		
イ 医 業 未 払 金	2, 567, 316, 908	
口その他未払金	121, 634, 700	
未 払 金 合 計	2, 688, 9	951, 608
(3) 引		
イ 賞 与 引 当 金	567, 308, 000	
引 当 金 合 計	567, 3	308, 000
(4) そ の 他 流 動 負 債		
イ 預 り 金	153, 889, 340	
その他流動負債合計	153, 8	<u>889, 340</u>
流動負債合計		6, 546, 267, 57
5 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	8, 156, 668, 729	
口 補 助 金	1, 436, 919, 726	
ハ寄か金	17, 816, 296	
ニ その他長期前受金	29, 060, 988, 844	
長 期 前 受 金 合 計	38, 672, 3	393, 595
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 34, 014,	512, 554

繰 延 収 益 合 計 負 債 合 計						4, 657, 881, 041 37, 159, 053, 352
	資	本	Ø	部		
6 資 本 金						
(1) 資 本 金					1,777,719,304	
資 本 金 合 計						1, 777, 719, 304
7 剰 余 金						
(1) 資本剰余金						
イ 受 贈 財 産 評 価 額				55, 892, 000		
口その他資本剰余金				814, 687, 333		
資 本 剰 余 金 合 計					870, 579, 333	
(2) 利 益 剰 余 金						
イ 減 債 積 立 金				195, 277, 616		
口建設改良積立金				2, 650, 353		
ハ 当年度未処分利益剰余金				3, 969, 364, 608		
利 益 剰 余 金 合 計					4, 167, 292, 577	
剰 余 金 合 計						5, 037, 871, 910
資 本 合 計						6, 815, 591, 214
負 債 資 本 合 計						43, 974, 644, 566

福井県病院事業会計

注記

第1 重要な会計方針

- 1 資産の評価基準および評価方法
- (1) たな卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品 先入先出法による低価法による。
- 2 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数建物39 ~ 50年建物設備13 ~ 17年構築物10 ~ 45年器械備品4 ~ 10年車輌5 ~ 7年

- (2) 無形固定資産 定額法による。
- 3 引当金の計上方法
- (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計が負担すると 見込まれる3割を除く金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3)特別修繕引当金

建物・設備および医療機器等の支出に備えるため、将来の特別修繕見積額を計上している。

(4)貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は15.736.536千円である。

2 みなし償却制度の廃止に伴う移行処理について

平成26年3月31日において、償却資産の取得または改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額について、取得または改良に充てるための補助金等との対応関係を明確に把握することができないものについては、年度ごとに取得または改良した資産(充てた補助金等との対応関係を明確に把握することができる資産および補助金等を充てずに取得または改良した

ことが明らかな資産は除く。)を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理する。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県病院事業会計では、福井県立病院と福井県立すこやかシルバー病院を運営しており、各病院で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

区分	所 在 地	病 床 数	診療科
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目	一般病床 551床 結核病床 6床 感染症病床 4床 精神病床 198床 合 計 759床	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、脳神経内科、感染症内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科口腔外科、麻酔科、リアーション科、放射線科、病理診断科、精神科
福井県立すこやかシルバー病院	福井市島寺町	精 神 病 床 100床	精神科、脳神経内科、内科、外科

2 報告セグメントごとの医業収益等

当年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位 千円)

	T.		(干ഥ 111)
	福井県立病院	福井県立すこやかシルバー病院	合 計
医 業 収 益 医 業 費 用	21,019,404 24,285,943	587,579 768,475	21,606,983 25,054,418
医 業 利 益経 常 利 益	△3,266,539 413,543	△180,896 37,003	$ \begin{array}{c} \triangle 3 \text{,} 447 \text{,} 435 \\ 450 \text{,} 546 \end{array}$
セグメント資産	41,074,417	2,852,639	43,927,056
セグメント負債	35,757,093	1,402,081	37,159,174
その他の項目 他会計繰入金 減価償却費 特別利益 有形固定資産および 無形固定資産の増加額	1,962,002 1,960,909 582,082 1,020,407	199,851 74,704 △9,817	2,161,853 2,035,613 582,082 1,010,590

第4 その他

退職給付引当金の取り崩し

職員の退職手当として、414,834千円を支給するため、退職給付引当金290,384千円を取り崩す。

福 井 県 病 院 事 業 会 計

令和5年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算実施計画

資本的収入および支出

出

支

(単位 千円)

款	項		目		補正前の額	補	正 額	計	備	考
1資本的支出					951, 935		50	952, 437		
	1 福井臨海工業 用地等造成事業費				951, 935		50	952, 437		
		2 総	係	費	418, 604		50	419, 106		

令和5年度 福井県臨海工業用地等造成事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

_	未初出勤1C5 5 1 1 7 7 1	
	当 年 度 純 利 益	1, 531, 000
	受取利息および受取配当金	△ 85,000
	未収金の増減額(△は増加)	291,000
	未払金の増減額(△は減少)	<u>△</u> 24, 236, 944
	小 計	△ 22, 499, 944
	利息および配当金の受取額	85,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22, 414, 944
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	土 地 造 成 事 業 費	△ 954, 462, 000
	土地造成事業による収入	2, 025, 000
	他会計貸付金の返済による収入	54, 857, 000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 897, 580, 000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
	資金増加額(または減少額)	△ 919, 994, 944
	資 金 期 首 残 高	3, 095, 344, 415

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

油井泉師傅上末 /	†地寸,	坦风事	未云川					218
		金	期	末	残	高	2, 175, 349, 471	

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位 千円)

				•																	((単位 千円)
	区				分		鵈	Ł	員	数		給	1	<u> </u>	j.		費		法 定	福利費	合	計
					/3		特	別職	<u></u> 一 角	史 職	報	酬	給	料	手	当	言	t		田 15 兵	Н	μι
補	正	後		資本勘	定支弁」	微員)		人 5				17, 285		9, 818		27, 103		5, 681		32, 784
補	正	前		資本勘	定支弁」	職員				5				17, 083		9, 566		26, 649		5, 633		32, 282
比		較		資本勘	定支弁」	職員				0				202		252		454		48		502
					区		分	扶	養 手 当	期末	手 当	勤勉	手 当	通勤	手 当	超過勤	務手当	特殊勤	務手当	地域手	当	
					補	正	後		378		3, 847		3, 155		390		1, 733		67		248	
					補	正	前		378		3, 718		3, 035		390		1, 733		67		245	
-	N.	6		≃ ⊓	比		較		0		129		120		0		0		0		3	
手	当	0)	内	訳	区		分															
					補	正	後															
					補	正	前															
					比		較															

2 給料及び手当の増減額の明細

区	分	増	減	額	増	減	事	由	別	内	訳		説	明	備	考
給	料			千円 202	給与改	定に作	半う増	減分				千円 202		千円	給与改定の状況	1.040/
															本年度 { 給料の改定率 給与改定実施時期	1.04% 5 年 4 月
手	当			252	制度改	正に作	半う増	減分				249	期末手当の増減分 勤勉手当の増減分	129 120		
					その	他の	増	减分				3				

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

X					分		行	政	職
	平	均 給	料	月	額	(円)		312, 120	
給 与 改 定 後	平	均 給	与	月	額	(円)		350, 749	
	平	均	年		齢	(歳)		41.6	
	平	均 給	料	月	額	(円)		308, 920	
給 与 改 定 前	平	均 給	与	月	額	(円)		347, 339	
	平	均	年		齢	(歳)		41.6	

(2) 初 任 給

(単位 円)

区	分	行	政	職	_	般	会	計	Ø	制	度
	<i>)</i>	11	政	相权	行			政			職
給 与 改 定 後	高 校 卒		170, 900						170, 900)	
和子以足後	大 学 卒		202, 400						202, 400)	
<i>w</i> = 3	高 校 卒		158, 900						158, 900)	
給与改定前	大 学 卒		191, 700						191, 700)	

(3) 級 別 職 員 数

D7		/\	行	政	職
区		分	殺	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
			1 級		
			2	1	20. 0
			3	2	40. 0
			4	1	20. 0
補	正	後	5	1	20.0
Im	11.	IX.			
			計	5	100. 0
			1		
			2	3	60. 0
			3		
			4	1	20.0
補	正	前	5	1	20. 0
			計	5	100.0

(級別	の基準	とな	3	職務	١
\ //// \ /// \	V / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	<u></u> 'A	' ~	*IPA /177 /	,

区	分	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級	9	級
行 政	職	1	テう職	知識を経験を		よび職	主査お 主査の 務	の									副部長職 務		の職務

(4) 主 な 手 当

区			分	一般会計の制度との異同	差	異	Ø	内	容	
扶	養	手	当	同						
通	勤	手	当	司						
住	居	手	当	同						

令和5年度 福井県臨海工業用地等造成事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 土 地 造 成

(1) 未 成 土 地

イ土 地 造 成

126, 846, 296, 289

126, 846, 296, 289

(2) 投

資

イ長期貸付金 口出 資金

> 投 資 合 計 土 地 造 成 合 計

4, 049, 002, 000

100, 000, 000

4, 149, 002, 000

130, 995, 298, 289

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

 流
 動
 資
 産
 合
 計

 資
 産
 合
 計

2, 175, 349, 471

2, 175, 349, 471

133, 170, 647, 760

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 未 精 算 原 価

(2) 未 成 原 価

114, 857, 406, 993

13, 629, 810, 128

(3) 引 当 金 イ 退 職 給 付 引 当 金 引 当 金 合 計 固 定 負 債 合 計	75, 225, 512	75, 225, 512	128, 562, 442, 633
4 流 動 負 債 (1) 引 当 金 イ賞 与 引 当 金 引 当 金 合 計 (2) 預 り 金 流 動 負 債 合 計	2,025,000	2, 025, 000 7, 627, 254	9, 652, 254
5 繰 延 収 益 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額 繰 延 収 益 合 計 負 債 合 計		1, 304, 555, 050 0	
6 資 本 金	資本	の部	904, 789, 000
7 剰 余 金 (1) 資 本 剰 余 金 イ そ の 他 資 本 剰 余 金 資 本 剰 余 金 合 計	100,000,000	100, 000, 000	50±, 105, 000

福井県臨海工業用地等造成事業会計

福井県臨海工業用地等造成事業会計 226

 (2) 利益利余金
 154,638,629

 イ利益積立金
 154,638,629

 口土地造成積立金
 159,346,000

 ハ当年度未処分利益剩余金
 1,975,224,194

 利益利余金合計
 2,289,208,823

 剩余金合計
 2,389,208,823

 資本合計
 3,293,997,823

 負債資本合計
 133,170,647,760

令和5年度 福井県工業用水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備	考
1 工業用水道事業費用			718, 130	1, 254	719, 384		
	1 営 業 費 用		676, 543	1, 254	677, 797		
		2 第一工業用水道 配 水 費	80, 031	373	80, 404	県営第一工業用水道	配水施設維持管理費
		3 第一工業用水道 名	9, 753	138	9, 891	県営第一工業用水道	管理運営費
		6 臨海工業用水道 根 水	102, 159	585	102, 744	福井臨海工業用水道	配水施設維持管理費
		7 総	13, 114	158	13, 272	福井臨海工業用水道	管理運営費

その他の他会計借入金の返済による支出

財務活動によるキャッシュ・フロー

令和5年度 福井県工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

△ 54, 857, 000

△ 54, 857, 000

(単位 円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当 年 度 純 利 益	103, 057, 192
	減 価 償 却 費	292, 262, 000
	長 期 前 受 金 戻 入 益	△ 28, 705, 000
	受取利息および受取配当金	△ 138,000
	未収金の増減額(△は増加)	1, 639, 542
	未払金の増減額(△は減少)	40, 164, 534
	小 計	408, 280, 268
	利息および配当金の受取額	138,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	408, 418, 268
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 129, 410, 000
	工事費負担金による収入	89,001,819
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 40, 408, 181
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	

資金増加額(または減少額)313,153,087資金期首残高2,830,739,422資金期末残高3,143,892,509

福井県工業用水道事業会計

									j	給	与		費	明		細	書							
	1	総		括											(注) () 内は	、短時間	目勤務職」	員に係る	数字を外	書きしたもの	の。	(単位	千円)
	区				分]	職	ļ	Į	数		給		<u>.1</u>	j.		費		注 空	福利費	合		計
	<u> </u>				/3		特	別	職		殳 職	報	酬	給	料	手	当	言	†	仏龙	1曲 47 頁	П		ПΙ
補	正	í	髮	損益勘	定支弁」	職員			人		10				34, 425		21, 614		56, 039		10,762			66, 801
補	正	Ē	Í	損益勘	定支弁」	微員					(1) 9				33, 824		21, 063		54, 887		10,660			65, 547
比		ŧ	交	損益勘	定支弁」	職員					(\(\triangle 1)\)				601		551		1, 152		102			1, 254
					区		分	1	夫 養	手 当	管理	職手当	期。	末 手 当	勤勉	手 当	通勤	手 当	超過勤)務手当	特殊勤務手	手当	地域	手当
					補	正	後			636		748		7, 323		6, 346		1, 695		3, 433		616		506
					補	正	前			636		748		7, 042		6, 089		1, 695		3, 433		616		495
-	NI.	-	1	≃ ⊓	比		較			(0		281		257		0		0		0		11
手	当	()	内	訳	区		分	f	木	日 給	住息	計手 当												
					補	正	後			4		309												
					補	正	前					309												
					比		較			4		0												

2 給料及び手当の増減額の明細

区	分	増	減	額	増	減	事	由	別	内	訳		説	明	備	考
給	料			千円 601	給与改	定に付	半う増	自減分			千 60			千円	給与改定の状況	
															本年度 { 給料の改定率	1.87% 5 年 4 月
手	当			551	制度改	正に作	半う増	自減分			53		期末手当の増減分 勤勉手当の増減分	281 257		
					その	他の	増	減 分				13				

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区						分		行	政	職
	平	均	給	料	月	額	(円)		282, 860	
給 与 改 定 後	平	均	給	与	月	額	(円)		327, 939	
	平		均	年		龄	(歳)		36. 4	
	平	均	給	料	月	額	(円)		277, 660	
給 与 改 定 前	平	均	給	与	月	額	(円)		322, 566	
	平		均	年		龄	(歳)		36. 4	

(2) 初 任 給

(単位 円)

K.	分	行	政	職	_	般	会	計	0)	制	度
)J	11	政	刊以	行			政			職
給 与 改 定 後	高 校 卒		170, 900						170, 900		
新子以定传 	大 学 卒		202, 400						202, 400		
外 上 과 点 	高 校 卒		158, 900						158, 900		
給与改定前	大 学 卒		191, 700						191, 700		

(3) 級 別 職 員 数

(注)()内は、短時間勤務職員に係る数字を外書きしたもの。

E7		Д	行	政	職
X		分	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
			1 級	2	20.0
			2	4	40.0
			3	1	10.0
			4		
補	正	後	5	2	20.0
刊	TC.	1交	6	1	10.0
			<u> </u>	10	100.0
			1	(1)	(100.0) 33.3
			2	2	22. 3
			3		
			4		
補	正	前	5	3	33. 3
im	11.	D1)	6	1	11.1
				(1)	(100.0)
			計	(1)	(100.0) 100.0

(क्या प्राप्त क	++ >#+	٦.	2	7	파산 소산 /
(級別の	悬準	کے	75	6	職務)

区	分	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級	9	級
行 政	職		テう職	知経験す	高まをるうのは要務務	よび意識		の								1	副部長職務	1	の職務

(4) 主 な 手 当

区			分	一般会計の制度との異同	差	異	0)	内	容	
扶	養	手	当	同						
通	勤	手	当	司						
住	居	手	当	同						

令和5年度 福井県工業用水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

				(単位
	資產	の部		
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
1 土 地		624, 484, 972		
口建物	895, 057, 949			
減価償却累計額	△ 681, 298, 440	213, 759, 509		
ハ構築物	8, 825, 461, 354			
減 価 償 却 累 計 額	△ 5, 928, 088, 554	2, 897, 372, 800		
ニ 機 械 お よ び 装 置	3, 607, 466, 661			
減価償却累計額	△ 2, 480, 843, 470	1, 126, 623, 191		
ホ 車 輌 運 搬 具	774, 025			
減価償却累計額	\triangle 735, 323	38, 702		
ヘ 工 具 器 具 備 品	14, 264, 129			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13, 090, 628</u>	1, 173, 501		
ト 建 設 仮 勘 定				
臨海工業用水道建設仮勘定		3, 903, 567, 025		
有 形 固 定 資 産 合 計			8, 767, 019, 700	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		316, 000		

福井県工業用水道事業会計

無形固定資産合計					316, 000	
固 定 資 産 合 計						8, 767, 335, 70
2 流 動 資 産						
(1) 現 金 預 金					3, 143, 892, 509	
(2) 未 収 金					66, 139, 000	
流動資産合計						3, 210, 031, 50
資 産 合 計						11, 977, 367, 20
	負	債	Ø	部		
3 固 定 負 債						
(1) 他 会 計 借 入 金					3, 994, 145, 000	
(2) 引						
イ 退 職 給 付 引 当 金				97, 527, 786		
口修繕引当金			_	383, 163, 398		
引 当 金 合 計					480, 691, 184	
(3) その他固定負債					43, 797, 113	
固 定 負 債 合 計						4, 518, 633, 29
4 流 動 負 債						
(1) 他 会 計 借 入 金					54, 857, 000	
(2) 未 払 金					73, 383, 989	
(3) 引						
イ 賞 与 引 当 金			_	3, 938, 000		
引 当 金 合 計					3, 938, 000	

140, 496, 37	8, 317, 382			(4) 預 り 金 流 動 負 債 合 計
	0.000.000.405			5 繰 延 収 益
	2, 982, 280, 437			長期前受金
1, 489, 020, 97	<u>△1, 493, 259, 459</u>			収 益 化 累 計 額 繰 延 収 益 合 計
6, 148, 150, 64				繰 延 収 益 合 計負 債 合 計
0, 140, 130, 04				兵 頂 口 미
		の部	資 本	
4, 781, 094, 97				6 資 本 金
				7 剰 余 金
				(1) 資 本 剰 余 金
		134, 842, 888		イその他資本剰余金
	134, 842, 888			資 本 剰 余 金 合 計
				(2) 利 益 剰 余 金
		769, 813, 330		イ 建 設 改 良 積 立 金
		143, 465, 373		口 当年度未処分利益剰余金
	913, 278, 703			利益剰余金合計
				剰 余 金 合 計
1,048,121,59				No
1, 048, 121, 59 5, 829, 216, 56 11, 977, 367, 20				資 本 合 計 負 債 資 本 合 計

福井県工業用水道事業会計

注記

- 第1 重要な会計方針
- 1 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数 建 物 8~50年

構 築 物 10~60年

機械および装置 6~20年

工具器具備品 4~15年

車輌運搬具 3~5年

- (2) 無形固定資産 定額法による。
- 2 引当金の計上方法
- (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額 を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金3,938千円を取り崩し、1,304千円を(款)工業用水道事業収益(項)営業外収益(目)第一工業用水道賞与引当金戻入益、2,634千円を(款)工業用水道事業収益(項)営業外収益(目)臨海工業用水道賞与引当金戻入益に計上する。

2 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県工業用水道事業会計では、県営第一工業用水道事業および福井臨海工業用水道事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
県営第一工業用水道事業	鯖江市および鯖江市に隣接する市町の区域内に工業用水を給水する業務
福井臨海工業用水道事業	福井市および坂井市の区域内(福井臨海工業地帯の区域内に限る。) ならびに福 井市のうち九頭竜川右岸の区域内に工業用水を給水する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位 千円)

	県営第一工業用水道事業	福井臨海工業用水道事業	合 計
セグメント資産	2,840,440	9,136,928	11,977,368
セグメント負債	263,425	5,884,726	6,148,151
その他の項目 減価償却費 有形固定資産および 無形固定資産の増加額	86,740 7,050	205,522 122,360	292,262 129,410

令和5年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備	考
1 水道事業費用			3, 062, 577	2, 276	3, 064, 853		
	1 営 業 費 用		2, 899, 858	2, 276	2, 902, 134		
		1 坂井地区水道原水 および浄水費	453, 831	734	454, 565	坂井地区水道施設維持管	理費
		2 坂井地区水道 保	67,041	540	67, 581	坂井地区水道管理運営費	
		4 日野川地区水道 原水および浄水費	669, 052	621	669, 673	日野川地区水道施設維持	管理費
		5 岩野川地区水道 係 費	169, 838	381	170, 219	日野川地区水道管理運営	費

令和5年度 福井県水道用水供給事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

業務活動によるキャッシュ・フロー	
当 年 度 純 利 益	198, 216, 179
減 価 償 却 費	1, 540, 096, 000
引 当 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)	23, 520, 000
長 期 前 受 金 戻 入 益	△ 372, 032, 000
受取利息および受取配当金	△ 457,000
支 払 利 息	107, 644, 000
未収金の増減額(△は増加)	16, 220, 390
未払金の増減額(△は減少)	△ 182, 549, 240
小 計	1, 330, 658, 329
利息および配当金の受取額	457, 000
利 息 の 支 払 額	△ 107, 644, 000
業務活動によるキャッシュ・フロー	1, 223, 471, 329
	当 年 度 純 利 益 満 価 償 却 費 引 当 金 の 増 減 額 (△ は 減 少) 長 期 前 受 金 戻 入 益 受 取 利 息 およ び 受 取 配 当 金 支 払 利 息 本 収 金 の 増 減 額 (△ は 減 少) 小 計 利 息 およ び 配 当 金 の 受 取 額 利 息 の 支 払 額

3 財務活動によるキャッシュ・フロー 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出

投資活動によるキャッシュ・フロー

△ 517, 476, 789

△ 1, 405, 360, 910

△ 1, 405, 360, 910

財務活動によるキャッシュ・フロー

△ 517, 476, 789

資金増加額(または減少額)

△ 699, 366, 370

資 金 期 首 残 高

12, 027, 203, 243

資 金 期 末 残 高

11, 327, 836, 873

給	与	費	明	細	書
---	---	---	---	---	---

総 括 1 (単位 千円) 職 数 給 与 費 員 X 分 法定福利費 計 合 特 別 職 般 職 酬 給 料 手 計 人 正 後 損益勘定支弁職員 21 152, 228 30,835 183, 063 92, 421 59,807 正 前 損益勘定支弁職員 21 91,500 150, 166 30,621 180, 787 58,666 損益勘定支弁職員 比 921 2,062 0 1, 141 214 2, 276 X 扶 養 手 当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 超過勤務手当 特殊勤務手当 地域手当 後 正 補 2,670 3,501 20,669 17, 708 3, 251 8,999 735 1, 341 正 前 2,670 3, 501 20,058 17, 192 3, 251 8, 999 735 1,330 比 較 611 11 0 0 516 0 0 0 手当の内訳

区		分	住 居 手 当	休	日	給			
補	正	後	930			3			
補	正	前	930						
比		較	0			3			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

																							(半匹	1 1 1/
	区				分		,	職	ļ		数		給		_	与		費		注 定	福利費	合		計
							特	別	職	一般		報	酬	給	料	手	当	言	†		岡 70 英	Ц		н
補	正	移	څ	損益勘	定支弁	職員			人		21				89, 319		59, 149	-	148, 468		30, 257			178, 725
補	正	前	j	損益勘	定支弁	職員					21				88, 644		58, 070		146, 714		30, 053			176, 767
比		軫	ζ	損益勘	定支弁	職員					0				675		1, 079		1, 754		204			1, 958
					区		分	. ;	扶 養	手 当	管 理	職手当	期末	手 当	勤勉	手 当	通勤	手 当	超過勤	放務手当	特殊勤務手	当	地域	手 当
					補	正	後			2, 670		3, 501		20, 035		17, 70	8	3, 227		8, 999		735		1, 341
					補	正	前			2, 670		3, 501		19, 486		17, 19	2	3, 227		8, 999		735		1, 330
т.	NZ.	•	+	≓n	比		較	:		0		0		549		51	6	0		0		0		11
手	当	0)	内	訳	区		分		住 居	手 当	休	日 給												
					補	正	後			930		3												
					補	正	前			930														
					比		較			0		3												

福井県水道用水供給事業会計 246

イ 会計年度任用職員

																								(単位 千円)
	区					,	分			給					与		費		法	宁	垣 #	刊 費	合	計
	<u> </u>						,,,	報		酬	給			料	3	手 当	計		14	Æ	1ш 1	") 貝	П	п
補		正	後	損	益勘兒	定支 弁	職員							3, 10	2	658		3, 760				578		4, 338
補		正	前	損	益勘兒	定支弁	職員							2, 85	6	596		3, 452				568		4, 020
比			較	損	益勘兒	定支弁	職員							24	6	62		308				10		318
					区		分	期	末	手	当通	į	勤	手	当									
					補	正	後			6	34				24									
					補	正	前			5	72				24									
-	VI.		r-t-s	≓ n	比		較				62				0									
手	当	0)	内	訳	区		分																	
					補	Œ	後																	
					補	正	前																	
					比		較																	

2 給料及び手当の増減額の明細

区	分	増	減	額	増	減	事	由	別	内	訳	説	明	備	考
給	料			千円 921	給与改	定に何	半う増	自減分			千円 921		千円	給与改定の状況 本年度 給料の改定率 給与改定実施時期	0.79% 5年4月
手	当			1, 141	制度改	正に何	半う増	自減分			1, 127	期末手当の増減分 勤勉手当の増減分	611 516		
					その	他の	增;	減 分			14				

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区						分		行	政	職
	平	均	給	料	月	額	(円)		341, 790	
給 与 改 定 後	平	均	給	与	月	額	(円)		401, 097	
	平		均	年		齢	(歳)		46.6	
	平	均	給	料	月	額	(円)		339, 104	
給 与 改 定 前	平	均	給	与	月	額	(円)		398, 317	
	平		均	年		齢	(歳)		46.6	

(2) 初 任 給

(単位 円)

K.	分	行	政	職	_	般	会	計	0)	制	度
)J	11	政	刊以	行			政			職
給 与 改 定 後	高 校 卒		170, 900						170, 900		
新子以定传 	大 学 卒		202, 400						202, 400		
外 上 과 点 	高 校 卒		158, 900						158, 900		
給与改定前	大 学 卒		191, 700						191, 700		

(3) 級 別 職 員 数

区		分	行	政	職				
K		刀	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)				
			1 級	3	14. 3				
			2	1	4. 8				
	補 正 後		3	4	19.0				
			4	2	9. 5				
牯		丝	5	7	33. 3				
7冊		1攵	6	2	9. 5				
			7	1	4.8				
			8	1	4.8				
			計	21	100.0				
			1	2	9. 5				
			2	1	4. 8 9. 5				
			3	2					
			4	3	14.3				
補	正	前	5	9	42.8				
邢	Ш.	ĦŰ	6	3	14.3				
			7	1	4.8				
			計	21	100.0				

(क्या मार्ग क	++ >#+	٦.	2	7	파산 소산 /
(級別の	悬準	کے	75	6	職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級 9 級
行 政 職		相知 超 相知 組 数 験 す る う 職 と を 行 う 職 務	よび主査の職務	の 職 務			困難な課長の職務	部の副部長の職務の職務

(4) 主 な 手 当

区			分	一般会計の制度との異同	差	異	0)	内	容	
扶	養	手	当	同						
通	勤	手	当	同						
住	居	手	当	同						

令和5年度 福井県水道用水供給事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(1) 有 形 固	産		資	産	Ø	部		
(1) 有 形 固								
2 L	国 定 資 産							
イ 土	步	也			4	, 564, 283, 065		
口建	华	勿	3, 23	6, 814, 310				
減	価 償 却 累 言	計 額	$\triangle 1, 7$	22, 590, 854	1	, 514, 223, 456		
ハ構	築	勿	40, 63	5, 309, 106				
減	価 償 却 累 詞	計 額	△17,7	65, 117, 242	22	2, 870, 191, 864		
二機桶	はおよび装置	置	15, 85	7, 826, 349				
減	価 償 却 累 詞	計 額	△ 9, 6	48, 582, 785	6	5, 209, 243, 564		
ホエリ	具 器 具 備 品	耳	11	7, 179, 377				
減	価 償 却 累 詞	計 額	_ △ 9	6, 649, 940		20, 529, 437		
へ車	輌 運 搬 "	Ę		3, 760, 079				
減	価 償 却 累 詞	計 額		3, 572, 074		188, 005		
ト建	設 仮 勘 気	È						
水道	道用水供給事業建設位	反勘定				117, 932, 000		
有	形固定資産	合 計					35, 296, 591, 391	
(2) 無 形 固	固定資産							
イ 電信	電話施設利用材	崔				223, 833		

福井県水道用水供給事業会計

口 1	電話加入権			151, 600	0	
ハラ	水道 施設利用権			889, 627	7	
= 1	也上権			9, 446, 181	1	
	無形固定資産合計				10,711,241	
	固 定 資 産 合 計					35, 307, 302, 632
2 流 動	資 産					
(1) 現	金 預 金				11, 327, 836, 873	
(2) 未	収 金				250, 082, 000	
	流 動 資 産 合 計					11, 577, 918, 873
	資 産 合 計					46, 885, 221, 505
		負	債	の部		
3 固 定	負 債					
(1) 企	業債				4, 367, 707, 756	
(1) 企 (2) 号	業 街 金					
(1) 企 (2) 引 イ 3	業 当 金 退職給付引当金			210, 343, 111		
(1) 企 (2) 引 イ 3	業 街 金			210, 343, 111 1, 535, 492, 649	1	
(1) 企 (2) 引 イ 3	業 当 金 退職給付引当金				1	
(1) 企 (2) 引 イ 3	業 当 金 退職給付引当金 逐繕引 当金				1 <u>9</u>	6, 113, 543, 516
(1) 企 (2) 引 イ 3	業 債 当 金 退職給付引当金 修繕引当金 引当金合計				1 <u>9</u>	6, 113, 543, 516
(1) 企 (2) 引 イ i	業 債 当 金 息職給付引当金 修繕引当金 引当金合計 固定負債合計				1 <u>9</u>	6, 113, 543, 516
(1) 企 (2) 引 イ i ロ f	業 債 当 金 基 科 当 金 房 繕 引 当 金 引 当 金 合 計 固 定 負 債 合 計 負 債				1 9 1,745,835,760	6, 113, 543, 516

イ 賞 与 引 当 金		11, 003, 000		
引 当 金 合 計			11, 003, 000	
(4) 預 り 金			8, 817, 537	
流動負債合計				702, 996, 0
5 繰 延 収 益				
長 期 前 受 金			19, 032, 533, 269	
収益 化累計額			\triangle 9, 507, 080, 553	
繰 延 収 益 合 計				9, 525, 452, 7
負 債 合 計				16, 341, 992, 20
	資 本	の部		
6 資 本 金				27, 558, 014, 0
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イその他資本剰余金		1,777,895,821		
1 て の 他 貝 平 杓 示 並			1, 777, 895, 821	
資本剰余金合計				
資 本 剰 余 金 合 計		261, 632, 956		
資本剰余金合計 (2)利益剰余金		261, 632, 956 945, 686, 389		
資本剰余金合計(2)利益剰余金イ建設改良積立金			_ 1, 207, 319, 345	
資本剰余金合計(2)利益剰余金イ建設改良積立金ロ当年度未処分利益剰余金			1, 207, 319, 345	2, 985, 215, 1

福井県水道用水供給事業会計

負 債 資 本 合 計 46, 885, 221, 505

注記

- 第1 重要な会計方針
- 1 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数 建 物 8~50年

構 築 物 7~60年

機械および装置 5~20年

工具器具備品 2~15年

車輌運搬具 2~6年

- (2) 無形固定資産 定額法による。
- 2 引当金の計上方法
- (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額 を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金11,003千円を取り崩し、5,058千円を(款)水道事業収益(項)営業外収益(目)坂井地区水道賞与引当金戻入益、5,945千円を(款)水道事業収益(項)営業外収益(目)日野川地区水道賞与引当金戻入益に計上する。

2 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県水道用水供給事業会計では、坂井地区水道用水供給事業および日野川地区水道用水供給事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
坂井地区水道用水供給事業	あわら市および坂井市に水道水を供給する業務
日野川地区水道用水供給事業	福井市、鯖江市、越前市、南越前町および越前町に水道水を供給する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位 千円)

	坂井地区水道用水供給事業	日野川地区水道用水供給事業	合 計
セグメント資産	15,348,077	31,537,145	46,885,222
セグメント負債	2,765,358	13,576,634	16,341,992
その他の項目 減 価 償 却 費 有形固定資産および 無形固定資産の増加額	493,410 601,435	1,046,686 803,926	1,540,096 1,405,361

福井県水道用水供給事業会計 257

令和5年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入および支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備考
1 下水道事業費用			1, 216, 145	772	1, 216, 917	
	1 営 業 費 用		1, 193, 957	772	1, 194, 729	
		2 福井臨海下水道 2 処 理 場 費	626, 861	565	627, 426	福井臨海下水道下水処理施設維持管理費
		3福井臨海下水道 条 係 費	18, 953	207	19, 160	福井臨海下水道管理運営費

令和5年度 福井県臨海下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当 年 度 純 利 益	26, 237, 116
	減 価 償 却 費	529, 710, 000
	長 期 前 受 金 戻 入 益	△ 310, 772, 000
	受取利息および受取配当金	△ 90,000
	未収金の増減額(△は増加)	4, 026, 897
	未払金の増減額(△は減少)	<u></u> △ 3, 775, 580
	小 計	245, 336, 433
	利息および配当金の受取額	90,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	245, 426, 433
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 152, 140, 000
	補助金等による収入	5, 015, 000

 $\triangle 152, 140, 000$ 5, 015, 000 $\underline{131, 190, 000}$ $\triangle 15, 935, 000$

3 財務活動によるキャッシュ・フロー 財務活動によるキャッシュ・フロー 0

資金増加額(または減少額) 229,491,433

工事費負担金による収入

投資活動によるキャッシュ・フロー

資 金 期 首 残 高 資 金 期 末 残 高 1, 416, 797, 820 1, 646, 289, 253

1 総 括

	1	総		括																				(単位	千円)
	区				分		Ą	哉	員		数		給			与			費		注 完	福利費	合		計
	<u> </u>				<i></i>		特	別	職	一 角	史 職	報	酬	給	À	料	手	当	有 計		仏龙				п
補	正	後	打	員益勘	定支弁」	敞員			人		6	<u>۸</u>			22,	847		14, 984		37, 831		7, 948			45, 779
補	正	前	ŧ	員益勘	定支弁」	職員					6				22,	492		14, 632		37, 124		7, 883			45, 007
比		較	ł	員益勘	定支弁」	職員					0					355		352		707		65			772
					区		分	担	. 養	手 当	管 理	!職手当	期末	手 当	勤	勉	手 当	i i i i i j j	手 当	超過勤	 務手当	特殊勤務手	- 当	地 垣	並 手 当
					補	正	後			936		748	3	5, 221	1		3, 94	1	1, 304		2, 138		64		313
					補	正	前			936		748	3	5, 025	5		3, 79	1	1, 304		2, 138		64		308
-	N.			an	比		較			0		()	196	j j		15	0	0		0		0		5
手	当	0)	内	訳	区		分	自	: 居	手 当	休	日 給													
					補	正	後			318]													
					補	正	前			318															
					比		較			0															

ア 会計年度任用職員以外の職員

							Г														(単位	千円)
	区				分		職	ļ	1 1	汝		給		<u>1</u>			費		法 空	福利費	合		計
					73		特別	雕	一般	職	報	酬	給	料	手	当	言	t	仏龙	田竹貝			П
補	正	移	غ	損益勘	定支弁	職員		人		6 A				21, 296		14, 565		35, 861		7, 644			43, 505
補	正	前	j	損益勘	定支弁	職員				6				21, 064		14, 244		35, 308		7, 584			42, 892
比		軫	ζ	損益勘	定支弁	職員				0				232		321		553		60			613
					区		分	扶 養	手 当	管理職=	手当	期末	手 当	勤勉	手 当	通勤	手 当	超過勤	務手当	特殊勤務手	·当	地垣	战 手 当
					補	正	後		936		748		4, 904		3, 94	1	1, 202		2, 138		64		313
					補	正	前		936		748		4, 739		3, 79	1	1, 202		2, 138		64		308
手	当	の	内	訳	比		較		0		0		165		15	0	0		0		0		5
于	=	V)	N	E)(区		分	住 居	手 当	休 日	給												
					補	正	後		318		1												
					補	正	前		318														
					比		較		0		1												

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

																								(半匹 1 口)
	区				5,	;.			給					_	与		費	注	宁	福	利	弗	合	-	計
), 		報		西	Ж	給			料	=	手 当	計	14	Æ	ТЩ	ጥ	貝	П		Д
補	正	後	É	損益勘算	定支弁	職員							1	, 551		419	1, 970					304		2,	274
補	正	前	j	損益勘分	定支弁	職員							1	, 428		388	1, 816					299		2,	115
比		較	ζ	損益勘分	定支弁	職員								123		31	154					5			159
				区		分	期	末	手	当	通	勤	1	F	当										
				補	正	後				317]	102										
				補	正	前				286]	102										
-	N. I.	- J	∴ P	比		較				31					0										
手	当(の内	訳	区		分																			
				補	正	後																			
				補	正	前																			
				比		較																			

2 給料及び手当の増減額の明細

区	分	増	減	額	増	減	事	由	別	内	訳		説	明	備	考
給	料			千円 355	給与改	定に負	半う埠	自減分			千 35	円 55		千円	給与改定の状況	
															本年度 本年度 給与改定実施時期	1.08% 5年4月
手	当			352	制度改	正に作	半う埠	自減分			34		期末手当の増減分 勤勉手当の増減分	196 150		
					その	他の	增;	減 分				6				

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区						分		行	政	職
	平	均	給	料	月	額	(円)		326, 216	
給 与 改 定 後	平	均	給	与	月	額	(円)		388, 159	
	平		均	年		齢	(歳)		43. 1	
	平	均	給	料	月	額	(円)		322, 716	
給 与 改 定 前	平	均	給	与	月	額	(円)		384, 566	
	平		均	年		齢	(歳)		43. 1	

(2) 初 任 給

(単位 円)

区	分	行	政	職	_	般	会	計	0)	制	度
)J	.11	ux	1113	行			政			職
給与改定後	高 校 卒		170, 900)					170, 900)	
和子以足板	大 学 卒		202, 400)					202, 400)	
外上	高 校 卒		158, 900)					158, 900)	
給与改定前	大 学 卒		191, 700)					191, 700)	

(3) 級 別 職 員 数

区		分	行	政	職
兦		2)	殺	職員数(人)	構 成 比 (%)
			1 級	1	16.7
			2		
			3	1	16.7
			4	1	16.7
補	正	後	5	2	33. 2
1110	.11.	12	6	1	16.7
			計	6	100.0
			1	1	16.7
			2		
			3	1	16.7
			4	1	16.7
補	正	前	5	2	33. 2
titi	ш	114	6	1	16.7
			計	6	100.0

(級別の基準	と	な	る	職務)
--------	---	---	---	----	---

区	分	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級	9	級
行 政	職	定型的 務 務	う職	l	または と必要 る業務	よび i 職		1				課長おる参事の単)職務

(4) 主 な 手 当

区			分	一般会計の制度との異同	差	異	Ø	内	容	
扶	養	手	当	同						
通	勤	手	当	同						
住	居	手	当	同						

令和5年度 福井県臨海下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日) (単位 円) 資 産 の 部 1 固 定 資 産 (1) 有 形 固 定 資 産 イ土 244, 667, 137 口建 1, 144, 865, 660 減価償却累計額 △ 692, 653, 873 452, 211, 787 築 ハ構 7, 112, 137, 949 減価償却累計額 $\triangle 2,441,229,304$ 4, 670, 908, 645 二機械および装置 9, 579, 870, 643 減価償却累計額 \triangle 5, 295, 165, 063 4, 284, 705, 580 ホ 車 輌 運 搬 1,080,000 減価償却累計額 \triangle 1, 026, 000 54,000 へ工具器具備品 52, 456, 820 減価償却累計額 △ 45, 543, 442 6, 913, 378 ト 建 設 仮 勘 定 臨海下水道建設仮勘定 116, 750, 000 有形固定資産合計 9, 776, 210, 527 (2) 無 形 固 定 資 産 イ電 話 加 入 権 304, 288

無 形 固 定 資 産 合 計					304, 288	
固 定 資 産 合 計						9, 776, 514, 8
2 流 動 資 産						
(1) 現 金 預 金					1, 646, 289, 253	
(2) 未 収 金					76, 116, 000	
(3) 立 替 金					542	
流動資産合計						_ 1, 722, 405, 7
資 産 合 計						11, 498, 920, 6
	負	債	Ø	部		
3 固 定 負 債						
(1) 引						
イ 退 職 給 付 引 当 金				58, 194, 128		
口修繕引 当金			_	179, 448, 873		
引 当 金 合 計					237, 643, 001	
						237, 643, 0
固 定 負 債 合 計						
4 流 動 負 債						
4 流 動 負 債 (1) 未 払 金					77, 392, 884	
4 流 動 負 債 (1) 未 払 金 (2) 引 当 金					77, 392, 884	
4 流 動 負 債 (1) 未 払 金			_	2, 558, 000	77, 392, 884	
4 流 動 負 債 (1) 未 払 金 (2) 引 当 金			-	2, 558, 000	77, 392, 884 2, 558, 000	
4 流 動 負 債 (1) 未 払 金 (2) 引 当 金 イ 賞 与 引 当 金			-	2, 558, 000		

福井県臨海下水道事業会計

6 資 7 剰	本	金		資	本	の	+ n		
7 剰		金				0)	部		
									4, 421, 155, 05
(1)	余	金							
(1)	資 本	剰 余 金							
	イそ	の他資本剰	余 金				85, 252, 425		
			金合計					85, 252, 425	
(2)									
	イ利	益 積 立					4, 609, 816		
	口建	設改良積					380, 470, 065		
	ハ当	年度未処分利益乗					42, 628, 025		
			金合計					427, 707, 906	
		魚 余 金	合 計						512, 960, 33
			合 計						4, 934, 115, 38
		負 債 資 本	合 計						11, 498, 920, 61